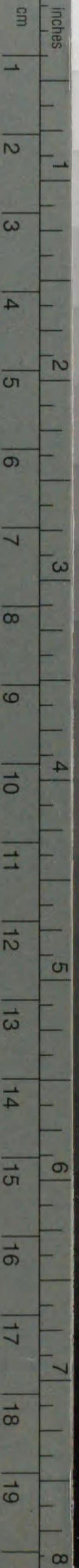


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



580
15

580-115
1200501521953



海野幸徳著

貧民政策の研究



内外出版印刷株式會社發兌

卷 頭 に

昨秋公刊せし「社會事業概論」は學として社會事業を組織せんとする私の努力の最初の現はれであつたが、幸ひ、學界及現業界の容認と認識とをうる事ができた。私は豫定計畫を遂行して、更らに、「社會事業學原理」を公刊し、學として社會事業を構成する公約をはたさなければならぬが、其各論も亦原理の確立によつて逐次基礎づけられなければならぬ。素より、これは、各論を終始一貫の原理によつて記述する「社會事業總覽」の分擔になつて居るが、今私が世に送り出すとする本書はその計畫の先鋒で、私はこれによつて自分の原理研究の結果、原理的基礎に立ち、独自の貧民論を開拓樹立せんとして提出するに外ならぬ。

これまで、歐米諸國に行はれて居た貧民救助の二大主義は院内救助と院外救助とであつた。私はこれに對し、個別的集團的なる統合救助方法を新たに確立した。院内救助は集團的救助で、集團的困窮を對象とするものであり、院外救助は個別的救助で、個人的困窮を對象とするものである。然るに、集團的救助は物として救助せざるを得ざる因果的のものであり、全く人間の救助に適用すべからざる方法であり、個別的救助は人間として救助する歴史的なるものではあるが、大量救助を要する現時に於て其要求に應じ能はざるものである。現今、歐米に於ける救助の二大主義はかくして破綻を現は

し、尙一段の上昇をなさなければならぬが、この事、蓋し、原理の分析闡明によるにあらざれば企圖し能はざるところであらう。

かくて、私は原理の研究によつて救貧論を別の軌道にをくにいたつた。現行の救貧方法は何づれも不完全なるを免れない。かくの如き方法によつて無数の世界の貧民を救助するとすれば著るしく不安を感じざるをえぬ。然るに、我國に於ても、救貧法制定に際會してゐるが、單に歐米諸國の貧民法制を模倣踏襲するとすれば、それは破綻に瀕するもの、眞似であり、畢竟不完全なるを免れず、況んや、十分の用意と研究となくして、漫然救貧法を制定するとせんか、その危惧の大なるは當然なるのみ。貧民救助は救助事業中困難を極むるもので、従つて、貧民法は社會立法中最も難澁なる法制であらう。目下進行中の貧民法制が如何なるものとして現はれるか窺知するところではないが、恐く、將來、更らに原理の導入によつて改修するにあらずんば、歐米諸國の法制に雁行するは容易ならず、更にこれを抜いて世界の範例たるを期するは或は夢想だもすべからざることに屬するであらう(本論参照)私は望みを將來につなぐもので、多く現在に期待するは難きを強いるものと思つてゐる。原理の背後を缺く貧民法なるものは用をなさないから、私は貧民法に對しては特に事務的制定ならずして、論理的開展であらなければならぬと言つてゐる所以である。

そこで、まづ何よりも必要なのは貧民政政策原理の研究であり、更らに、社會事業學一般の研究である。私はこの使命を帯びしめて、學界と實際界とに對しこの書を送り出す。貧民救助の學理が普及するにいたり、初めて、貧民法制も、貧民救助の現業も、その走らざるべからざる當然の軌道を辿るにいたるであらう。

私の本書に論述せしものは終始獨自の立場にあり、統合的救貧制度及其その組織、個別的歴史的救助と集團的因果的救助との組み合わせ、個別的救助を機能と解し、集團的救助を形態と解すること、集中的強制的法制と分散的任意的法制との分業的觀念、従つて、政策と行政との組み合わせによる救貧組織論、複合的救貧組織論、複合的經營論、郡單位論、體驗的救助、個人的救助、統合的救助、混合形態による經營方法論、特志家本位論、集中及分散機能の融合的組織論等、本書に論究せし諸問題は殆んど悉く獨自のものであり、自分の研究を忠實に反映披瀝せしものである。従つて、本書に於ける論究の責任は専ら自分の負ふところである。(本書は其基礎を拙著「社會事業概論」に酌むが故に、本書の十分なる構造を知らんとせらるゝ人々は「社會事業概論」を併讀せられたい)

併し、菲才淺學なる私が本書を公刊するにいたりしは、實に涙ぐましく先輩と僚友との恩惠によるのであり、私はこれ等の人々の鼓舞と指導となくして本書を生み出し、尙續行する未開の研究領野に足をふみ入れ、微力を傾倒することはできぬ。私の研究の成果はこれ等先輩僚友の恩惠であることは言ふをまたないが、また、火災により文籍を失ひし以來、自分の研究を續行せしめらるゝ特志家諸氏

の支援の資である。私はこれ等の人々に對し、深く感銘しなければならぬ。本書發表にあたり特に厚意を寄せられたる内務省社會局事務官安積得也氏、中央社會事業協會原總務部長及高嶋巖氏には厚き盛情に對し深く感謝しなければならぬ。また、本書發行にあたり、内外出版印刷株式會社取締役須磨勘兵衛氏及社員加藤誠一氏の示されたる厚意に對し感謝の意を表明する。

昭和三年十月

海野社會事業研究所にて

海野幸徳

貧民政策の研究

目次

第壹編 貧民政策原理	一
第一章 貧民救助の方法	一
一 因果的救助	一
二 歴史的救助	五
三 貧民救助思想の進化	九
四 人間より人間への救助	一五
五 完全救助と不完全救助	一九
六 相互扶助と集團救助	二三
七 社會事業形態	二六
八 救助方法の分類	三六
参考文献	四〇
第二章 體驗的救助方法	四三

一	體驗的救助の本質	四二
二	體驗的救助の分界	四四
三	體驗的救助方法の先優性	五三
四	女子の救助上の特質	五五
五	心情的救助	五七
	参考文献	八〇
✓ 第三章	個人的救助方法	八三
一	體驗的救助より個人的救助への轉成	八三
二	個人的救助の本質	八五
三	個人的救助と集團的救助との分界	八八
四	無限の結合による救助	九〇
五	個人的救助の救助方法の價值	九三
	参考文献	九五
第四章	集團的救助方法	九七
一	個人的救助より集團的救助への轉成	九七
二	集團的救助の本質	一〇二

三	公的社會事業	一〇九
四	集團的救助の限界	一一〇
	参考文献	一一三
第五章	統合的救助方法	一二五
一	個別形態と集團形態との統合	一二五
二	統合社會事業の本質	一二九
三	公私社會事業反比例の法則	一三二
四	貧民政策原理としての統合形態	一三五
	参考文献	一三七
第六章	個別的形態と集團的形態	一二元
一	社會事業の基本形態	一二元
	参考文献	一二四
第貳編	歐米の貧民政策	一二七
第一章	英國貧民法制	一二七
一	英國救貧組織	一二七

	二	英國の貧民	四一
		参考文献	四二
		参考文献	四三
	三	中央貧民官廳	四四
		中央官廳の職能	四五
		A 教區及教區聯合	四六
		B 檢査員	四七
		C 會計檢査員	四八
		D 参考文献	四九
	四	地方貧民官廳	五〇
		A 監督	五一
		B 保護司局	五二
		C 貧民主事	五三
		D 救助吏員	五四
		参考文献	五五
	五	英國貧民行政の精神及主義	五六
		A 英國貧民行政概観	五七

	B	出生地救助主義	八四
	C	救助機關	八八
	D	救助原則及方法	九〇
	E	勞役場主義の救助	九六
	六	英國貧民法制の特質	一〇一
		参考文献	一〇六
第二章		米國貧民法制	一〇八
	一	米國貧民法制組織	一一〇
	二	院内救助主義	一一七
	三	私的救助主義	一二四
		参考文献	一三三
	四	監督制及管理制	一四一
	五	監督管理の意義	一五〇
	六	米國貧民法制の特質	一五八
		参考文献	一六一
第三章		獨逸貧民法制	一六三

一	エルバアフエルド制度	二六三
二	エ法の歐米諸國及我國への擴張	二七〇
三	ストラスブルヒ法	二八二
四	方面委員の種別	二八八
五	公私機能の補充と統合作用	二九三
六	エ法の本質	二九六
七	分散的貧民救助	三〇八
八	地區及地域に分散及個別化	三〇九
九	分散的救助と社會事業形態	三二七
一〇	名譽委員と分散及個別化	三三五
一一	集中的救助	三三九
一二	獨逸貧民事業の特質	三三六
	参考文献	三三九
第四章	瑞西の貧民法制	三四一
	参考文献	三四八
第五章	丁抹の貧民法制	三五〇
	参考文献	三五四

第參編 貧 民 政 策

第一章	救貧制度の構成	三五五
一	救貧制度の統合組織	三五五
二	人格團體と非人格團體	三五七
三	混合形態による救助の發現	三六二
四	統合救助主義	三六五
	参考文献	三六八
第二章	救貧組織の機能的分業	三七〇
一	行政と政策	三七〇
二	複合救貧組織	三七二
三	行政本位の救貧制度	三七四
四	特志家本位主義	三七六
	参考文献	三六一
第三章	院外救助本位主義	三六三
一	院外救助本位主義の限定	三六三
二	院外救助の歴史的方法	三六七

三 院舎制の衰頹……………三九〇

四 院外救助ニ方面委員制……………三九三

五 救貧法の分散的構成……………三九八

参考文献……………四〇一

第四章

一 經營主體……………四〇三

二 個人的集團的經營……………四〇三

三 經營主體ニ國家及特志家……………四〇七

四 綜合的經營組織……………四〇九

五 郡本位の經營組織……………四一一

六 郡本位ニ接觸の個人的極限……………四一七

米國の郡本位組織……………四一九

参考文献……………四二三

第五章

一 方面委員制度の統合的職分……………四二四

二 統合的方面事業……………四二四

三 特志家的統合制度……………四二六

四 集中的機能の偏重……………四二八

第六章

一 現行救貧制度……………四四〇

二 地方的貧民制度の保存……………四四〇

三 方面委員制度の改修……………四四一

四 恤救規則……………四四三

五 恤救規則ニ方面委員制度……………四四六

六 方面委員令……………四五二

方面委員制度の基準……………四五四

地方的方面制より超地方的方面制への轉成……………四五五

超地方聯合ニ方面交換所……………四五六

方面制の國家的聯合……………四六一

方面事業の範圍……………四六三

方面委員の種類……………四六四

第七 方面委員の數	四六七
第八 方面委員の任期	四六八
第九 地區の區分	四七〇
第十 方面委員の報酬	四七〇
第十一 救助費の負擔	四七一
第十二 方面委員制の歸屬	四七二
第十三 参考文献	四七二
第十四 救貧組織の個別化主義	四七四
第十五 統一 統合組織と個別化主義	四七四
第十六 二 個別化本位	四七五
第十七 参考文献	四七七
第十八 將來の救貧制度	四七九
第十九 参考文献	四八三

貧民政策の研究

海野幸徳

第壹編 貧民政策原理

第壹章 貧民救助の方法

一 因果的救助



貧民政策を獨白の立場から構成するのがこの著作の目的である。私の社會事業原理研究は續行し進
行しつゝあり、相次いで、發表せられて居るが、(近著「社會事業概論」を中心として)社會事業を學と
して構成することを目的とする基礎的著作たる「社會事業學原理」の公刊も近いことであり、かたぐ
本書に於ては、その原理を豫想し、それによつて、獨白の立場から貧民政策論を試み、これまで提出
せられし諸學者の學論に對し一段の進境を見る端緒をひらきたいと思ふ。
現時の救助は集團的なるものであり、その救助形式は因果的なるものである。「社會事業概論」に於て
は、困窮を(一)個人的困窮、(二)集團的困窮に分ち、更らに、集團的困窮は具象的なるものとしての個人

的集團的困窮と、抽象的なるものとしての集團的困窮とに細分せられた(「社會事業概論」八六頁)。現時に於ける困窮(Not)の救助は益々個人的困窮(individuelle-Not)を對象とすることより、集團的困窮(Massennot)を對象するものに轉成せられつゝある。

個人の自由が認められ、如何なる職業に就くことも能き、所得を随意に處分することが、能きるようになり、茲に、近代の生活様式が開展せらるゝに至つた。現代人はかくて前代人よりも自由である。併し、この自由は社會秩序を維持することを界限として與へられて居るものであり、個人は自由を得せし代償として、社會の共同福祉を保持増進する義務を負はされてゐる。近代にいたつては、優者が劣者に恩恵を與ふる思想は死し、救助は國家と國民との間の關係となり取引となつた。

國家と國民との間の救助形式は集團的なるものとして發展するに至つた。國家と國民との間の救助關係は内的なものにあらずして、外的のものであり、具象的のものにあらずして抽象的のものであり、人間的のものにあらずして物的のものである。私はこの種の救助關係を救助の商取引といふ。そこには、救助者と被救助者との對立がなく、兩者の間に愛のはたらきがなく、倫理的觀念は一切死し、心情はかれ、たゞ、冷然たる救助上の商取引が行はれてゐる。社會法制は一つもあまるところなく普遍的に救助をすることを目的とするけれども、その救助たるや、概念的であり、抽象的であり、客觀體としてあり、知能ばかり跋扈して、心情はかれ、人間味は去り、物として、乃至、商取引として冷

然救助し救助せらるゝに過ぎない。集團的救助は凡て具象に對して抽象であり、主觀に對して客觀であり、非組織に對して組織的である(「社會事業概論」五〇—六三頁)。

社會事業は「全體」を對象となし、社會政策は「階級」を對象とする。「全體」といひ、「階級」といふ、等しく、すべてを救助する方針であり、その集團的たるに何の異りはない。すなはち、社會事業(概念社會事業)や社會政策は全體を取扱ふところの十把一束のもの、規則づくめのもの、警察的のもの、官僚的のもので物として(sachliche)救助する方針をとる。

現時に於ける救助形式は一と先づ(一)集團的たらなければならぬ。(二)それは救助形式の進化の上から個人形態より集團形態に轉化する。救助形式の進化は體驗形態より個人形態へ、それより集團形態へ進み、かくて現時にいたつたが、それは又必然的なものとして統合形態に進化しなくてはならぬ。これ等のことについては、第六節にいたり、「社會事業形態」を論述する際明かにするが、救助形式が必然的に集團的なるものとして進化し來る故を以て、集團的救助を一層高き救助形式であると誤解してはならぬ。この場合、個人形態より集團形態に轉成せらるゝのは餘儀ない(unavoidable)といふ理由以外、何もないのである。それは避けることが能きれば、その轉成を遮らなければならないが、集團的困窮の發生によつて、餘儀なく集團的な方法を動かし救助せんとするのみ。

集團的救助は個々人の困窮を如實に具象に於て助くることのできるものでなく、それは抽象し、概

念化の過程を経て助くるところの因果的なものである。因果的救助方法の發生は困窮が集團的となつて來た現時に於ては餘儀ないことである。個人的救助を可能なりとすれば、個別的方法によつて救助すべきであるが、集團の發生によつて、餘儀なく因果的なものとして救助するのである。歴史的な人間の困窮を因果法則によつて救助するのは一見明白であり、凡て困窮は一度かぎり、そのもの限りとして發現する。この一度かぎり、そのもの限りとして發現する無限の結合や全一に對して〔概論〕第二編第一章第四節「個人的困窮と完全救助」〔參照〕概念化した上で、因果法則として救助することは全く不可能である。それ故、形態進化論の見地に於ては、それは救助形式として一階段の進化を成し遂げたように見えるけれども、實は、人間を救助する形式としては退化したと言へる。集團的救助の發現は次の理由による。

労働者や貧民の集團としての發現は救助を集團全體に及ぼす必要を感せしめた。然るに、集團全體を救助の對象とする場合、これを個々として取扱ひ、もつて、全體に及ぼすが如き方法をとれば、到底集團全體を救助することができないことを見出すであらう。たとへば、ハンタア氏は米國に千二百萬人の貧民があるといふて居るが、この千二百萬人に對し個々救助を進めて行けば如何。それは何年たつても全體を救助しつくすことができぬであらう。幾世紀間の繼續救助としても、到底、該事業を完成することは不可能である。そこで、これを概念化して抽象物とする外はない。「労働者全體」とか、「貧民全體」とかといふように抽象物として取扱ふ一途あるのみ。労働者全體とか貧民全體とかといふ抽象物に對しては何人も涙と血をもつて迎ふことはできぬであらう。そこに、倫理的觀念もなく人間味もないであらう。冷然たる全體、これが一切である。かくの如き救助者と被救助者との關係に於ける救助形式が決して高級なものでないことは明かである。

「労働者全體」といひ、「貧民全體」といふ。かくの如き救助形式に對しては共通たり普遍たるべき因果法則によつて一律に救助を進むる外はない。かくて、因果的救助が現代の救助形式となつて入來した。官公社會事業は主として概念的に集團を取扱ふものである。法的強制的なる公的社會事業が旺盛となるに至つたのはかくの如き理由による。併し、官公社會事業が旺盛となり、集團的救助が基本となつたといふこと、救助形式の進化とは別の問題である。救助形式の進化は寧ろ集團的なるものより個別的なるものへ向ふ。

二 歴史的救助

救助形式の進化は形式的には個人的形態(慈善事業)より集團形態へ向ふけれども、實質的にはその逆である。形式の上では、集團的救助はそれだけ一階段の進化をして居るが、内容の上では、それだけ空疎なものとなつて居る。集團的救助には形式はあるけれども、無内容なもの、また、それに近きものである。この關係は屢々誤解されて居る。個別的救助より集團的救助へと必然的に進行するから、

集團的救助を以て高き形式となし、社會事業(概念社會事業)は慈善事業よりも高級の救助形式である
と考へられてゐる。我國に於ては、大正七年を境として、社會事業が成立し初め、漸次それが旺ん
なり、慈善事業が減衰するにいたつてゐる(「概論」二六頁)。よつて慈善事業は社會事業より低き救助
形式であると考へられるが、これは救助形式の進化的意義に通じない謬想である。寧ろその逆が正し
いのであり、救助形式は慈善事業より社會事業(概念的なる)にいたり、その内容を失ひ、人間的な
のより物的なものとなる。

現時の社會事業は抽象的なもの、形式的なもの、集團的なもの、物的なものである。かくて、人間
の困窮(人に對して)に對應するに堪えぬものとなり、それを再び人間化する必要を生じ、こゝに、現時
にいたり、統合救助形態なるものを生ずるにいたつた(この事については第六章にいたり解説する)こ
れ、集團救助の破綻を現はすものであつて、集團救助は歴史的なものに再構成せられなければならぬ
約束のものたるを示す。たゞ、個別形態より集團形態への一方的進化を觀て、形態の位置を定むる方
針をとれば、誤解乃ちいたらざるをえぬであらう。

かくの如き考察によつて定めらるゝところのものは個別的救助形態の先優に外ならぬ。個別形態は
集團形態の究極する境地である。かくて、歴史的救助の先優は恢復せられる。

歴史的なる困窮は一度かぎりのもの、その人かぎりのものである。困窮といふことは物としての困

窮ではなく(これは集團形態に對するものであるが)人としての困窮である。人としての困窮は他と共
通に助け得ぬものである。體驗形態に屬する困窮は「全一」によるものであり、慈善形態によるものは
「無限の結合」によるものである。それ等の困窮はその人かぎりのもの、その所かぎりのものである。

これに對し、他と共通に救助する形式を動かすことの不可能なるは自明である。貧乏といふことは、
何づれも同じであつても、貧乏人の中には、放蕩三昧なものもあり、道念堅固が却つて禍ひせるもの
もあり、その個性に於ても、その境遇に於て千變萬化である。この千變萬化のものを齊一と見立て救
助するのが社會事業であり、社會政策である。凡て、集團事業は齊一な取扱に終始する。齊一な取扱
は全一として、將又、無限の結合としてある人間を満足せしむることができぬ。それは物を取扱ふ方
法であつて、人間を取扱ふ方法ではないから。なせ、養老院に收容せられる老人を分類するであらう
老衰者處置の分類は(一)性別、(二)人種別、(三)健康、(四)性格を基準とするが、性格の異ひ經歷の異ふ老人
を一所に置くことは殘酷であり不倫であり、時に不可能である。たとへば、青春時代を放埒に過ごし、
あらゆる淫慾を弄にし、老いて養老院へ流れ込む阿婆摺と、若くして貞節、一世の儀表たりしが、老
いて子なく、親近なく、打ちつゞく不幸により養老院へ入りしものとを、一室に入れ同様に取扱ふこ
とは如何に殘酷であり不倫であらう。然るに、かようなことは集團的救助の常套であり、また、回避
することのできることもない。そのため、かゝる集團取扱はつねに人間處置に關し劣敗を愬へられ

てゐる。たとへば、ウエツプ氏は *The General Mixed-Workhouse of To-day* という表題を英國貧救法
少数報告第一篇第一章に冠し、第一章の結論として、(一) イングランド、ウエールス、及び、アイルラ
ンドの一般的混合勞役場とスコットランドの救貧院は、それが都市のものと農村のものに係はらず、
大なると小なるとに係らず、華麗なると汚穢なるを問はず皆一様に同様な内的缺陷をもつが、その
主たる原因は混合と非特殊化的經營とから來てゐる。(二) かくの如き院舎はそれに收容する各種のもの
の性格に廢類的な積極的有害なる影響を與へ、價値あり獨立なるべき市民たるに堪えざるものたらし
むる (*The Break-up of the Poor Law, P. 25*) と言ひ、報告の表題をも「救貧法の破棄」として極論的態
度をとつて排撃して居る。ウエツプ氏は救助形態の研究を遂行して居ないので、個別形態と集團形態
の本質と、兩者の關係を明細に知つて居ないであらうから、まづ、その結果より觀て、集團的なる救
貧法の害惡を認め、これを破棄せずしては一つの方法だにもないと考へたのであらう。若し、ウ氏が
私の如く救助形態の研究に出入して居たならば、既に性質として集團救助は人間を救助する所以にあ
らずと、結果をまたずして先決することができたらうと思ふ。私は本書を通じて、凡て人間を人間と
して取扱ふことに失敗して居り、その性質として必ず濫救に陥るべき集團救助方法を絶対に排斥し驅
逐する態度をとる。ウエツプ氏は結果の上から救貧法の破棄を絶叫し、ついに、*Prevention of Destitu-*
tion の著作となり、最早、救助を全く見限り、豫防にのみ、これ依らんとするのであるが、私は氏とは

全く別の方向、すなはち、社會事業形態論の見地によつて、因果的なる集團的救助方法の撤廢を策し、
これが理解並に普及に盡力せんことを期す。ウ氏にして、もし、救助及その方法の本質的研究をなし
遂げたならば、豫防的觀念にのみ走らなかつたであらうと思ふ。私に於ても、豫防は大切なことでは
あるが、また、救助といふことも可能なものである。氏の貧民論はその本質分析の不完全と、その形
態的研究のないことのために、未だその到るべきところに達して居ない趣がある。私はこれ等の基本
問題に分析を加へ、貧民論、殊に、その救助論を一層基本的なものとなし、これによつて、貧民研究
全體にわたり、一新見地に到達したいと思ふ。一層根本的なる理解と方案とにより貧民の減少若くは
絶滅は初めて企圖しうるであらう。
ウエツプ氏の混合的處置の非難は集團救助に固着するもので、それと此れとは不離の關係にある。
よつて、集團救助をなす結果混合とも濫救ともなる。この關係に根本的解決を與ふるには救助を因果
的なものより歴史的なものに移さなければならぬ。

三 貧民救助思想の進化

私有財産や契約の成立によつて個人的責任觀も現はれて來たが、この個人的責任觀の發生は原始社
會の貧民救助を別の軌道にをくにいたつた。原始社會は共同社會であつたから、一部分共同的必要の
觀念により、一部分共同生活により促進されて自由に任意に施與をして居た。原始社會に於ける倫理

に於ては、人格を認識するにいたらなかつたので、個人的な責任観といふものもなく、それがため、憐愍の情は家族或は村落共同主義により自由な發露を見、施與は無差別に行はれて居た。それは老衰者に對しても、病弱者に對しても、兒童に對しても、異邦人に對しても同様であつた。文明社會に於ける人格の發達は無論光明な側面をもつけれども、施與はそれが爲め却つて困難となつた。

原始社會の施與の觀念は共同生活に關係して居る。それ故、一部落に屬さざる他部落のものが施與をうくるとすると二重道德を發生する。部落外から施與を受くるとすれば、無論施されないのみならず、掠めるも殺すも任意である。たゞ、一度び該部落の客分になれば、保護せられ好遇せられ神聖なものとして取扱はれる。モルガン氏はインデアンについて言ふ「部落の客分となれば、飢えたるものには食物を與へ、疲れたるものは床を明け渡し、裸のものには衣服を着せる。十八世紀のオナダゴの酋長カナサテゴは白人に向つていふ、白人が我々の小舎に入ればできるだけ好遇する、彼が濕つて居ればそれを乾かしてもやらう、彼れが寒ければ温めてもやらう、飢えかわいて居るならば食せもし飲ませもしやう、疲れて居るなれば毛皮をひろげて休ませもし眠らせもしよう、そして、これに對し何の求むるところもないが、我々がアラバニイの白人へ行つて食物や飲料を求むると、直ぐ金を出せといふ、金がないといへばインデアンの犬め、出て行けといふ」これはよく原始人と文明人との道德思想を表現するものであるが、原始人にあつては、部落では、我もの他のものといふ觀念がないから、

好遇もし自由に施與もする。併し、該施與は部落に限られて居るので、他部落のものになると施さな
いばかりか、生くるも死ぬるも勝手である。

原始社會では子供を殺すが、はげしき生存競争に生きて居る原始人では食物の不足なとき子供を制限する必要に逼られた。これによつて、子供殺といふことも、行はれたが、一度び生れた子供を生かすといふことが親によつて決められ、部落がこれを許せば、部落ではこれを愛撫するにたゞざるなく、これに食物を與へ、両親は自分が食はなくても子供には食はせるようにする。孤兒でも文明社會のよ
うに飢えさせさるようなことは絶對にない。

原始社會の病者や老者を扱ふ風習も文明社會とは全く異つてゐる。原始社會に於ける老人委棄といふ風習は食物不足から來てゐる。老人が生くれば部落民が死ぬことゝなる。そこで、老衰者は委棄さ
れるか、又自づから求めて委棄される風習が生ずるにいたつた。

原始社會にあつては、家族の相互扶助は祖先崇拜によつて固められ、病弱者並に頽齡者の保護が行
きとゞいた。古代の埃及や一般に東洋諸國は祖先崇拜によつて貧者や無告者を保護する習慣がある。原始社會に於ける救助は全一的救助であり、體験的救助に當る。そこには助けるものと助けられるものとの明かな差別も對立もない。部落に屬するの故を以て、自他の差別なく無造作に助けられる。原始人には我もの他のものといふ觀念がないから、自由に任意に飲ませもし、食はせもし、着せもす

る。これ即ち自他の境を滅する具象的全一的境地であつて、體驗救助に當る。助けるものと助けられるものが分立すれば、主観と客観との差別が生じ、具象的存在より抽象的存在に一轉する。こゝに、助けられるものと助けるものと明かな對立が現はれる。原始社會に於ける救助には助けるものと助けられるものと對立がなく、また、助けることゝ助けられることゝの明かな差別及意識がない。すべて、渾沌として居り、朦朧としてゐる。この境地即ち體驗的全一(概念的全一に對して)であり主客未分の状態である。

中世紀の貧民救助は個人形態即ち慈善形態によるものである。そこで、施與は個人的となり、助けるものと助けられるものと明かな對立がある。個人より個人へといふように救助が進められる。個人的救助は具體的であり、心情によつて行はれるが、非組織なものである。

原始社會より一層發達せし社會に於ては優者が劣者を保護し救助するといふ觀念を生み出した。慈善事業に於ては優者としての救助者と劣者としての被救助者との差別及對立がある。宗教や社會的倫理によつて支配階級は不遇なもの無告なもの無援なものを保護し救助する義務ありとせられた。かくの如き觀念によつて、豊かに自由に施與をすることが有徳の行爲と考へられた。優者が劣者を助けるといふ思想は救助が國家と國民との間の商取引だとする思想の發生するまで續いた。

この時代の救助形式は個人形態によるもので、最初現はれし體驗的全一による救助の一轉したものである。個人的救助は形體進化史に於て正に體驗形態の後に發生せしものである。

近時貧民救助は教會に取り上げられたが、その初めにあつては、集つた人々の祭壇に捧げる贈物を分與することによつて貧民を救助した。その後、教會が分れて教區となつたが、今度は教區が貧民救助の場所となつた。羅馬では、グレゴリーの治下にあつて、執事(Deacon)はその地區内の貧民、鰥寡孤獨の保護及救助に當つた。きまつた救助の外に、グレゴリーは貧民に對し物品の施與をしたが、これは中世に於て貧民救助の形式たるべきものであつた。シャールマンの治下では、収入の十分一を貧民喜捨に割くことが法的な義務となり、僧侶はこれによつて貧民を救助した。貧民救助は有徳の行爲とせられ、また、故ら貧民たることも理想的な行爲であると考へられた。そこで教會の救助は濫救に流れ、當時、アンブルースは貧民救助方法の必要を提唱力説するにいたつた。併し、アンブルースの貧民救助方法と稱するものは單に施與を公平にするといふこと以外のもではなかつた。

新教時代にいたり、中世の貧民濫救は改善の緒につき、教會本位の貧民救助は公的救助に代ることゝなつた。都市の出現發達によつて、新たな慈善團體も起つて來た。ギルドは組合員のため金をあつめて救助をなし、市邑は病院をつくり、救貧院を設け、登録された貧民に施與をなし、孤兒をも保護した。

英國では十四世紀の半頃より治者は新興の勞働者に注眼することゝなつたが、浮浪人と勞働者とを

混同し、浮浪貧民に對して嚴酷なる制裁を加へた。英國の貧民救助は失敗に失敗を重ねて今日に至つて居るが、現時に於ても理想的な貧民救助は未だ行はれて居ないと言つて宜い。

原始社會に於ては、私有財産は小範圍に止り、主たる財源としての土地は共有であつたから、個人の活動を刺戟するようなものもなかつた。併し、富がなかつたけれども貧乏もなかつた。比較的平等であつた原始社會は私有財産制と自由契約の出現によつて不平等なものとなつた。併し、中世に於ては、この勢ひは階級的制限 (caste restrictions) と封建制度のため十分伸びることはできず、個人は遺産によつてその自由をふるうことが能きなかつた。その後、個人の自由が認められ、如何なる職業につくこともでき、その所得を隨意に處分することができるようになつた。こゝに、近代現代の生活様式が開かれた。個人の自由は確保されるようになったけれども、それには條件がついて居る。その條件とは、社會的秩序を侵害しない範圍に於て自由が許されることこれである。國家は共通な福祉のため個人の自由を制限し、これによつて、財産と自由契約にも干渉し制限を加へた。現代人は前代人よりも自由であるけれども、現代人の自由たるや國家より與へられたもので、個人はその代償として社會的な共同福祉に關心する要ありとせられた。

原始社會に於ける救助は共同的なもので、共同觀念によつて、兒童、頽齡者及貧者を救助し、異邦人と雖も部落の客分たる場合には善待したが、一層發達せし社會に於ては、優者が劣者を救助し保護するといふ形式をとり、宗教や社會的倫理によつて支配階級は不遇なるもの不如意なるものを救助し保護する義務ありとせられた。その時代に於ては善心を以て恵を自由に豊かに與へるものが有徳とせられた。近代にいたつては優者が劣者に恩恵を與へるといふ思想は衰へ、救助は國家と國民との間の關係となり、二方的な義務關係によつて律せらるゝことゝなつた。かくて、組織的な方法によつて貧民救助をなし、これを減少せんとする現代特有の貧民救助に達した。現代の貧民救助の中心は貧民救助技術の研究及び組織化された方案と方法によつて貧民を救助し、乃至、減少することである。こゝに、抽象的に貧民を救助せんとする集團事業が開始さるゝに至つた。抽象的な集團事業に於ては、個人と個人と人格と人格との交通接觸の要がなしから、救助は非人格的となり、ついに物化さるゝにいたる。かくて、冷然たる救助の商取引が行はれる。現時に於ける公的救助の如きは一つに量的なもので、大量取扱を以てその特色とするが、その間に、主観なく、心情なく、人間味がない。この時代の救助は組織的で技術によるものであるから科學的であると言へるけれども、それは救助を物化する非人間的なるものたるを免れぬ。

救助は人間化を以て究極標準とするから、物化する救助は最後の進化形式と言ふをえず、再び主観化して人間味を加へ、その本然の機能を發現しなければならぬ。

四 人間より人間への救助

人間より人間への救助 (Hilfe von Mensch zu Mensch) は (一) 救助の個別化 (Individualisierung) と分散 (Dezentralisation) によつて可能となる。

救助を他と共通なものとする主義を採る場合は人間より人間への救助は不可能である。人間の悩みや苦痛は何づれもそれ獨特なもので、他と共通なものでは有り得ないから、これを他と共通なものとして救助するところに忽ち人間を物化する不合理なる救助が現はれてくる。そこで、救助を純真なものとして進めるには個別化を行ひ、個人につき救助を行ふことゝしなければならぬ。これ即ち救助の個別化である。

次に、集中的なる救助は人間より人間への救助たり能はぬ。公的救助が凡て人間より人間への救助たることができず、物に助けを加へるのであつて、人間を助ける所以にあらざる理由はこゝにある。公的救助は如何にしても集團化さざるをえない性質のものであるから、人間より人間へといふような直接的たりえぬのである。そこで、救助をして人間對人間の作業たらしむるには、如何にしても分散しなければならぬ。

人間の救助(物に對して)は個々の事情や境遇を分析し透見したものであり、それに應じて、一々適切な手段を動かすものでなければならぬ。同じ失業者と言つても、強壯なるものもあり病弱なものもあり、勞働意志をもつもあり怠惰放埒なるものもある。同じ貧民と言つても、健全なる貧民 (able-bodied poor) もあり、不健全なる貧民 (unable-bodied poor) もある。そこで貧民の中にも、健全なる貧民としての失業者や浮浪人があり、不健全なる貧民としての老衰者、不具者、廢疾者などがある。これ等の失業者及貧民に對しては凡て個別化が行はなければならぬ。健全なる貧民たる失業者や浮浪人を老衰者や廢疾者と同様に取扱ふことの能きぬのは自明である。老衰者や廢疾者の取扱ひは、最後には一人かぎりのものとして個々行ふものでなければならぬし、失業者も浮浪人も嚴密にはさうである。そこで、救助には調査といふ作用が必要になつてくる。個々の救助はその需要に従つての救助 (Der Hilfsbedürftigkeit) になければならぬが、かくの如き救助は見聞又は文書調査の外、直接的探究によつての調査により遂行しなければならぬ。歩一歩實際を明かにし實情に肉薄することによつて、適切なる救助を施行しうる。かくて初めて、需要者の直接的個人的印象 (unmittelbaren persönlichen Eindruck) を得ることができ、需要者の直接的個人的印象によつての救助即ち人間より人間への救助である。需要者の直接的なる眼と眼との對接によつて得られたる個人的印象を集合すれば即ち全體的印象 (ein Gesamtbild) が得られる。全體的印象が得らるれば、これに對して、救助に關する判断を下し、救助すべきか否か、救助するとすれば如何なる方法によつて救助すべきか、決められる。こゝに於て、一層直接に救助者は被救助者に關係をもち、被救助者と、その實狀とに肉薄し、恰も現實そのものを把握するが如き状態に達する。個人と個人と人格と人格とが接觸することによつて、初めて、切實なる救

助を行ふことができる。この場合救助する個人と救助さるゝ個人とが對立する。かくて、救助が遂行せられる。これ即ち人間より人間への救助と言はれる所以である。ミュンスタルベルヒ氏は *Dann soll er dem Bedürftigen mit den richtigen Mitteln beratend und helfende, als ein Freund und Pfleger, ihm zur Seite stehen. Dies ist, was wir „Hilfe von Mensch zu Mensch“ nennen* と言ひ、要救護者の需要に對し救助者が友として保護者として助けることを人間より人間への救助と言つてゐる。人間から人間への救助は人間から集團への救助ではなく、個人より個人への救助、若くは人格より人格への救助である。

原始基督教の救助はかくの如き人間より人間への救助であつた。原始基督教の救助は直接に感じ合ひ、愛によつて兄弟たり姉妹たることを期した。愛の光りは生命となり、生き／＼として輝いた。直接に感じ合ふことや、小集團生活による心理や、「愛」は個別化若くは分散となつて救貧事業を如實なものとした。このキリスト教の人間より人間への救助は基督教團が漸次原始的なることゝ内的なることゝを失ふにいたつてその意義を喪失した。教團は一方には政治化し、他方には、その大きが内的な接觸を維持することができぬようになり、隣人として、兄弟としての關係は失はれていつた。小さき集團的貧民救助 (*Gemeindearnenpflege*) は内的な温さと、純粹をもつて居たが、それが比較的大規模の救助たるにいたり、餘りに多額の慈惠金を費すようになり、従つて、濫費ともなり、その

上、救助は形式化することを免れなかつた。かくて、救助は益々形式化と標準化と技術化とにより、人間より人間への救助形式を失ふにいたつた。

救助形式進化の結果、個別化的救助は標準化的救助となり、現時に於ては、益々集團的救助が羽翼を張る一方であり、公的社會事業の隆昌も亦かくの如くにして生じて來た。

獨逸に於ける救貧法としてのエルバアフェルド制度の委員及委員會に於ける個別化の導入は分散によつて中央局に集中する機能を個別化せんとするものである。エ法に於ける特志家制度は個別化と分散との上に成立する最も著明なる範例である。この事については第二篇にいたり詳説する。

人間より人間への救助は歴史的救助である。これによつて人間を物化せず、人間としてありのまゝに救助することができる。

五 完全救助と不完全救助

救助とし言はるべきものは、たゞ完全救助を意味しなければならぬ。然るに、現行の集團的救助はいづれも完全救助たり得ないものである。然らば、完全救助とは如何なるものであるか。

救助の純眞なるものは総合的なものである。個々人の困窮と雖も総合的ならぬものはない。例へば貧民と言つても、たゞ經濟的に困窮して居るものではなく、それは同時に勞働意志のないこと、教養の不足なこと、酒食や賭博に耽ること、身體的、乃至、精神的欠陥をもつこと、家庭の不良なりしこ

と等、無数の要素の綜合した復合體である。私は理論的にはこの要素とその關係とを無限に塑りうべしとなすが故に、之れを「無限の結合」として表示した（「概論」九二—九七頁）これ等の無限の結合は有機的全體をつかつて居り、その一々を切り離すわけには行かない。よつて、眞の救助と言はるべきものは、有機的全體に對して行はるべきものゝ外にはない。たとへば、貧民が家庭の欠陥や労働意志のないためにさうである場合、或はこれに金品の施與をなし、或はこれに職業を紹介しても、何の益するところはないであらう。職業に就く氣のないものに職を與へても無効であり、怠惰なものに對し單に金品を施與しても寸效のないことは明かである。よつて、かくの如き部分救助は凡て救助にして救助にあらずと斷定せられる。現時に於ける集團的救助は部分救助であり、眞の意味に於ての救助たり得ざるものである。私は本書を通じて集團的救助たり得ないこと、集團的貧民救助の純眞なる救助方法でないこと、従つて、公的社會事業による總ての救助が、それ自身では獨立し得ぬ性質のものであること、それが私的な機能と結合せざれば人間を物化する非救助たることを力説せんとす。

貧民に金品を施與するといふ、併し、これは決して簡單なる技術でない。單純に貧民に金品を施與しても、それは直ちに救助たることはできない。金給をするといふ、物給をするといふ、いづれも、個々の場合に即して金給或は物給をなさなければならぬ。勝手に金給をなし、物給をすることはできぬ。金給をなすべきに物給をなせば眞の救助とはならぬし、物給をなすべきに金給をなせば時に却つ

て悪い影響を與へる。災害若くは病氣で待つて居ることのできないものに金給をしても所要の物品を購入することができない。かような場合には、物給として救助する方がよい。金を酒色に代へるような厄介物に對しては、物給してこれを遮止する。併し、貧家の婦女子に家政を修めしめ、これによつて貧乏の一原因を遮りうれば、金給して、購買の技術を教へる。それ故、金品を單に施與するのではなく、助けるために與へるといふ觀念をもたなければならぬ。貧乏を輕減するために施すのであるとする方針によつて、救助を遂行しなければならぬ。單に金を與へ物を給するといふことに於て救助は成立しない（「方面事業取扱方法」六一—一二頁）

これによつて、救助と言はるべきものは綜合的なもので、有機的全體に向つてなさるべきものなるを知る。かくの如き綜合救助によるにあらざれば救助の完全を期することができない。かくて、綜合救助を完全救助として表示する義明か也。

更らに、綜合救助と言はるべきものは、(一)無限の結合による救助、(二)全一による救助である。慈善事業は無限の結合によつて救助せんとする。個人が他の全體としての個人を救助せんとするのが慈善事業の特色である。また、個人的救助は綜合救助を可能とする。失業者が職を失ひ、酒色に耽つて心理的・道德的廢類をなし、労働意志を失ひ、かつ、身體的故障を有つて居るとすれば、慈善家はこの個人的欠陥のすべてを救ふべく盡力するであらう。單に職を與へることによつて事情を益々惡化する場

合には、そのものに精神的道徳的訓練をも加へるであらう。更らに、そのものに宗教的感化を與へる必要あればそれをも與へるであらう。なほ、それは病弱の故に勞働不能で就職しえぬとすれば、身體的欠陥をも除去するに力むるであらう。要するに、慈善家の該個人を救助するにあつて、その必要なるものは總て動員するに躊躇しないであらう。かくして、該個人の救助は全ふせられる。これが、無限の結合による有機的全體に對應する唯一の救助方法である。然るに、集團的救助方法は具象によらず抽象によるが故に、部分抽出の作用により救助を部分化せざるをえぬ。或は職業紹介、或は疾病治醫、或は勞働訓練といふように部分を抽出し、同様なる欠陥をもつものを集團として一括救助する。かくの如き集團救助は量に於て大なるを得んも、個人を完全に救助するといふ見地に於ては決して救助する所以にあらざるを知るであらう。時にそれは個々の場合に却つて惡化することもあらう。勞働意志のないようなものに職業を與へても何の効果もあらざるべく、病弱なるものに衣食のみを給するも何の益するところもないであらう。

かくの如き不完全なる救助を遂行するもの即ち集團救助である。これに對し、集團的なる部分救助を不完全救助といふ。

無限の結合によつて救助することは完全救助であるが、これが一層完全化すれば、全一による救助となる。無限に於ける結合は有機的全體をつくるけれども、この有機的全體は要素の結合する要態を指示する。併し、要素が如何程結合しても（それが無限に結合しても）全觀をつくすことはできない。結合の相と全觀とは別ものである。結合の上、更らに、これが渾然たる一體に達しなければ、終局的完全態と見做すことはできぬ。そこで、無限の結合を對象として救助するものを單に「完全救助」といひ、全一態に於てする救助を「終局的完全救助」として彼と此とを區別する。完全救助とは無限の結合に於てするものと、全一に於てするものとを含む。

體驗形態による救助は完全救助である。慈善形態による救助又然り。よつて、體驗社會事業及慈善事業を含めて、それによつてなされる救助を完全救助といふ。更らに、完全救助は因果的なるものにあらずして、歴史的なるものである。一度かぎり、その人かぎり、その所かぎりの救助にあらざれば完全救助とは言ひがたい。完全救助は具象的なるものである。それは人間より直接人間へ向ふところの救助である。よつて、完全救助は人間より人間への救助であるといふことができる。

（完全救助及不完全救助の本質については「社會事業概論」第二編第一章第五節にゆづる。）

六 相互扶助と集團救助

我國に於ては、明治にいたるまでの救助方法は近親相互扶助として遂行せられてゐた。明治より現時にいたり、漸次、相互扶助の氣風は減退し、現時に於ては大體相互扶助は衰退したと言つて宜い。併し、なほ、家族主義によつて、多少相互扶助の遺風をもち、近親互に助くる面影を保存してゐる。

相互扶助の形式によつては、要救護者は近親によつて扶助せられるから、街頭へ窮民を送り出すよ
うなことはない。街頭への窮民露出は相互扶助衰退の結果と見られる。我國では、幕末までは隣保相
扶の主義に基き賑救恵恤を行ふて居たから、世間へ貧民浮浪の徒を送り出すことが比較的少かつた。

相互扶助の形式は比較的初期の救助形式であつて、いづれの國にも存在してゐた。初代キリスト教
の救助方法は集團的貧民救助であつて、この時代の教徒達は見透しのつくような小集團に於て、直接
感じ合ひ、直接助け合つてゐた。教徒達の地上生活は天上生活の反映として、愛と情とを聖界より俗
界に移し植ゑた。この直接に感じ合ふことや、愛や、小さき集團は相互扶助を可能ならしむものであ
つた。相互扶助は交通が盛になり、文明が進歩し、人間の生活様式に變動を來すまで續いた。中世に
於ける莊園と、寺領と、ギルトと、教會との扶助はいづれも相互扶助の形式によつてゐた。

相互扶助は具體的で個人的である。それは集團救助の如く抽象化されたものではなく、また、全體と
いふが如き抽象物に對して動かすのでもなく、一つに個人的であり、個人より個人へ救助が向けられ
るものである。それは又主觀的であつて、心情によつて慰め合ひ救ひ合ふ。それは集團救助のよう
に知的救助ではない。そこには、組織と技術とはなかつたけれども、温かい、美しい心根で助け合ふ形
ちをもつてゐた。それは同情と理解との漲つたもので、連帶の觀念の鮮かなものであつた。それは、
病にも、不幸にも、飢饉にも、困窮にも、天災にも心情をもつて慰め合ひ救ひ合ふものであつた。

この個人と具象と心情とによる美しき人間的なる相互扶助はついに逝いた。悲むべきことではある
がついに去つて了つた。これに代つて入り來つたものは、個人に對しては集團、具象に對しては抽象、
主觀に對しては客觀、心情に對しては知能、全體に對しては部分といふような救助形式をもつ集團救
助であつた。鐵道や電信電話ができ、都市生活が勃發し、家庭が崩解の過程を辿りつゝある現代に於
ては具象的な心情による相互扶助は永久に去つて又歸らぬことゝなつた。それに代り、益々抽象の道
程を経て、形式的部分的な不完全救助なるものが入來した。かくて、疾病も、災害も、貧乏も、個人
のものではなく、集團のものとなり、村落の優しき美しき相互扶助は無味な乾燥した都會の客觀的な
窮民救助となり、災害救済となつた。都市の救助は再び抽象化されて、法的強制的のものとなり、概
念社會事業に依る全體のものとなり、社會政策に依る階級的のものとなつた。そこに、全體があ
り、團體があり、集團があり、抽象的な怪物があり、形式的な救助の商取引があり、警察的な取締があ
り、血も涙もかれ果て、單に物が物を救助する集團形式が繁昌しつゝある。

相互扶助の衰退は決して良いことでも好ましいことでもない。個人と、具象と、主觀と、心情とに
よつて行はれる救助は人間的なもので、この上なく望ましく懐しきものである。たゞ併し、量的に救
助せらるゝを餘儀なくされし時代に於て、集團救助が餘儀なく咲き出でたまでゝある。たゞこれだけ
の意義のものであるに過ぎない。

相互扶助は體驗形態若くは慈善形態によつての救助である。それ故、全一や無限の結合によつての救助を行ふことができる。それは一見無力のようである。それは無組織でもあらう。その救助は全體には及ぶことも能きなからう。個々救助する方式を多數の相互扶助家族と人とに用ゐ、これによつて、大數取扱に堪えるものとなし得ようが、それは集團救助の如く全體を對象とすることはできない。相互扶助は質を基準とする救助法で、集團救助の如く量を基準とするものは根本的に異ふ。よつて、相互扶助と集團救助とを優劣の標準によつて、その上下を定むることはできない。かような比較は實は全然性質の異つたものを比較して居るまで、ある。量は比較しうるが、質は比較することができぬ。それ故、相互扶助と集團扶助とを比較することはできない。それは質の基準によつて價值ある救助をなすものと、量の基準によつて價值に乏しく、また、價值のない救助をなすものとを比較することゝなる。たゞ、それが同一標準に換算される場合比較しうるに過ぎぬ。量の基準より兩者を比較すれば、集團救助は全體救助であるが、相互扶助は個別的救助で部分に及ぶに過ぎない。よつて、集團救助は相互扶助よりも高き救助形式であるとせられる。かくの如き比較法が現時に行はれて居るものではあるが、到底、價值判斷の上で認めがたき前後矛盾したものである。これを價值判斷によつて標準づけらるれば、相互扶助は歴史的な救助方法であり、人間を人間として救助するが、集團救助は因果的救助方法で人間を物として救助する方法であると言ふことになる。よつて、因果的なる集團救助は歴史的なる相互扶助よりも低き救助形式である。

救助といふことは歴史的觀念であるから、對人間的意義に於ては歴史的なる相互扶助の方が高き形式である。即ち、價值判斷的なる比較に於ては、相互扶助は集團救助より高き救助形式である。救助を以て歴史的觀念であるとし、人間に向けらるゝものとするれば（物に向けらるゝのでなく）人間的なる相互扶助は、いづれにしても、集團救助よりも高き形式であると言はなければならぬ。

相互扶助は村落救助や都市救助より地方救助となるにいたり、抽象化の過程を辿り、人が人を助ける氣分を稀薄にし、國家的救助たるにいたり、全く人と人との關係を脱失して抽象そのものとなり、今や救助は國際的に擴張せんとして、全く形體の外、内容の認めがたきものとなりつゝある。かくの如き救助形式の究極はその自づから自殺であつて、全く本來的意義による救助の歴史的觀念を喪失しつくすのである。茲に於て、國際的なる國家的なる集團救助は歴史的なる個別救助に復歸還元せられなければならぬ。

現時に於ては、救助形式の進化的見解と價值判斷的なる見解とは混亂に陥つて居るように見える。集團救助を以て發生史的に個別的救助より一層高き形式であることを主張するものは價值判斷的なる見解を脱失して居るのである。かくの如き判定の價值なきものなるは明かである。救助形式の優劣については發生史的に見なければならぬと共に、又これを價值判斷的に見なければならぬ。なほ、こ

の兩者は救助觀念の限定によつて、その歸一するところを定めなければならぬ。乃ち救助は因果觀念にあらず、歴史觀念であることが設定せられる。この標準によつて判定するときは、個別救助は歴史的なるが故に集團救助よりも高き形式であるとせられなければならぬ。今後、社會事業の形態及救助形式の優劣は歴史的標準によつて決定されなければならぬ。現時に於ける救助形式の發生史の見解は價值顛倒である。

七 社會事業形態

私の救助の方法論は形態論を基礎とするものであるから、概略、社會事業形態につき解説しなければならぬ。

形態論については「社會事業概論」第貳篇を参照せらるべく、更らに精細なるものは「社會學雜誌」(五二—五五號)に載せられたる「社會事業形態の研究」なる拙文を見ていただきたい。なほ、近く公刊する學として社會事業を組織する「社會事業學原理」にいたつて、之れに嚴密な形式を付與するつもりである。

これまで、社會事業は純一なるものと考へられてゐた。社會事業に多少形態論的觀念の存在を不知識認めて居るような學者もあるが、未だ、概して形態的觀念に達して居ないと見るを當然とする。従つて、この部分の研究は私の創始せしものである。

社會事業形態は閉鎖的のものとして、これ以上區別せられない縦斷的區分と、開放的として、なほ區別を許す横斷的區分との二つに區分せられる。

縦斷的形態

- 一 體驗形態
- 二 個人形態
- 三 集團形態
- 四 統合形態

横斷形態

- A 關係形態
 - 一 單獨形態
 - 二 綜合形態
 - 三 統合形態
 - 四 融合形態
 - 五 全一形態

B 經營形態

- 一 公的經營形態
- 二 私的經營形態
- 三 公私混合經營形態
- 四 宗教的經營形態

C 種別形態

- 一 一般社會事業形態
- 二 保健社會事業形態
- 三 兒童保護事業形態
- 四 教化事業形態
- 五 經濟社會事業形態

縦斷形態として基本的なるものは個別形態と集團形態とである。個別形態は(一)體驗形態(二)個人形態の二を含む。全一を對象とする體驗社會事業は體驗形態に屬し、個人を對象とし無限の結合による慈善事業は個人形態に屬す。この二の形態に屬するものは、いづれも、個別的なもので、歴史的であり、その救助は人間より人間へ向ふ。よつて、これを合せて個別形態とする。この個別形態は因果的であつて、客觀化を目的として質より量であるところの集團を對象とする集團形態に對立する。

統合形態は體驗形態及個人形態が集團形態と統合することによつて成立するものである。個人形態(慈善事業)は集團化して集團事業となり、私的企業は凡て公的企業化して集團に要約せらる。よつて、社會事業形態進化の方向は個人形態より集團形態への一途あるのみと考へる。併し、この考へ方は形態の進化なる見點のみよりするもので、諸形態の救助本質を無視するものである。形態の進化は個別より集團へ必然的に向ふけれども、諸形態の對象とする救助はいづれも歴史的なるものであるから、(人間に對するものとして)たとへ、集團に究極しても、それは何づれにしても個別的意義を入れて、その救助機能を恢復しなければならぬ。

現時にいたり社會事業の集團化が復又個別化し初め、小養老院主義となり、兒童の家庭委托制度となり、小隣保館主義となつて現はれ初めた所以のものは、形態進化によつて特殊形態を發生するが、その現實の目的とする救助に劣敗せし結果として、個別的意義を恢復しつゝあるものと見られる。統合形態はかくの如くにして生まれて來た。それは純粹形態的進化の結果現出するに至りしものと見るよりも、それと共に、救助機能の恢復によつて現はれて來たものと解釋すべきであらう。

そこで、縦斷形態は基本的なるものとして、個別形態(體驗形態及び、個人形態)と集團形態とに要約すると見られるであらう。これに統合形態が個別形態と集團形態の混合形態として附加せられる。

横斷形態としての關係形態は(一)單獨形態、(二)綜合形態、(三)融和統合形態、(四)全一形態の五に分れる

現時の社會事業經營は單獨形態によつてゐる。一都市及一地方に開設せられし社會事業團體は彼此連絡をたつことなく、また、その間に統一の機能導入せらるることなく、各自孤立して居る。これは、個別事業 (Case-work) でも、集團事業 (Group-work) でも同じである。然るに、かくの如き單獨形態の非なる所以を認知し初めたのが現時であり、社會事業の *Zeitsplitting* の聲は獨逸のみならず英國にも米國にも聞えてきた。

廿世紀初頭の米國社會事業界は單獨經營としては進轉したが、社會的方案の基準 (As the Basis of a Community Program) による經營方法としては劣敗してゐることに気がついた。當時、米國の社會事業界では大都市に於ては數百の事業團體が紛然雜然として存在し、小都市と雖も數十の團體が交錯し、その間に何の連絡も統一もなく亂杭の如き状態であつた (我國社會事業界の現状はこれと同じ)

これに對し、三つの非難が加へられて來た。第一、さう澤山の社會事業團體が現はれて來ると、これを維持することができなくなるといふ非難。クリーブランドに於て調査せし結果によると、一九〇七年と一九一〇年との兩年に於ては寄附者が増加せざるのみならず、寧ろ減少してゐた。そこで無限に増加する社會事業に對し寄附者側から非難が起つた。さう増してばかり居ても財源がないではないかといふ非難である。全體社會事業團體はさう無責任に濫造しうるものではない。この事を特に私は現時の我國社會事業界に提言する必要を感じる。社會の資源には限りがあるから、二重にも三重にも

民衆の福利に名を借りて社會施設を濫造し得る権利は何人にもない。重複なものに對しては社會は資源を提供する義務がないからである。

第二、寄附要請の時間と勞力が過分になるといふ非難である。米國の某富豪は一年の中八ヶ月にわたり、一日の三分一を寄附勧誘に費やすといふて苦情を言ふて居るが、私は京都の某富豪から聞いたところによると、平均一日二件の寄附要請があるとの事。そこで一年には七百二十件の寄附勧誘に接する計算である。社會事業家にあつても、専門の技量を用ゐるよりも、寄附に没頭し時間をつぶすことが多く、當然苦情や非難が起つてくる。

それに募金率が多額になるといふ非難である。これまで米國では寄附額の一プロセントより四プロセントまでの募金費をだして居たが、競争的施設の濫出のために一弗に付六十六仙も募金費を支出しなければならぬような極端な事態を惹起してゐる。

單獨經營の衆惡は漸く非難の焦點となつて來たが、我國社會事業界に於ては、未だ昏々として深き睡りに落ちて居るやうで、他の文明國のようにこの問題は注意をひくに至つて居らぬ。我國に於ける重複的な競争的な自他排擠的な社會施設は平和の氣分を取り去り、不安な戰時氣分に満ちてゐる。殊に、濫設せられし社會事業團體は例外としてなければ救助の原則と結合してゐない。多く素人が勝手に思ひつき半分の考案と方針によつて進むのである。何人でも直ぐ氣付く通り、我國の社會事業は

あまりに素人社会事業の氣分の濃厚なるものである。その結果、濫救であり、事態の悪化である。

この事は單獨經營からも來て居ることだから、これが綜合經營に改めらるゝに至れば、その弊害の一半は直ちに除去しうる。如何なる寄附者でも素人が勝手に無茶な方法で救助するのを默視傍觀する道理はない（我國寄附者の御目出度いことは寄附すれば、それを溝へ放り込もうと、ごうしようとかまわぬといふ無頓着さである）そこで公衆の事業經營への参加ともなり、それが公的福利たるかぎり官公の統制ともなつて現はれて來る次第である。（我國には未だ社會監察制といふものも行はれて居らぬ）

それから重複して事業を經營する權利といふものが官公にも民間事業團體にもないことを承知しなければならぬ。民間であれば寄附者に對して、官公であれば納税者に對して責任をもつ筈だから、重複な無用な施設をなす權利は何人にも絶對にない。思ひつきで濫造するとすれば重複なものが多く出るといふことは自然的なことである。重複すると競争となり、排擠となり、乃至、無責任となる。我國の社会事業界では、暗々裡に競争や排擠や争闘が旺んであるが、これは亂抗の如く無方針な設立によつて重複となつてゐるからである。官と公と、官公と私團體とが何處でも兎角圓滿に行かない所以のものは銘々同じような仕事をして居るからでもある。そこに繩張りの觀念が生ずる。この繩張りとか權限とかといふことは、我國の社会事業界ではあまりに過分で、實にうるさい事ごもであるが、な

るべく分業によりて繩限りや權限を定め、唯合はないようにしてたらどうかと思ふ。社会事業界の勢力争ひといふものは一種の醜態である。それから、重複施設の場合には兎角責任を他に轉嫁するから無責任となり無方針となり易い。

我國でも最早社会事業界は整理時代に入つて來たことを指摘しなければならぬ。重複なものは單一化し、無駄なものは排去し、競争するものは平和なものとなし、失費の多いものは冗費を除くことゝしなければならぬ。その上、分業によつて各團體に歸屬を定め、喧嘩や排擠のないやうにしなければならぬ。既に十分歸屬を定めうる程度に學理も發達して居るのだから、一つこれによつて整理しては如何であらう。各團體が他のものに歸屬する事業をして居る結果、所謂奪還氣分で不和がついて居るのである。そこで、これを公平に分業によつて歸屬を定めたらどうか。かういふ順序によつて整理されるれば喧嘩も少くなるだらう。但し、分業に従つて歸屬を改むべき原則は漸進的でなければならぬ。綜合經營に改むれば社会事業團體の數は減少する一方であると考えらるであらうが、これは誤解である。綜合經營となれば、社会事業團體の救助方法、政策及理想も改められるし、社会進歩の方案を促進し、將來企畫すべき社会施設の何なりやを指示し、新社会事業の企畫を促す等積極的意義と使命とを實現することができる。單獨經營では何が重複か、何が不足かといふことも實は分らぬ。それが綜合して見ると、重複なものも分るけれども、又足りないものも發見せられる。そこで足りない分を設

計企畫することゝなるから、綜合經營必ずしも事業の減縮或は團體の減少を意味するものではない。それに單獨經營では、全體として何が社會及國家の福祉となるかといふことを透見することが困難であるけれども、綜合經營に於ては、一體としての主義及理想を樹立することが比較的容易である。この事は我國社會事業界の時弊にあたると思ふ。我國の社會事業界では唯漠然社會のためになるといふ構想で進んでゐるだけで、それが果して社會及國家に貢獻しうるものかどうかといふ事を知ることができない。その中には、却つて社會や國家に害惡を與へてゐるやうなものもないとは言へない。そこで綜合的なものとして經營するようになれば、一體としての社會的理想は何であるかといふことも分り、期せずして社會事業を理想化しうる。

統合形態に於ては綜合形態の如く社會事業團體間の連絡統一でなく、一企業體に個別事業と集團事業との統合さるゝことを意味する。現時の社會事業は公企業化し益々集團化する一方であるが、私企業と公企業とは全く別種のものであるから、いかに公企業旺んなればとて悉く私企業を併呑することはできない。「輓近の社會事業」第一章二節、及び「社會事業概論」第貳篇第六章「公企業と私企業とは分業の觀念に支配せられる。すなはち、集團事業たる公企業とは彼此補充關係にあり、一組織體內に結合することができる。集中的なる量的救助と分散的なる質的救助が結合すれば、一つは量あつて質を缺き、他は質勝れて量を缺く如き短所を補ふことができる。こゝに統合形態出現の契機がある。

融合形態は統合形態に於ける單なる結合が融合して集團及個別兩要素を一體として所有するものであり、全一形態は要素觀念を超越し、それが全一の境地に達せしことを意味する。

經營形態は(一)公的經營形態、(二)私的經營形態、(三)公私混合形態、(四)宗教的經營形態に分れる。

現時に於ける救助事業は益々集團的となりつゝあり、従つて、公的經營形態が全盛である。我國に於ける大正七年前後より發達をつゞくる社會事業は主として公的經營に屬するもので、私的經營はこれに與らない。米國の社會事業に於ては、私的企業旺盛で、却つて、公企業が後に墮落たる觀があるけれども、國風に應じ我國では凡て公營を以て基本として發達してゐる。我國に於ては、學校の官公立全盛の如く、社會事業に於ても官公企業全盛であり、今尙ほ發達の最中にある。而して、公營事業あまりに顯著なる割合に私企業これに雁行せず、ために昨今物議を生ずるに至つた。公營と私營とは時に混合する。また混合形態をとつて將來の社會事業は發達すべきものであらう。これ、社會事業經營の一方針たるべきものである。經營は私的であるけれども、官公團體より資金の全部又は一部を供給して居るものは公私混合形態である。集中機能を表せしむるに公的機關を以てし、分散機能を代表せしむるに私的機關を以てするが如きものがある。たとへば、エ法に於ける中央局と委員及委員會の統合は公私混合經營の一形態である。公團體が私團體を監督するが如きものも公私混合經營である。かくの如く、公的經營及私的經營の外に公私經營を併合せしが如き形態が現生しつゝある。これ、い

づれも、公私混合經營である。

宗教團體に於て社會事業を經營するときには公企業及私的な俗人團體事業と別異の特徴をもつにいたる〔社會事業概論〕第貳篇第七章)こゝに、宗教經營形態なるものが生ずる。

(種別形態の説明は「社會事業概論」第參篇第一章にゆづる。)

八 救助方法の分類

形態論的分析によつて、社會事業の基本形態は個別形態と集團形態とであることを知つた。總ての横斷的諸形態はこの二の縦斷的形態に要約せらるべきものである。よつて、救助機能としては、個別的救助機能なるものと、集團的救助機能なるものゝ二に分れる。

一切の救助は救助機能によつて定めらるべきものであるから。救助は個別的救助と集團的救助とに二分されるわけである。よつて、まづ、救助方法としては、個別的救助方法と集團的救助方法とが設定せらるべきであると斷定しなければならぬ。然るに、個別的救助方法は純一なるものではないから、それは再び形態論の見解によつて(a) 體験的救助方法、(b) 個人的救助方法とに分れる。體験的救助方法は全一的見地より救助を進むるもの、個人的救助方法は無限の結合によつて救助を進むるものである。

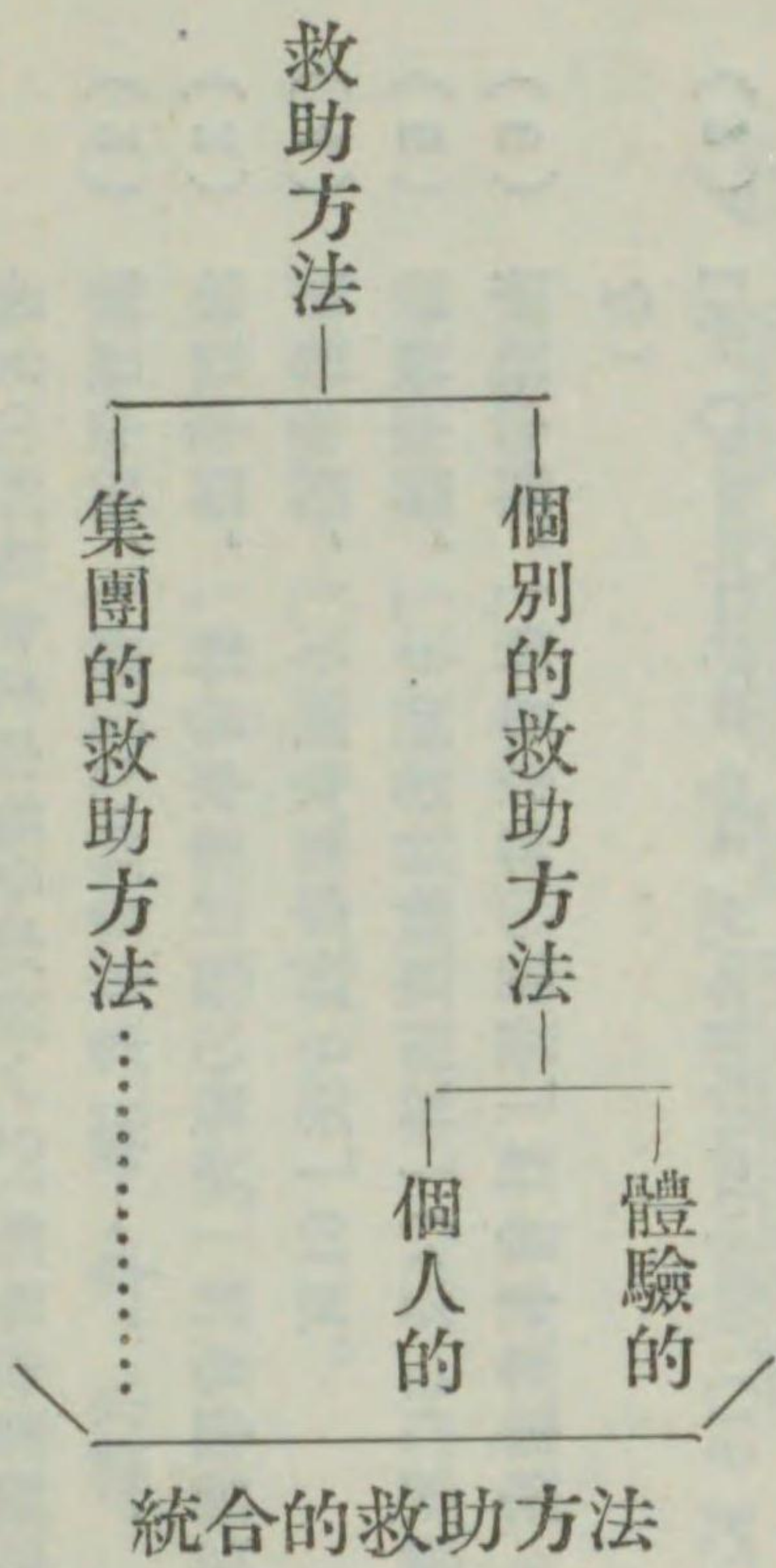
これに、個別的救助方法と集團的救助方法とを統合する救助方法が加はる。公的救助としてはそれ自づから全からず、私的救助としてはそれ自づから普遍的なる能はず、こゝに、一が他に缺けたる機

能を分業によつて補充する見地から統合することゝなるが、これ即ち統合救助方法である。

形態論的分析による救助機能を基準として救助方法は左の如く分類される。

- 一 體験的救助方法
- 二 個人的救助方法
- 三 集團的救助方法
- 四 統合的救助方法

これ等の救助方法の關係は左の如くである。



貧民救助の方法はこれによつて確定せられ、その分類も決定せられたから、これに基き貧民政策の原理たるべき方法を分析闡明することゝしよう。

- (1) 海野幸徳、「社会事業概論」第一編、第二編—京都、内外出版印刷株式会社發行。(本書に用ゐる術語は著者固有のものが多く、殊に著者独自の見解を基礎として居るから、本書の完全なる理解には先づ著者の社会事業原理を取扱へる「社会事業概論」を見らねたい)
- (2) 海野幸徳、「晩近の社会事業」第一章、京都、内外出版印刷株式会社發行。
- (3) 海野幸徳、「社会事業形態の研究」社会学雑誌、第51, 53, 54號。
- (4) 海野幸徳、「方面事業取扱方法」61頁。
- (5) 海野幸徳、「方面委員制度指針」(4及5に形態論に関する方面委員制度の特質が記述せられてゐる)
- (6) 海野幸徳、「社会事業の運営」社会事業講座3, 4號(この論文には総合社会事業形態が説明せられてゐる)
- (7) Die Organization der Wohlfahrtspflege (15 Konferenz der Centralstellen für Arbeiter Wohlfahrtseinrichtungen)
- (8) Singer, Soziale Fürsorge, der Weg zum Wohltum, S. 42—53.
- (9) Queen, Social Work in the Light of History, Second chapter.
- (10) Norton, The Cooperative Movement in Social Work. (7, 8, 9, 10)には総合社会事業を取扱ふ)
- (11) Bolzau, Fürsorgerecht und Caritas, S. 109—198.
- (12) Münsterberg, Das Erberforder System. S. 1—16.
- (13) Webb, The Break-up of the Poor Law, The Minority Report of the Poor Law Commission, Part I, pp 1—25.
- (14) Webb, The Prevention of Destitution.
- (15) Wanner, American Charities, p 192.
- (16) Brachmann, Das Zusammenarbeiten zwischen amtlicher und private Fürsorge.

- (17) Lohse, Die Privatwohltätigkeit und ihr Organization.
- (18) Flesch, Die Kommune und die Wohlfahrtspflege.
- (19) Levy, Die Privatpersonen und die Wohlfahrtspflege.
- (20) Liese, Caritas, und Wohlfahrtspflege.
- (21) Münsterberg, Koporation und die Wohlfahrtspflege.
- (22) Salomon, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege, S. 664. (16より22までは集團事業と個別事業との關係を取扱ふ)
- (23) Wiese, Einführung in die Sozialpolitik, S 7—33.
- (24) Franke, Sozialpolitik und Wohlfahrtspflege.
- (25) Mahning, Die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege.
- (26) Weber, Fürsorge und Wohlfahrtspflege.

第二章 體驗的救助方法

一 體驗的救助の本質

體驗社會事業の對象は物ではない。救助は無論 Ding には向けられないけれども、集團といふが如き客觀に換置せられるものを對象とする場合、それは sachliche となり、物を對象として救助することゝなる。現時に於ける救助は組織とか効果とかといふことを重視して居る。これによつて、救助の進化を測定することができようが、救助を以て集團に向けられるものとすれば、寧ろそれは救助の下落であると言はなければならぬ。救助の組織化とか効果とかといふことは大切なことではあるが、それよりも、人間を人間として救助する意味の方が一層重大事である。そこで、體驗形態は組織化とか技術とか効果とかといふことゝは全く無關係にそれ自づから最高の救助形式たりうる。

無限の結合を對象とする慈善形態は救助を歴史的に取扱ふもので、質の基準によつては高級なる救助形式である。形體論上からは慈善事業は社會事業（概念的）よりも下級なる形式であるけれども、救助意味から言へば寧ろそれよりも高級なるものである。現時に於ける社會事業學者の間には社會事業は慈善事業より轉化したもので、それは慈善形態よりも一層進化したる形式であるとの見解が蔓つてゐる。これ、社會事業形態論研究以前の產物であつて、新たに形態論を社會事業學の一部門とする

ものにあつては、本質を一層明かに分析しうるから全く別の光りに照らして其位置を定めうる。

救助形式の進化はこれを發生史的に見ることも能きだが、また、これを價值判斷的に見ることも能き。價值判斷的判定に於ては、社會事業形態並に救助は歴史的に見られるから（因果的に對して）量の如何に係はらず、質によつて判斷を下す主義をとる。かくて、質の基準によつて、慈善事業は社會事業よりも高き救助形式であるといふ判定を下す。發生史的考察によれば、體驗社會事業より慈善事業に、それより集團事業に進化するのだから、この必然的な進化階段に於て、集團形態は最も高き形態であると考へられる。進化史論より言へば、如何にしても集團的たらなければならず、如何に望ましと雖も集團形態は個別形態たり得ずといふ論法をとるのである。これは單純に發生史的根據による見解であるが、もし、これに價值判斷的なる見解をいれるれば、救助とし言はるべきものは、いづれも歴史的なるものであり、また、さうあらなければならぬから、發生史的な進化階段は更らに價值判斷をいれて、それを全く別の方向より眺むることゝなる。これ、現時既にあらゆる集團形態が個別化的方向をとつて轉換し初めし所以である。かくて、集團形態が必然的進化によつて最高階段たり、また、好ましく望ましと雖も、集團形態を個別形態に逆轉することは能きぬといふ思想は敗走しなればならぬ。私の設定せし「統合社會事業」なるものは集團形態より一階段の上昇をなせしもので、發生史的にも集團形態より一階段の進化をなせしものである。形態進化は集團形態を以て頂點に達し

たものと言ふことはできない。

體驗形態の本質は生命であり心情であり、全一である。それは要素の無限に結合せし全體ではない。慈善形態は要素の無限結合によつて成立するが、それでは生命そのものには達しがたい。ヘッケル氏は生命の *Chemische Begriff* といふことを主張し、生命は化學的概念であるといふけれども、いくら、炭素や窒素や酸素を化合したからとて、生命現象はあらはれない。生命は寧ろフェルゾオルン氏の *Morphologische Begriff* としての形態的概念である (*Allgemeine Physiologie*) をつて、ヘッケル氏の化學的概念たるべき慈善形態と、フェルゾオルン氏の形態的概念たるべき體驗形態とは全く別の範疇であるといふことになる。

眞の救助は生命に向けらるべきものである。救助は歴史的概念であるといふ義はここから考へて行かなければならない。救助の純眞なるものは生命に向けられるもので (生命を本體としての人間に向けられるものなる限り) 要素の結合や集團に向けらるるものではない。要素の結合と言つても、いくら結合したからとて、生命にはならない。かくの如き死物に向けられるものは歴史的概念としての救助そのものではない。

よつて、體驗形態にいたり、初めて純眞なる救助が行はれ、救助としてその名にふさはしきものが初めて行はれる。集團救助の如き實は救助と名付くる價值あるものではない。生命は全一によつて生

ず。全一の姿態が洞察せらるるところでなければ生命の面影は窺はれない。結合からは生命も人間も生せぬ故に全一の姿に於て初めて生命を捕へ人間を想起しなければならぬ。

體驗社會事業の研究方法は歸納法によるものたることはできず、寧ろ、演繹法によらなければならぬ。それは概念によつて分析するのではなく、直観によつて洞察するのである。こゝに、私の所謂心情社會事業が生ずる。私が心情社會事業と言つて居るところのものは單に心情的なものであるといふ義でない。それよりも、心情とは感ずるものであり直視するものであるところの生命を意味するのである。よつて、心情社會事業とは生命社會事業といふに等しい。但だ、生命社會事業は心情社會事業よりも廣く一層本源である。更らに、心情社會事業は體驗社會事業である。この事については第五節にいたり心情的救助を述ぶるにあたり、もう一層精細なる分析を加へることにする。

一切の社會事業は心情社會事業たる生命社會事業の基礎に立つべきである。生命社會事業を豫想せざれば、一切の社會事業なく、また、諸々の形態を發生することなしと言つて宜い。慈善事業は生命に還元さるゝことを豫想して存在し、集團事業は一度び無限の結合に歸入し、次に生命に還元することに於て存在するのみ。それ故、慈善事業も、概念社會事業も、社會政策も、それ自づから存在するものであるよりも、生命に還元せらるゝ意義に於てわづかに獨立的價值をもつのみ。

知的社會事業は概念社會事業のことであるが、社會事業は知的なものとしては、その究極に達する

ことはできぬ。社會事業の究竟地は生命でなければならぬ。體驗形態は分解し理解するのではなく、*Erleben* して、ありのままの姿を靜觀するのである。それは全一の姿態を洞察し、その流動にふみ入り、心情としてこれを味讀し感得するのである。體驗形態にあつては、客觀的な悩みをそのまま體驗し、生命として如實に再構成することによつて、その眞の面影を現はす。再構成せられたものは無限の結合ではなく、慕直に生命そのものである。生き／＼としたありのままの悩みは體驗によつてその姿を現すが、反省によつては忽ち破碎されて了ふ。心情により直接的にありのままの生命を模寫をなすところに神々しき悩みの姿が現はれる。(「社會事業概論」一〇三—一一〇頁の併續を乞ふ)

體驗的救助は體驗形態の本質を通じて行はれる。それは無限の結合として救助するのではない。それは個人に表現せらるゝところの無限数の悩みを集積して治療しようとする方針をとらない。要素による個々の悩みを對象とするのではない。即ち、この要素の缺陷をつくり、あの要素の悩みをいやし、よつて、以て個人そのものゝ總ての悩みを取り去り、もつて福祉を齎さうとするのではない。それは、寧ろ、全一によつて慕直にその生命の悩みを治療せんとする。生命の悩みは要素の結合によつて接近しえざるものである。生命は結合ではなく、いくら結合しても生命には達しがたい。そこで、體驗的救助の本質のうちへ全一的救助が入り込む所以である。

體驗的救助は歴史的なもので、物として救助するのではない。いくら物的に若くは經濟的に救助すればとて、それで人間的な救助を施したとは言はれない。體驗的救助の對象は人間的價值若くは人間そのものである。それは物を救ふのではなくして人間を助けるのである。集團救助方法は人間を救ふのでなく、その救助は物としての人間に向ふ。

かくの如き不完全なる救助は體驗的救助の本質たりえぬものである。物としての救助は客觀的救助であり、無限の結合としての救助は主觀的救助であり、體驗的救助は心情的なるものである。そこで、體驗的救助の本質のうちには心情的救助といふことが入り込む。

集團救助は抽象的なもの、慈善事業は結合によるもの、體驗的救助は具象的なものである。更らに、それは生命そのものである。それは無意識的ではあるが、自づから本然の光りを放ち、生命の感覺と匂ひの豊かなるものである。

救助と言はるべきものは倫理的感覺の豊かな心情のあふれたるものでなければならぬ。體驗的救助はその本質として倫理的感覺の豊かなるものであり、心情のあふれたるものである。心情によつて救助すること、すなはち、體驗的救助の特質である。體驗的救助は單に外觀により、また、物として救助するのではなく、生命の中核に肉薄し、それを *Erleben* し、それに *Einfüllen* して救助するのである。こゝに、眞の人間のなる救助がある。實は結合に於ても、物に於ても、眞の救助があるのでなく、救助の本質的意義の究極的なものは心情によつての救助である。

それに、具象的救助にあらざれば人間をありのまゝに救助することはできぬ。ありのまゝに救助するのでなければ眞の救助となることはできない。悩みを部分に割り、それを細分し、有機的結合としての全體を抽象し、その部分を切り離して、原體とは似てもつかぬものとするような救助は眞の救助ではない。それ故、眞の救助は具象的のものであると共に、それは又全一的のものである。體驗的救助は具象的のもの、全一的のものである。

上の分析によつて、體驗的救助とは生命を對象とするもので、心情的、具象的、全一的な方法によつて救助するものであることが結言せられる。完全救助と言はるべきものは獨り體驗的救助あるのみ。

二 體驗的救助の分界

社會事業の形態進化は體驗的なるものより、個人的なるものに進み、それより集團的なるものに行はれる。現代社會事業は集團的なるものとして開展しつゝあるが、これは形態的進化の自づからなる發展である。將來社會事業として、集團的なるものより、更らに一段の發達を初めしもの即ち統合社會事業である。これに對し統合形態が區別せられる。これ等諸々の形態の間にあつて、體驗形態は如何に區別せられ、その位置を定むるであらう。この事に就ては、既に前項に於て一應區分せられ説明せられて居るから、こゝではこれを要約すれば足りると思ふ。

體驗形態は「全一」を對象とし、慈善形態は「結合」を對象とし、集團形態は「全體」を對象とする。

これによつて體驗的救助はその他の形態から分界せられ、獨自の位置を占得する。慈善事業の無限的結合なるに對し、體驗的救助は全一による。個人形態による救助は具象的であるけれども、體驗的救助にあつては一層具體的であり具象そのものである。なほ、それは具象的といふよりもありのまゝなるものである。個人形態の主觀によつて救助するに對し、體驗形態にあつては、主客未分の原本的狀態に遡つて救助する。そこに、體驗形態は生命を探り、それに觸れる。これに對し、個人形態にあつては、單に無限的結合によるのみである。結合に結合を積み、如何程行つても終局に達せざる旅路をさまようものが慈善形態による救助である。恰も、因果法則に於て、同じことを幾度繰り返へしても、究極的法則に達せざると同じようなものである。幾度火に觸れ、熱いといふ經驗を人類が積んでも、それによつては火は熱いものといふ本質的な法則は生じない。これまで生れて來た數へ切れぬ程多數の人間が火に觸つて熱いと感じたとて、今後生れて來る數へ切れぬ程多數の人間の中、熱いと感じないものは絶無であると同人が保證しえようぞ。因果法はかゝる開放的條件によつて成立する外なきものである。これと同じく慈善形態に於ても、いくら要素を結合して、無限に遡つて見たところで、終局に達しうる見込みのあるものではない。要素の結合は無限であつても、生命そのものには達しがたない。こゝに、無限の結合を對象とする慈善事業と體驗的救助との差別がある。

體驗的救助の集團的救助と異なる所以のものは一見明瞭である。集團的救助では客觀體として非人格

として被救助者をあつかふ。集團救助者に於ては物として取扱へばよく、又内観に入つて救助する必要もない。そこで、たとへば、十哩先の貧民と電話で交渉し、これ／＼の状態にあるから、これ／＼の條項を適用すれば宜いといふような筆法となる。かくて、法律家紛ひの仕事で充分となる。それは敢て内観に立ち入り、個々の状態を精察しなくても宜い。それは法規によつて齊一なる取扱ひをすれば十分である。かくの如き集團救助の眞の救助とならないのは明かである。貧民と言ひ、失業者と言ひ、不良兒といふ。嚴密には、その中一として他によつて繰り返へされるものはない。二人として、同じ貧民なく、失業者なく、不良兒がない。然るに、これを貧民といひ、失業者といふレッテルを貼付して一律に救助せんとす。かくの如き救助の救助にして救助にあらざることには明かである。この種の救助は寧ろ遂行せざるにしかず、餘儀なく遂行するとすれば、妥當ならざるものなることを覺悟しなければならぬ。試みに林檎と炭とを小賣商について買うとする。小賣商で賣るものは、凡てヅラエチイといふことを基本としなくてはならぬ。小賣商では各種の等級づけられたる商品を少量づゝ店頭併べてをく。小賣商業には多量の商品は不用であるが、種類の雑多なことは不可缺の要件である。小賣商業はいろ／＼の客を相手にするから、數量は少くて宜いけれども、等級は非常に雑多なものなければならぬ。消費者の需要するものは林檎とか炭とかであるよりも、等級づけられたる林檎であり炭である。大小形状色彩香氣によつて等級づけられた商品が顧客の需要するところのものである。

そこで、小賣商が大小形状色彩によつて等級づけられてゐない混つた商品を賣るとすれば、何人も之れを購買せぬであらう。たとへば牛肉を買はうとすれば、ロースも下等品もごつちやだといふことであらば何人もかくの如き混合した商品を買買しないであらう〔輓近の社會事業〕第八章「市場政策」殊に小賣商業の部參照〕

然るに救助にあつて、貧民、失業者、不良兒といふことで分類せられて居ないとすれば如何。實は、かくの如き混合物に對しては取扱方なく茫然自失する外ないであらう。ウエツプ氏は烈しく混合せし救貧院を非難して居るが、混合した貧民、混合した失業者、混合した不良兒などいふものを如何にしても取扱ふことはできない。實は、この混合せる貧民、混合せる失業者、混合せる不良兒などを一律に一樣に處遇せんとするものが集團救助であるが、不思議にもこの不完全極る救助方法が現代人の信用を得てゐる。そして、この方法に終始する公的社會事業のみが高級なる救助形式であるように考へられてゐる。

體驗的救助は集團救助の如く人間を非人格なものとなし、物として商品取引に類する方法によつて救助するのではなく、生命を生命として、ありのまゝに、獨特なるものを獨特なるものとして救助する主義をこる。無限の結合に於てさへ unique であるが、全一に於ては獨特といふよりも、驀直に生命そのものを對象とし、これに向つて救助を進めるのである。

こゝに至り、體驗的救助は個人的救助並に集團的救助より分界せられ、獨特な救助方法として顯示する。

三 體驗的救助方法の先優性

體驗的救助方法の先優性といふことは、それ自づから如何なる救助形式にも先優なものであることを意味する。

社會事業は慈善事業の個人的人間的なるに對し、集團的非人格的であるといふ事を言ふたが、社會事業の本源的意义は寧ろ個人的なものである。私は個人的人間的若くは人格的といふこと、體驗的といふこと、を、區別する。私は社會事業の本源的意义を以て體驗とし、乃至、體驗的とする。體驗的であると言ふことは個人的、人間的、人格的といふことに近づいては居るが、この兩者の間には明かな差異がある。體驗は主觀と客觀との未分の原始状態であるが、個人的、人間的、人格的は、客觀に對し主觀を分ち、これを主觀として確保することによつて成立する。sachlicheな概念とか、對象とか、客觀とかといふものに對しては、我れであり、感性である個人的とか人間的とか人格的とかいふことは既に物の世界より人間の世界へ入り込むものである。併し、それが主觀に對立して客觀を分ち、これに對し自分として存在するものは主客未分の完全體とは言はれない。よつて、完全體たるには主客兩觀に一飛躍を施し、兩者の融合するところに生ずる源本的状态即ち體驗 (Erliebnis) に達しなければならぬ。かゝる體驗によつて、初めて、私の所謂眞の人間となり人格となることが能きるのである。この意味に於て、私は最初に社會事業は概念的集團的なるよりも、寧ろ、個人的人間的ではなからうかと言つたのである。

併し、かく言へば、社會事業の本源の意味を以て、主觀的なるものと解される虞れがあるから、私はいつでも、體驗若くは體驗的と言はう。但し、それは眞の個性及人格を表はし、眞に個人的人間的人格的なるものを表明するものにかぎる。

かくの如き思想より出發すれば、社會事業を以て概念的とか、集團的とかといふことではまだ足りないであらう。社會事業は概念的、集團的であるが、一層本源的には體驗的である。實に、社會事業そのものは概念的とか集團的とかいふような sachliche なものでなく、それは眞に人間的なもの内的なものである。よつて、社會事業に於ては、個別的形態に基く各種の特志家制、特志訪問、個人調査、定住、名譽職員などが却つてその本質を一層よく表示すると言つて宜い。もし、官公社會事業が特志家制を加へずして、たゞ集團的形式的純一的なものとして運営するならば、それは恐らく社會事業を施行するのではないと言ふことにならう。現今、官公團體で施行する社會事業は特志家を加ふることが少ないから、これを以て人格的人間的だとする社會事業そのものだとは言へないだらう。

私は社會事業經營の方法として監督局 (Board of Supervision) と管理局 (Board of Control) の經營方

針によつて表示さるゝ意義に就て述べてゐるが、官公社會事業は漸次 Voluntary service をその中に導入しなければならぬ。さうでないで、人間的（人格的）體驗的なる社會事業を行ひ、その精神を發揮し、その使命を完成することが能きない。Warner 氏によれば（American Charities, P. 447）アメリカの數州に於て、Association for the Voluntary Unofficial Supervision of Public Charitable Institution といふものが出來て、官公社會事業に特志家が參加してゐる。これ等の中に最も顯著なのは一八七二年創設せられた State Charities Aid Association of New York だ、この私的な協會は州立の監督局と協力して貧救院や養老院や州立慈善團體の改善を圖つてゐる。州立慈善協會の指名により、地方上級裁判所は協會員に對して、總ての州立、郡立及び市立慈善團體を訪問し監察し検査する權能を與へた。これ等のことは今後に来るべき社會事業運営の主義を根本より變改すべき意義をもつことを私は特に指摘する。公私社會事業の分界は今に於て枚擧的なるに過ぎない。従つて、原則的に明確なる分界を施することに成效してはゐない（「社會事業概論」一三二—一四八頁）これが分界は原理的取扱に轉ずることによつて初めて可能となるであらう。かくの如き現状に於て、社會事業は特志家的たることを今に於て指摘しても、充分社會事業の學理のうちへそれが攝取するに至らないに違いない。けれども、社會事業はそれ自體に於て既に特志家的で、特志家や個人を除外しては全然その妙味を喪失する。この事は社會事業が體驗的であるといふことを了解すれば明白である。

社會事業は個人や特志家では充たしえないところの全體だの集團だのといふことを對象としてはゐるが、この全體や集團は絶えず個別化作用を経て、個性や人格に還元する努力を積まなくてはならぬ。もし、この機能と作用とを缺くに於ては、社會事業は一應形式として存在しうるかも知れぬが、かくて、その精神は凡て喪失するを免れない。よつて、私は今に於て、社會事業の集團主義に併行して個別化主義を導入せんことを提議する。社會事業の個別化主義の究極は體驗である。社會事業は體驗として施行すべく、人間をつくり人格を開發し個別化を尊重する主義を採るべきである。たゞ、集團や全體を取扱ひうれば足りるとするのは人間を *schliche* に見るものである。人間に取つては、認識よりも人間性の方が貴く、理性批判よりも實際批判の方が優れて居なくてはならぬ。かくの如き意味が社會事業に取り入らるゝに至らば、恐く、社會事業の本質觀に一つの革命を齎らすであらう。現時に於て發達しつゝある官公社會事業はそれ自身獨立性をもたぬ。それは形式をつくるが、内容をつくらぬ。その内容たり魂たるべき契機は凡て特志家的機能と作用とが供給する、こゝに於て、社會事業經營の原則は公私事業形態の融合であると言へる（統合社會事業を述ぶる際、この事は一層明白となる）。

こゝに於て、社會事業に於ては、實際理性批判がその中樞をなし、個別化主義が中心に居り、個人と人格とが焦點となり、特志家と任意活動とがその本體をなすものと斷定しなければならぬ。體驗的

社會事業の先優性はかくして確立する。

體驗社會事業の確立はやがて一般個別事業の勝利である。個性と個別化との究極は全一にまで行くが故に、一般個別事業の勝利は體驗社會事業の勝利である。こゝに於て、體驗的救助の先優明かなり。

四 女子の救助上の特質

女子は心情的であつて概念的ではない。女子は心情に生きるもので、概念的に世界を照明するものではない。これによつて、體驗社會事業や慈善事業は女子の分野であり、概念社會事業や社會政策は男子の領野であるといふことが分らう。

現時に於ける我國官公社會事業は法則を以てする一形式に偏重し、愛と實驗との有志的形態を除外して居るから、無論、完全なる社會事業經營の方式と目することは能きぬ。この事は社會事業の應急施設たる時期には無視するとしても、今や、社會事業も亦科學と技術とに信頼しなければならぬことゝなつたから、これでは不完全としてその改修を促さなければならぬ。

そこで、原則として、官公社會事業は社會課、社會局又社會部に多くの男女有志者を参加せしめ、方面委員制に於ける委員の如くにこれによつて、愛と實驗と創造と善なる意志とを導入しなければならぬ。形式化と標準化と、時に官僚化することを免れ、眞實、病める者、苦めるもの、弱小なるものに奉仕するには、権力や形式より一進して、個々如實に要救護者に接觸しうるが如き仕組みを採らなければならぬ。こゝに於て、男女有志の参加となる。

方面委員制の如く有志者の参加著るしきものにあつては、これ以上、愛と自由とを加へる必要はないように見えるが、これは男子の場合に限られてゐる。我國では、今後、有給吏員として婦人採用に一層考慮を拂はなければならぬ。獨逸の社會事業界では、婦人の出勤は歐米諸國中群を抜いてゐると言つて宜い。獨逸には三十五の女子社會事業學校があり、同國では殆んど社會教育は女子が占斷してゐる有様である。ウエーベル氏によれば、社會事業を一個の新職業とすると、この職業は女子の占斷するところとなつて居り、一八九九年に女子社會事業教育が同國に導入せられ、一九〇八年にいたる最初の女子社會事業學校が開設せられ、一九一三—一九一七年にわたり、宛ら菌が地上に簇出する勢ひで、女子社會事業學校が續々開設せられた。プロイセンでは一九一八年女子社會事業家登用試験制を定めたが、その他に於ても之れに倣ふた。一九二三年には、全國にわたり女子社會事業家登用試験制を統一した。社會事業家としての資格は無論理論的に學習したものであるが、その上、實際的練習を要してゐる。

社會事業は性によつて分業を行はなければならぬが、社會事業を性的分業によつて運営すべしとする原則に反對するものがある。私は先づこの議論を批判しなければならぬ。

クルンケル教授は「社會事業吏員の養成」(Die Ausbildung von Beamten für die Wohlfahrtspflege)な

る一文に於て、社會事業にあつては性の差別はないと主張してゐる。氏はいふ。

「男女社會事業吏員の養成は如何にすべきか。私はこの範圍では、男女の間に何等の差別を見出さぬ。私は「女吏員」といふ言葉を承認しない。それは現今我國語を災して居るもので醜惡なる教育である。吏員なる用語は兩性的である。即ち、吏員とは男子と女子とである。併し、それは、本質的には吏員といふ範類に共々屬するのである。尙、私は男女の間に分界を描きうべき何等の可能性を認めぬ。」

これによると、クルンケル教授は社會事業に於ける最も明白なる性的分業の非認者だといふことが分る。無論教授とても、私とても現今性科學の到達せし以上の性研究に基く男女の差異觀に立脚するのではない。現今の性科學は男女の本質を徹底的に露出する程度には達しないが、その間に本質的の或差異のあることだけは承認する。教授はこの或る差異を全然非認してかゝつて居るから、上擧の如き勇敢なる暴斷をするのだと思ふ。私は男女の本質的な或差異に敬意を拂つて論議を進めて行く。一般的に残りなく男女の差異を示すことはできないかも知れぬが、今日、性學者の獲得せし或差異（一部の差異）を一と先づ承認しなければならぬ（この事に就ては「現代人の戀愛思想」参照）。

さて、クルンケル教授の論旨に一層立入つて分析を加へて見よう。教授の口を極めて罵倒する社會事業に於ける男女の分業に就て性的差異を維持することは Alles, was in dieser Richtung gesagt wird, hält einer eingehenden Prüfung nicht stand（これについて結論されし總ての事は徹底的の批判に對し維持すべからず）であり、教授は絶對的に分業論に妥協せぬ主義である。然るに、直ちに妥協的措辭を以て、Gewiss ist, das die bisherige Arbeitsteilung zwischen den Geschlechtlichen nicht Ergebnis einer Willkür（これまで男女の間に劃されたる分業は氣儘の結果でないことは確實である）といふは何ぞ。社會事業に於ける男女の分業は氣儘に決定したのでないといふ。然らば、教授も亦氣儘と目すべからざる或本質的差異を豫想するものと言つて宜いはず。それに、Gewiss ist……と強く言つてゐる。これ等の論法はクルンケル氏の自家撞着を表白するもので、私はこれ以上教授を信用することはできないように思ふ。

勿論、社會事業に於ける男女の分業を以て現形の如くいつでもあるといふのではない。境遇が變り、事情が異へば、再び男女分業上の區劃は改正せられなければならない。よつて、我々と雖も、即刻、社會事業に於ける性的分界を主張するのではない。他の範圍に性的分業が決定しても、社會事業に於ても同様であるとは勿論言へない。殊に社會事業には未開の領野が多く、その如何なる範圍に於ても、實驗で進んで行かなければならない。よつて、性的分界にあつても、實驗や經驗により徐々確定するを原則とする。併し、既に發見せられた性別に就ては、男女の分業として、兩者の協力により事を進めて行かなくてはならぬ。

次に男女社會事業に分界があるとすれば、これを共學に付することは誤つてゐる。私は社會事業教育に於ても、男女の別々な教育を主張する。クルンケル氏は男女の *Gemeinsame Ausbildung* を主張してゐるが、たとへば、婦人の分擔たるべき育児の事、家庭の事、生活改善の事、病患看護の事、などは男子にも女子にも同様に教へなければならないといふことは間違つてゐる。よつて、男女の社會事業教育は夫々異はなければならぬ。

ザロモン女博士は「女子社會事業吏員養成」(Ausbildung weiblicher Beamten für die Wohlfahrtspflege)なる演題で講演をして居るが (*Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrts, Heft 14*) 左の如く、社會事業に於ける男女の分業を主張してゐる。

「それに對し、私達現今の婦人は多少異つてそれに對立する。私達婦人はその本質に於て、男子と異つたものといふ確信に立ち、その社會的地位は男のものと異り、よつて以て、男女間に、社會的職業に就て、その社會事業のはたらきに於て、その教養に於て、同一なることは能きぬと思ふ。兩者は同一なる規範、同一なる規則によつて律することは能きぬ。」

これによつて、ザロモン氏は明かに本質として男女が異つてゐるといふ見解に立つ。この見地は私の正しいとするところのもの。この男女差異論より女史は社會事業の性的分業を引き出して居る。これも恐らく正しい。それにこの論旨に對し、*sehr richtig* (大賛成) で聽講生の拍手喝采もしのばれる。

(近時ザロモン女史は一九二七年版として、*Die Ausbildung zum sozialen Beruf* なる良著を公にした)。たゞ、私はやゝもすれば、ザロモン女博士が男子社會事業吏員を適當ならずとする意見には反對である。こゝまで來れば、男女分業にあらすして、女子占斷となる。社會事業の分野は男子と女子との協力によつて初めて完全になりうると信ずる。私の分業論はその嚴密なる觀念によるもので、クルンケル氏の如く男女兩者同一であるとして、次に少々異ふなど、曖昧なことを言ふのでもなく、ザロモン女史のように、女子を偏庇して、分業をぶち毀して了ふような偏愛のものでもない。私は正しく社會事業に於ける男女の分業を直視する。ザ女史は *Hier ist die königliche Domäne der Frau* (こゝに女子の王者的領野がある) と叫んで、男子を排去する口吻を洩らしてゐる。これでは分業論でなく、男子への挑戦である。私はこれに對し、かくの如き挑戦を邀撃するに躊躇しない。實驗により、社會事業に於て、何が男子に適當、何が女子に適當といふことが分化しつゝある。この適當なる側に各男女が割據するのであつて、男女共に、その一方が全領野を占斷するといふのではない。また、それでは、能率もあがらない。

それでも、ザロモン女博士はひと先づ分業の見地に立つて居り、何が女子に適當であるかを擧げてゐる。女子は幾千年の傳習によつて、*pfegerische und erzieherische Aufgabe* (教養的、乃至、教育課題) に長じて居り、公的生活に於て、これを代表してゐた。女子は公的生活に於て、*pfegerische erzieheri-*

sch, fürsorgende にあるとすれば、社会事業に於ける分業としても、女子はこの方面を代表すべきである。これがザ氏の論法であるが、これは女子偏愛論でなくて、男女分業論に早變りをしてゐるわけだ (das die also in der Wohlfahrtspflege besonders, vom Manne unterschiedene Aufgaben zu erfüllen hat) それに das die Frau innerhalb der Wohlfahrtspflege andere Aufgaben als der Mann zu erfüllen hat (社会事業に於て女子は男子と異つた職分をとる) にいたり、益々分業論に立ち返へり、純然たる分業の原則によつてゐる。ここでザロモン女博士は自説を自づからの手で屠つてゐるので、私は自分でこれを破壊する面倒をしなくてもよい。

然らば男女の分業の何であるやを一層明かにする必要がある。

ザロモン氏の社会事業に於ける性的區別は未だ明白を缺く。

バウム女博士 (Fraulein Dr. Baum) は社会事業を固定的なものゝ流動的なもの (Dem starren und dem beweglichen Teil der Wohlfahrtspflege) とに分ち、固定的なものを男子の領野に、流動的なものを女子の領野にしてゐる。固定的なものゝは mehr organisatorische Teil (ヨリ多く組織的な部分) のことで、男子これに當る。流動的なものゝは pflegerische und fürsorgende Teil (教養的、乃至、救助的部分) で、女子これに當る。教養的救助的職分は婦人に適切なものであり、婦人はこれに對して、男子の缺く婦人固有の natürlichen Organe (自然的機關) を所有するから、婦人の分野は明かに男子と異つたものとして成立する。ザロモン女博士も亦 fürsorglicher Frauenleistung (救護的な婦人の活動) を婦人の領野と見做してゐる。これ等のことに就て、全然、男女の差別を認めざるクルンケル氏は誤つてゐる。

併し、社会事業に於ける男女の分界はザロモン氏、バウム氏などより一層明確なものに仕上げなければならぬ。

社会事業に於ける女子の特質に就てはハインツ、マール博士 (Dr. Heinz Marr) が最も明快なる分解を企てゝゐる。女子の特質及其の社会事業に關しての特徴について氏はいふ。

Jede echte Frau hat die nicht leicht in Begriff zu fassende Fähigkeit, das lebendige Leben unmittelbar ohne Reflexion intuitive zu ergreifen..... Ihr liegt überhaupt, Granz allgemein gesagt, das Menschliche näher als Sachliche und also auch das Karitativ näher als das Soziale. Anders ausgedrückt: Ihr Trieb dem Nächsten zu helfen ist stärker als ihr Verlangen, einer vagen „Allgemeinheit“ zu dienen.

(眞の婦人は皆概念によつて容易に把握しがたきものを、反省なしに直觀的に洞察し、直接に生きる生命を捕捉しうる能力をもつ。.....一般的に婦人につき言表すれば、婦人は物的なるよりも人間的であり、また、社会的なるよりも慈善的である、換言すれば、婦人の本能は隣人を救助することにありて存し、一般に奉仕せんとする漠然たる願望よりもそれが強盛なるにある)。

以上、ハインツ、マアル女博士の言表は私の最も気に入つたもので、私が自分の著書(社會事業概論)に於て擧げてゐた婦人の特徴と略同じである。具眼の士には恐らく、これより最も深奥なる社會事業と慈善事業と體驗社會事業との形態論が開拓せられることを覺るであらう。私は自分の數年思考反省し、近く發表せしところの「社會事業形態論」の中でハッイマン氏の採つたのと略同様なる方法を探り、「社會事業學原理」に於て精練せし形態論を發表する豫定であり、「社會學雜誌」では既に論文を發表した)、物性としての sachliche と、人間性としての menschliche と概念に對する直觀の社會事業的意義と、lebendige Leben (生ける生命) と、隣人としての個々に對する一般性 (Allgemeinheit) とを深く論究し、社會事業の諸形態を根本的に分析し光明を投げたいと思つてゐる。自分がこの困難なる論究に成效するかどうか懸念に堪えない。

総合的全的に把握する詩人や藝術家は分析的分斷的に把握する我々科學者よりも眞實を捉えがたいと考へらるゝであらう。併し、物そのものは直觀的に総合的に捉えなければ lebendige Leben として捉えることはできぬ。分析的概念的方法によつてはありのまゝに物を捉えることはできぬ。然るに、婦人の物を捉へる方法は直觀的で全的である。これが男子の分析的概念方法と對立する。この故に、婦人は人間的であつて、一層人間性を有つに反し、男子は物的であつて、全體を把握することができない。男子の捉えるものは概念といふ眞實とは似てもつかぬ是非似なものである。

婦人の社會事業の分業を論ずるに方り、上の論理は大切だが、今これを詳しく述ぶる違がない。併し。私はこの背景を通じて、男女の分業を一層明かにしよう。

男子は概念的で分析的である。事物を全體として觀察しないで、これを部分にほぐして、分解を事とする。それ故、生命の全體は没し、死せる部分だけが残る。生命や精神を了解する場合、これを分解するにせよ如何。それが分解せられる刹那、生命も精神も死んでしまふであらう。よつて、生命や精神は全體として觀察さるべく理解さるべく、部分として把握理解することはできない。たとへば、細胞の生命を理解するに方り、これを染色體や、核や、原形質や、細胞膜に分解すれば、それ等の各部分についての理解はあるかは知らぬが、細胞の生命それ自づからはこの分析によつて永久に理解することはできぬであらう。

それと同じく、救助を全體として把握し遂行せずして、男子の如くこれを部分に分解するときは、左の特徴を生ずるであらう。

第一、それは救助を死せるものとする。救助全體として取扱ふときは救助は活けるものであるが、これを部分に分解するときは、生命を部分に分つ場合と同様死せるものとなる。男子は部分的、女子は全體である。

第二、部分的救助は客觀的であり、全體救助は主觀的である。全體は活けるもので、内觀によつてそ

の形體を捕捉すべく、部分に死せるもので、客觀として取扱はれる、よつて、部分的社會事業は客觀的であり、全體的社會事業は主觀的である。婦人の社會事業は weibliche Subjektivität を特徴とする。

第三、部分的救助は sachliche で物本位であるが、全體救助は menschliche で人本位である。部分は物的、全體は人的となる。男子は物的であり、社會事業に於て、物的な考察及事件取扱ひをするが、女子は人間的であつて、人間的な考察及事件取扱ひをする。

第四、部分救助は概念的であるが、全體救助は直觀的である、概念による理解は間接的であるが、直觀による救助は直接的である。男子の社會事業の分擔は概念的であり間接的であるが、女子の分擔は直觀的であり直接的である。直觀すること、直接的なることは、概念的であること、間接的なることより、一層完全であり、人間的であると言つて宜い。概念や分析にあつては人間界を去つて物界に投歸する。

第五、部分的社會事業は反省によつて成立するが、全體的社會事業は無意識によつて成立する。男子は反省、女子は無意識である。反省による理解は不完全であるが、無意識的理解は完全である。

第六、部分的社會事業は知的事業であるが、全體的社會事業は情意的事業である。知は男、情は女の持分である。これによつて、男女の間に社會事業の分界が施される。

第七、部分的社會事業は非人格であるが、全體的社會事業は人格的である。Unpersönliche なるものは男子、persönliche なるものは女子の持分である。

第八、社會事業は Gemeinwohl (共同福祉) を對象とするが、慈善事業は Nächsten (隣人) を對象とする。社會事業は圖式的で抽象的であるが、慈善事業や體驗事業は具象的で、個々を對象とする。體驗事業や慈善事業にあつては、個々人を對象とすることにより、一層倫理的意義を含み、情を含蓄する。社會事業は男子の持分であり、慈善事業は女子の持分である。

(Dr. Heinz Marr: als Sozialbeamter "haben sie ja für das Gemeinwohl zu sorgen, diesen oder jenen Notstand in Interesse der Gemeinheit zu dienen. Denn in der modernen, der sozialen Fürsorge ist das Einzelschicksal nicht mehr Selbstzweck, sondern nur Anlass des Eingreifens; Nicht eigentlich um deiner selbst willen helfe ich dir, sondern weil das Ganze Schaden leidet, wenn du ohne Fürsorge bleibst.")

私は以上の提要によつて、能きるだけ社會事業に於ける男女分業の原則を明かにしえたことを希望する。知得することのできるものであるところの知的社會事業に對して、一層完全なる Erlebnis による體驗社會事業が現時に於けるよりも一層その意義と價值とを認識せられなければならない。通常考へらるゝが如く、慈善事業は社會事業より不完全だとか、乃至、社會事業入來して慈善事業消失するとかいふのは未だこの種の基礎的知識が普及せられないことを物語る。社會事業は圖式的標準的概念

物的であつて、寧ろ、不完全なる救助形式である。たゞ、これは Massennot (集團的困窮) といふものが、Individuelle Not (個人的困窮) の外に存在するを現時の社會的狀勢によつて餘儀なくされ、十把一束に救助しなければならなくなつた爲めに出現したものである。私をして言はしむれば、社會事業は單に unavoidable のものとして承認さるゝに過ぎないので、若し、個人的困窮の形式を以て萬事進みうれば、その方が一層宜いと考へる。かくの如き集團的困窮を對象とする社會事業を以て、個々の事件に對應し、個人的困窮を對象とする倫理的な愛に基く慈善事業を抹殺するが如き、私の斷乎として反對するところである。(Dr Salomon: Man kann eher sagen, die Caritas ist die Beteiligungsform des einzelnen, die aus dem unmittelbaren Erleben von dessen Not durch das ursprüngliche Gefühl, durch, Mitleid und Barmherzigkeit ausgelöst wird. Sie erkennt nicht die Verstrickung des Menschen mit dem sozialen Schicksal seiner Klasse oder sieht davon ab. Sie ist die Wirkungsform der Nächstenliebe in, einfacheren Verhältnissen, in denen es keiner Organisation bedarf)

これと共に「社會事業研究」第十四卷第三號の拙稿「社會事業の本質」参照。

困窮の原因は個人的なるものと共に社會的なるもの一般の集團的なるものが、近時の困難なる社會狀態によつて發生するに至つた。(Salomon: Die Ursachen der Not sind weniger individueller, persönlicher als sozialen, allgemein gesellschaftlicher Art) 然れに對して非組織的な慈善事業に對し、organisierte

社會事業が出現せし所以である。

以上、私は非組織的個人的人間的體驗的な愛に基く體驗事業及慈善事業に同情し極力これが味方となつて、その當然なる品位と價值と權利とを恢復しようとする。併し、これが充分なる論究は體驗社會事業と概念社會事業とを論じ耽るところの私の「社會事業形態論」にゆづる外はない。婦人社會事業の分野は男子の概念社會事業に對して體驗社會事業である。それは感得すべくして教ふべからざるもの、それは主觀的に内觀すべくして外に指呼しえざるもの、それは組織を要せず、單に心に集中するもの、それは法則を超越して愛と情とに基くもの、それは意識に上らざる幽玄なるもの、最後にそれは實在そのもの、神佛そのものである。

救助の客體(被救助者)は社會事業家が取扱の便誼に従つて區分し、救助せんとするやうなものではない。たとへば、墮落婦人の場合を調べて見よう。この婦人は經濟的の產物であり、家庭の產物であり、社會的環境の生むところであり、色慾のあまりに強くなりたる遺傳の產物であり、心的構成の脆弱なる故であり、精神的道德的感化の及ばざりしためである等、複雑なる關係の產物である。これを救助の主體(救助するもの)が勝手に或は經濟的に救助し、或は社會的救助を施し、或は遺傳的に處理し、或は精神的道德的に取扱ふ。これは單に取扱の便誼上分離するもので、かくの如きものに對し「部分的社會事件」、その纏つて有りのまゝなるものに對し「綜合的社會事件」なる命名を與へる

(社會事業研究は歐米に於ても、未開拓であるから、私が自分の社會事業研究所で自分及研究員共同の獨特なる研究に對しては、新名辭を鑄造することが多いと思ふ。私が目下目論見んで居る「社會事業字典」には自分のこれまで新たに研究しえたものに對する新名辭は總て載せる考へである)。

部分的社會事件は觀念上の存在で、實際としては存在しない。男子の取扱ふ社會事業は實際存在しないで單に觀念の上に存する幽靈に向けられてゐる。實際としては unzulige Kombination として救助の客體は各固有の結合法式をとつてゐる。この救助客體の無數に結合する一々に對し、また、その有りとあらゆるもの、結合體そのものに對し、更らに全一に對して救助するのなければ完全救助といふことはできぬ。私はこの種の救助を「完全救助」と命名し、男子の部分的救助を「不完全救助」と呼ぶ。

不完全救助にあつては、制限せられた部分に對し、stofflichen Beschränkung (材料の制限) として、全き素材を取り入れ、これを救助の對象とするのでないから、結合體そのもの又は全一を救助の對象とするものと異り、是似非救助となり、眞の救助とはならない。眞の救助は救助客體の結合要素の Totalität に向けらるゝものに限る。

婦人の社會奉仕は技術や科學ばかりでは不足である。それには、技術や科學をまごめる人間的權威といふものが加はる必要がある。たとへば、兒童相談について、婦人が兒童衛生の専門的知識を持つはさぬとしよう。そこで、この婦人は兒童相談委員として不適任であるといふか。然り、技術的には不適當であらう。この技術的に不適當といふことは技術を他の資格から孤立させ遊離させた場合に言はれうることである。他の資格の中には母たる資格母たる本能などがある。この母たる資格、母たる本能は兒童相談委員として不適當であるか。該委員には技術はないかも知れぬが、他の資格や條件が具備されてゐるとすれば如何。かくの如き論法は総合的なもので、一體として社會事件を観察する主義によるものである。

男子の場合は分析的であるから、婦人の救助に似通はんとすれば、一度び分析したものを再び寄木細工として集合しなければならぬ。寄木細工としての全體と、生ける本然的全體とは同一ではない。これによつて、婦人の社會事業は統一によるもの、男子の社會事業は分斷によるものと言ふことが言へるであらう。

科學は分析理解さるゝが、體驗は感性 (Gefühl) によつて把握洞察さるゝに過ぎない。社會事業は一つには概念的に分析して、學として組織すべく、次にこれを感性によつて體驗すべきである。よつて、社會事業は男性的な科學と技術と、女性的な感性と體驗との融合によつて初めて完成する。社會事業は人間界に於けるが如く男女の補充によりてのみ完全たりうる。最後に社會事業は直接的なることによつてのみその眞髓をつかむことができる。こゝに於て女子の救助上の特質は明かである。

五 心情的救助

心情社會事業は生命社會事業である。生命社會事業は私の創意によるものであるから一層明確に限定を施さなければならぬ。

生命社會事業は概念社會事業の如く反省によつて対象を捕捉するのではない。その特徴は直観的なにある。ありのまゝの生命は反省により概念的構成を以て把握することの能きものではない。ありのまゝの生命を概念によつて切斷する刹那、生命そのものは死んで了ふ。言はゞ、概念によつては死んだ生命を了解しうるに過ぎない。das Lebendige Lebenを了解するには直観によつてありのまゝに悟得するより外はない。生命を以て形態や構造によつて現はれて來る現象だとすることができが、これは二様に解釋しうる。生命は形態や構造を構成する素材の寄せ集めとするのがその一、生命は素材の寄せ集めと全然無關係な形態や構造そのものだとするのがその二である。生命を以て素材の組み合わせだとする第一の説は誤つて居る。組み合わせと言ふことゝ生きたる全體だとすることゝは明かに區別しなくてはならぬ。科學的な説明としては、組み合わせや、形態や、構造を持ち出さなければならぬが、生命はかくの如き構成的觀念としては理解されるのではない。我々が直観することによつて生きたる全體を感得する場合、初めて生命は悟了されうる。ヘッケル氏の如く生命を以て炭素や窒素といふが如き五原素の化合したもので、モネラは主として炭素より成り立つとし、生命炭素説を主張する

としても、それは、死せる生命を説明することになるだけで、生ける生命を理解することにはならない。生命は全體としてそれ自づから悟了しうるのみ。かくて生命社會事業は分析し概念化して説明すべきものにはあらずして、直観し洞察し感得して、その全體を促すべきものである。

これを精神に當て符めても同じことである。精神はヅント氏の如く構成心理學として了解しうるものではない。それは精神の構成要素の説明とはなつても、精神そのものゝ解釋とは全然無關係のものである。單純感情とか感覺とかをいくつ集積して見たところで、全然精神にはならない。また、それでは精神の説明にもならない。かくの如き心理學の方法論的構想を以てしては、いつまでも、眞の精神現象を了解しうることは能きなからう。それよりも、精神は全體として把握し説明すべきである。かくて、初めて精神を対象とする心理學も成立するであらう。

生命社會事業は生きたる社會事件を了解する唯一の方法である。概念社會事業によつては、生きたありのまゝの社會事件を了解することは能きない。例へば、貧民を全體として概念的に了解する場合は考へて見る。この場合、貧民は抽象的形式的標準的のものとなり、生きた如實の貧民といふものは竟に捕捉することは能きないであらう。この方法によれば、貧民全體だの労働者全體だのといふものは了解せられうるが、血と涙を盛つた生きた如實の貧民は全然視野の外に去つて了ふ。男子の對象把握は概念的であるから、かくの如き場合、女子の如くありのまゝの社會的疾疾病や社會的缺陷を髣髴

たらしむることはできない。男子の掲げ出す社會事件は血も涙もない死んだ冷骸であるに過ぎない。これは恰も生物學に於て、化學的觀念を以て、如實の生命を悟了することが能きず、また、心理學に於て、構成的方法をもつて如實の精神を掲げ出すことのできぬと同じである。

生命社會事業は生きたありのまゝの社會事件を了解する唯一の方法である。貧病者の場合を考へて見る。この場合、貧病者は概念的に構成理解せられず、如實の貧病者としてありのまゝに理解せられる。それは經濟的に困窮するであらう。併し、その經濟的困窮は苦汗勞働の結果であらう。その勞働條件は現代の社會經濟組織の缺陷にも想倒せしむるであらう。それが又病患に關連すると見らるゝであらう。この病患は苦汗勞働による過勞と榮養不良との結果としての病患でもあらう。かくて、貧にして病、病にして貧といふことになつたのであらう。この貧病者の住所は萬年夜の貧民窟のうちの百軒長屋である。それが又貧と病とに導いたのであらう。かくて、この貧病者の境遇はそれからそれへと聯想されて止めどもないだらう。かくてこそ、初めて生きた如實な貧病者といふものを觀測することができるとだらう。こゝには、血も涙もある。それは生きた社會事件である。かくの如き状態に於て、社會事件を理解せんとすれば概念的方法では足りない。それは到底かくの如き具體的な如實なものを把握するに堪えない方法である。如實な具體的なものは生命として全的にこれを捉へるより外はない。生命社會事業の必要こゝに於て起る。社會事業と言へば、集團體な概念的なものだと、現代人

は考へてゐるが、眞の社會事業は實は生命社會事業である。

こゝに於て、生命社會事業の形態が現はれ、直觀的形式を通じて、個々の社會事件を如實に構成せんとする。すなはち、客觀體として存する社會事件をそのまゝ、生命に移して如實にそれを再構成する。再構成せられたる社會事件は慈善家や人道家や人間其ものゝ中に再生した倫理的な實際理性判斷的な社會事件である。社會事業に所謂社會事件なるものはかく如き生命的のものゝ外何ものでもない。概念的に限定せられた社會事件は實は死せる木乃伊の如き似而非なもので、眞の社會事件とは云へぬであらう。よつて、官公團體が取扱ふ社會事件といふものは似而非な死せるもので、そこに倫理的感覺も理想主義的の意味も、實際理性判斷的な解釋もないものであらう。言はゞ、かくの如きものは社會事業に所謂對象ではないであらう。社會事業に謂ふ對象なものは形式的のものでなく、抽象的のものでなく、標準的のものでもなく、具體的な全體としての光景と、倫理的感覺の豊かなものである。私は社會事件をかくの如く確定することによつて、初めて生命社會事業の意義と價值とに徐々肉薄することができると考へる。

されば、社會事件は生命によつて初めて心裏に移し植ゑられ、惱めるもの、悲めるもの、病めるものを如實に理解しうる。それは、概念により反省によつて理解するのではなく、直觀によつて、ありのまゝに感得するのである。それ故、眞に社會事業の深き理解と洞察とに進みうるものは、官公吏や、



慈善團體の理事者や、社會學者ではなく、心を平かにし、低くし、唯一謙虛なりうる特志家や善人に於て初めて可能である。我々は學者や官公吏や理事者であり乍ら、いつでも、かくの如き *neek* なるして *benevolent* なものになり代つて、そこに人間として最もふさはしき人生觀を開拓しなければならぬ。

私は生命社會事業に無上の價值を與ふるが、この事は生命社會事業の本質の深き理解に進むことによつて初めて可能となる。生命社會事業は直觀によつて社會事件の *lebendige Leben* に出入し、「全一」なものととして社會事件を構成する。眞の社會事件はどこまでも分斷されたものではなく、「全一」といふのがその姿である。

直觀即ち *unmittelbar* である。概念によりて分解せられた社會事件は間接的であつて、實體に肉薄することはできないが、生命によつて感得せらるゝ社會事件は直接的である。社會事件は客觀體として對象としてあるのではなく、生命として、其まゝ靜觀せられる。生き／＼したありのまゝの社會事件は直接に生命によつてのみその姿を現はす。反省によつて分斷し、これを概念構成のプロセスを経て理解するのではなく、そのまゝ又ありのまゝといふところに生命の光景がある。こゝに直接なものとして社會事件は把握せられ理解せられる。かくの如き直接的理解は慈善家や特志者や善人によつてのみ可能であるが、一般に男子よりも女子に於て一層可能である。女子の思考方法は概念であるとい

ふよりも、直觀的であるから。そして、女子は形式としてよりも内容として把握し、また、それよりも、事件を人間化する技術をもつて居る。男子は事件を器械的なものにして了ふが、女子はそれに人間の感覺を付與する。こゝに、社會事件は人間的なものとして再構成せられる。凡て社會事件は無限の *Komplikation* として存在するから、こゝには無限の *Kombination* といふものが生じなければならぬ。然るに、概念的にこれに直面するときは、かくの如き複雑性も結合性も見失ひ易く、ために、*stoffliche Beschränkung* といふ弊に陥る。素材が缺乏しては到底 *den Blick für das Menschliche* といふことも、*Totalität des Fürsorgebedürftigen Sicksals* といふことも充足しがたい。然るに、人間の全景を見渡し、要救護者の全體にわたらないような社會事件の取扱方は社會事業の方法としては全然不妥當である。それ故、知識が得られても、生命に進むことができなければ、直接的のものとして社會事件を構成することができぬから、それは畢竟社會事業及其の方法に關係のないものとなり了るであらう。直接的なるものは又無意識的なるものである。無意識的なるものは外界にそれを投寫することがむつかしいが、それ自身完了するものとして宜い。かくて、無意識的なるものは又主觀的であると言へる、生命社會事業は無意識的なるを特色とするが、それは又主觀的なるものである。これに對し、概念社會事業は反省に基き意識を加ふることを特徴とするが、それは又客觀的なるものであると言へる。この特徴に應じて、概念社會事業は社會事件を外界に投影し、それを外物として取扱ふ。これに對し、生命社

會事業は外物として存するものと雖も、これを主観化し、更らに生命として自づから感得し自づから完了する。概念社會事業は物として社會事業を取扱ふが、生命社會事業はこれを sachliche に對立する menschliche なものとして取扱い、尙ほ生命社會事業は漠然たる「一般」又は「一般的」といふものよりも、「隣人」とか「同類」とかいふようなものを取扱ふ。sachliche は概念的であり、反省を経てそれを客観化するが、menschliche は生命的であり無意識の過程を経てそれを主観化し、尙一層適切には主観客観を超越する。概念的といふこと、stoffliche といふこと、客観的であるといふこと、間接的であるといふこと、意識的であるといふこと、soziale といふことは、いづれも相關々係を有つ。概念社會事業の soziale に對しては生命社會事業の karitative といふことが言はれうる。この意味に於ては一般に社會事業と言はるゝものゝ方が、慈善事業と言はれるものよりも善行としては下位にあり、従つてその價值に於ても劣つてゐる。社會事業は物的であるが、慈善事業は人間的である。物的な取扱いに對して、人間的な取扱いを基調とする慈善事業の方がどの位善行として優れてゐるか分らない。

これ等の考察を通じて、無意識なる生命社會事業は、意識的なる概念社會事業より本源的であり、その價值に於ても優れてゐると言ふべきである。

意識的なる概念社會事業よりも無意識的なる生命社會事業が優れて居り價值も高いならば、知識による社會事業よりも感性による社會事業の方が優れて居り、又價值も餘計あるとしなくてはなるまい。知識により分析を進めて行く概念社會事業は、Henz により感得する生命社會事業よりも社會事件の如實の把握に於て劣り、それを人間的なものとするに於ても劣つてゐる。情によつて感得するときに社會事業は besetzte Ganze として感得せられる。社會事件の全體にわたるものは besetzte なものとなり、尙ほ生けるものとなる。

今日、我々の社會事業と言つて居るところのものは、形式的標準的方法によつて集團を對象として進む soziale なものである。現今、荐りに出現する集團的困窮はこの方法で取扱つて行く外はないが、單に、地方、國及世界の困窮を一括して取扱ふことは、たとへ、その組織や規模は宏大であつても、その價值や意味に於て先優であるとは言へない。その意味や價值の上からは Eingesickst としての個々人の運命を理論的に對して實際的に（實際理性判斷的に）人間味を添へて物的でなく menschliche なものとして取扱ふ方がどの位優れてゐるか分からない。それ故、概念社會事業はいつでも生命社會事業を回顧し、その本源的意味と價值とを恢復せんとして努力しながら進むにあらざれば、縦へ集團政策として、その形體に於て優ると雖も、畢竟何等の價值なき事業となり了はらなければならぬ。社會事件を集團化し、隣人としての意義を失はしむることは、救助事業に於ての害悪であるかも知れない。言はゞ、一般的形式的標準的な集團主義的社會事業はそれなければ大規模な救助を遂行しえない。

ものとし、それを假象とし假設として容認するに過ぎないものであるかも知れない。人間を物的に客観的に取扱ふ社會救済の方法はそれ自づから矛盾であつて、不完全だと言はなければならぬ。

いづれにしても、社會事件を對象として、その意味と價值の上から判断するときには、生命社會事業は先優性をもち、それは概念社會事業の生れ出づる本源的なもので、一切これに還元せらるゝにあらずんば意味と價值とを喪失すると言はなければならぬ。生命社會事業はそれ自づからの意味と價值とを有つが、概念社會事業は生命社會事業に關係し、更らに、これに還元せらるゝことによつて、初めて善行としての威嚴と價值とを恢復しうる。この事は、社會改良を以て客觀化して外形に偏し、更らに、それを器械化して、隣人よりも集團を重しとする形式的一般的社會事業を禮讚する現代人の再思しなければならぬことである。

生命社會事業は心情を基準とするから、それは又心情社會事業と言はれうる。女子の社會事業に於ける特質は心情的である。知的社會事業は男子の持分であり、心情社會事業は女子の持分である。社會事業に於ては、女子の特質は男子の特質よりも先優なるものである。社會事業の究極は心情社會事業であり、生命社會事業である。

参考文献

- (1) 海野幸徳、「社會事業概論」131—148頁
- (2) 海野幸徳、「公私反比例の法則」社會事業研究、第16巻第3號。
- (3) 海野幸徳、「社會事業形態の研究」社會學雜誌、51—54號。
- (4) Haeckel, Schöpfungsgeschichte der Menschen.
- (5) Haeckel, Die Weltzölzel.
- (6) Verworn, Allgemeine Physiologie.
- (7) Verworn, Erforschung des Lebens.
- (8) 海野幸徳、「概念社會事業と體驗社會事業」社會事業研究、第15巻第4號。
- (9) Marr, Anspruch im Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, Heft 14.
- (10) Liese, Caritas und Wohlfahrtspflege.
- (11) Kluncker, Die Ausbildung für die Wohlfahrtspflege.
- (12) Salomon, Die Ausbildung zum sozialen Beruf, S 1—52.
- (13) 海野幸徳、「社會事業概論」第二篇第八章。
- (14) Tufts, Education and Training for Social Work.
- (15) Macadam, Equipment for Social Work.
- (16) 海野幸徳、「婦人方面委員の研究」社會事業、第12巻6—10號。
- (17) 海野幸徳、「心情社會事業」に關しては「社會事業概論」第二篇第八章第三節を見られたし。
- (18) Warner, American Charities, pp 179—205.
- (19) Slingerland, Child-Placing in Families.

- (20) 海野幸徳、「兒童保護問題」。(京都、内外出版印刷株式会社發行。)
- (21) Picht, Toybee Hall and English Settlement Movement.
- (22) Woods, Settlement Horizon.
- (23) 海野幸徳、「晩近の社會事業」第十章 (京都、内外出版印刷株式会社發行)
- (24) 海野幸徳、「方面委員制度指針」第一章。(京都、内外出版印刷株式会社發行)
- (25) 海野幸徳、「社會事業概論」131—148頁

第三章 個人的救助方法

一 體驗的救助より個人的救助への轉成

體驗的救助は最も優れたる救助形式であるけれども、それは哲學的であつて分析をいれない。従つて、それによつては、痛苦や困窮の實體を見透すことはできない。それは渾然たるもの、若くは、全的のもので、指呼し感得しえらるゝのみである。それは分析をいれず、従つて、説明することもできないものである。生命は生命として直視する外はなく、これが原素の化合だ組み合わせだといふ刹那生命は消え失せて了ふ。そこで、苦痛や困窮の何であるか、その實體の何であるやを明らかにしなければならぬ衝動が生れよう。こゝに科學的な救助方法が現はれるであらう。科學的な救助方法は分析を加へることによつて生れてくる。生命に分析を加ふれば、忽ち、要素だの、結合だのといふ問題に逢着する。個人形態はかくして要素の無限の結合といふことによつて現はれてくる。要素の結合といふ觀念の現はれ初めし時、既に體驗形態より個人形態に轉成せられたのである。

科學的な分析によつて全的な生命の苦痛の何であるやは一々突きとめられる。それは要素を分離することによつて突き止められる。分析は科學的な作業である。渾然として全體たる痛苦や、全き困窮や、その原因の何であるやを説明することができないけれども、それに分析を加ふれば、無限に結合

する要素を一々分離することができ、かくて説明が能きるようになる。要素の分離によつて、要素に基く苦痛の何であるやを知ることができ、また、苦痛の運載者たる諸要素の結合し、その總計として個人に現はるゝ苦痛の何であるやを知り且つ説明することができ、たとへば、墮落婦人の痛苦は全體として生命そのものであるが、その痛苦の何であるや、その原因の何であるやは説明することはできない。けれども、これを要素にほぐせば、忽ち、その痛苦の所在もその性質もその原因も知ることができるようになる。該墮落婦人には父兄がない、幼時既に父母は黄泉の客となつて居る。かくの如き家庭の缺陷が要素として墮落なる現象を惹き起して居る。また、それは遺傳的に低能でもある。両親又はその一から低能を遺傳してゐる。それが意志薄弱の因をなし、惡徳詐術に抗拒することができず不良の性癖をうる原因ともなつてゐる。それに環境が悪い。父母を失ひ路頭に迷つてゐる。道徳的な規律の正しい零圍氣に育てられて居らぬ。かくの如く墮落婦人の由來はそれからそれへと追及せられて行く。かくて分析せられたものを要素とし、また、これを結合してその性質なりその原因なりを調べる。この場合、墮落現象は要素の結合によつて總觀せられる。かくの如き順序によつて、初めてその取扱方法を發見し、その對策なるものをも案出することができよう。

體驗救助は全的な救助である。この全的な救助はその要素を分離することによつて、要素と、その結合とを對象とする個人的救助に向ふ。かくて形態は一階段の進化を遂げ、救助方法は一の轉成をなし遂ぐるにいたる。

二 個人的救助の本質

「善行」といふ觀念に總括さるゝところの慈善は、特志家により、特定の個人に向つて隨意に雨下さるゝもので、著るしく偶然の性質を帶び、それが爲めに亂雜に陥り、所謂濫救となつて弊を生ずる。慈善は偶然的善行であつて、屢々その豫期に反し、百害を醸すことあるはこれが爲めである。この故に、善行は益々組織化されなければならぬ性質のもので、それは竟に組織的保護 (systematische Fürsorge) に究まらなければならぬ。その上、慈善による救助の對象は多くの場合、既に救ふべからざるに至れるものを救ふのであり、多くの場合効果がないから、これを豫防的形式によつて救はなければならなくなる。よつて、「豫防的」と「組織的」とが合流して一定の方案に則り、豫め病根を杜絶せんとする努力となる。こゝに於て、單なる善行でなくて又慈善でない社會的保護 (Wohlfahrtspflege oder soziale Fürsorge) が現はれてくる。

社會事業には技術が要るが、この技術は慈善事業には必ずしも、必要のものではないと云つてよい。慈善の特徴は個人的なるにある。慈善は人格的で人間的個人的である。慈善の特徴はその他のものと共に個人的なるにある。慈善はこの特徴によつて、内的な、人格的な、人間的な、その上、人道的な意義を齎らし、人類世界を humanize しなければ止まない。それは一層適切には宗教的なものであ

る。中世の教會より流れ出でた慈雨や愛はいつでも慈善に關係する。リーゼイ氏は *Die erste Armenpflege ist und bleibt die edelste Tochter der Christentums* (最初の貧民事業は基督教の貴き娘であり、また、さうであつた) と言つてゐるが、キリスト教の愛は慈善に於て花を開いてゐる。慈善を低級の救助形式とする人々もこの慈善の齋らす貴き神の娘分を無視し度外することは斷じてならない。これは恰も角を矯めて牛を殺す類である。

慈善の第三の特徴は個人的なると共に、*erbarrende Liebe* (情けある愛) である。この情や愛は燈火を以て照明せぬ。それで、慈善は自づから盲目となり無組織となり易い。單に救ふ故に救ふ、よつて救ふても救ひきれぬこととなる。だが、その情やその愛は如何程讚美しても足りないであらう。慈善の齋らす美しき精神が人の胸をそゝり、世界を照さなければ、世は如何に秋風落寞たるものであらう。それは法律にもよらず、正義にも頼らず、現代的な *soziale Ethik* (社會的倫理) にも頼らず、個人より個人へ人格より人格へと進んでゐる。社會的倫理は社會事業の基礎であるが、慈善はこれと關係しない路傍の人である。慈善は正義と關係がない。そして、慈善は個人を社會につなぐことを知らない。社會や集團や階級は慈善と關係がない。個人に集中する憐愍を基準とすることが慈善の仕事である。

Jacobsohn氏は慈善事業が個人的であること、慈愛の觀念によつて居ること、法的規範によつて規律せられないこと、従つて自由であること、正義の觀念には關係のないことを總括してゐる。

ヤ氏は慈善事業は全體に關係のないもの、自由裁量によるもの (*ihre Kriterium eine größere Beweglichkeit in Umfang und Art*) なることを明定し、慈善は個人的で個人についての各別なる關係、個人の性質、個人的環境 (*die speziellen Verhältnisse das Einzelnen, um seinem Charakter, am sein Milieu*) によるものであることを明かにしてゐる。

リーゼイ氏は深さ、力、社會的效果 (*Tiefe, Kraft, sozialer Wirksamkeit*) の三を慈愛の特徴としてゐる。慈愛は深さに於て優り、不死の精神として人間に體現し、神の子として無限の價值をもつ。慈愛はまた驚くべき力をもつ。それは、耶穌と多くの聖徒の模範によつて、驚くべき力を示現するとリー氏は力説する。慈愛は *sozialer Wirksamkeit* (社會的效果) を齋らす。愛なくして與へたものは冷きこと石の如きものであるが、愛によつて與へらるるれば忽ちそれを柔げ潤し、社會的效果を齋らすこととなる。リー氏はカトリックの見解によれば、施與は慈愛による仕事であり、隣人に關係せずしては不可能である、冷かな施與はそれ自づから矛盾すると言ひ、慈善の何であるかをキリスト教精神によつて表現しようとしてゐる。それに、リー氏は慈善と雖も無批判的なものでないと主張し (*daher ist es von vornherein unmöglich, das die richtige Caritas ganz kritiklos sein soll*) 慈善のうちにも技術が這入り込んでゐることを言はうとしてゐる。けれども、慈善事業と社會事業とを對立する場合、慈善の無組織なるものだといふことは明かである。少くも、慈善は無組織に傾く性質をもつ。

三 個人的救助と集團的救助との分界

慈善事業は個人を救済の對象とする全然個人的なもので、集團の觀念とは關係のないものである。社會事業は全然集團的ではないが、慈善事業に對しては集團的なものである。最も集團的なものは社會政策であり、第二次集團的なものは社會事業である。社會政策は階級を基準とする階級的なもので集團的なものである。慈善形態による救助の特徴は個人より個人へ向ふのであり、それは人間より人間への救助形式であると言へる。

慈善事業は個々人を救済の對象となし、これに思ふまゝ慈愛と憐愍と同情を加へようとする。それは人格的な人道的なもので、これに加ふるに内的なものである。慈善は内的人格的性質 (innerlich-persönlichen Nature) をもつから個々の被救済者の前途を一々見とゞけようとする。これに對し、社會事業は客觀的である。社會事業の取扱ふところのものは客觀的であつて、これは慈善事業の取扱ふ主觀體と明かに對峙する。慈善事業は内的なものであるが、社會事業は外的なものである。慈善は個人的運命を左右することを目標とするだけで、その屬する階級に關する社會的運命といふものを眼中に置かない。それに反し、社會事業に於ては、個々人には無頓着で個人を救済することによつて問題を解決しようとするよりも客觀的な窮狀 (Objektiv-Vorstände) を除去して問題を解決しようとする。このことは第一斷定より自づから導き出さるゝことで、社會事業は全然集團的なものではないが、第

二次集團的 (社會政策の第一次集團的なるに對し) なものであり、よつて、それは主觀よりも客觀を、個人よりも全體を救済の對象とする。それ故、社會事業に於ては、慈善事業に於けるが如く、救済するものと救済さるゝものとの對立、救済することゝ救済さるゝことゝの對立といふものがない。救ふも救はるゝも全體の爲めで、救ふものに犠牲があるのではなく、慈愛があるのではなく、救はるゝものに感謝の念を要求する次第でもない。また救はるゝものも特に救ふものに感謝する必要もなく、社會的正義によつて斯くあつたと感ずるだけで澤山である。よつて、慈善事業は人格的であり、人と人とが接觸する仕業であるが、社會事業は非人格で、全體が調整せられさへすれば宜いといふ冷然たるものである。冷然即客觀體である。社會事業の集團的救助は全體を救ひうれば内的たらずとも、心情によらずとも宜いとせられるところの冷然たるものであり、たゞ客觀的な窮狀に救助が向けられさへすれば宜いのである。これに對し、慈善事業たる個人形態による救助は内的人格的たることを期し、魂と魂と人間と人間との接觸によつて、温かき救助を遂行しようとする。集團的救助は全體さへ救助さるれば、それが外形によるものたると、助けて助けざるが如き名目的なものを問はないと言ふが如きものであるが、個人的救助は無限の結合によつて能きただけ完全に個人を救助しようとする。個人のもつ部分を抽象して切り離し、これを救助するところの集團的救助は個人を全體として救助するものではないけれども、個人を全體として、それを無限に結合せしめて救助せんとする個人的救助は個

人を全體として完全に救助することを期する。こゝに個人的救助の特徴がある。

慈善事業は救濟的、無組織的、偶然的（社會事業に對する意義に於て）であるが、社會事業は豫防的組織的計畫的であり、科學と技術とに依頼する。慈善にあつては、多く經驗によつて、救濟を遂行するが、社會事業によつては、能きただけ完全なる科學と技術との方案によつてその目的を遂行しやうとする。そのために社會事業は或は經濟的に、或は生物的に、或は倫理的に、或は心理的に、若くはその併立によつて、社會改善の方案を建てんとするが、竟にそれは綜合的な生存原理によつて、人類社會を全體として消極的に積極的に綜合的に超越的に整理按排しようとする（これに對し、消極的社會事業、積極的社會事業、綜合的社會事業及超越的社會事業の四部門が生ずる。）

四 無限の結合による救助

無限の結合は寄木細工である。それは寄木細工の如く要素の寄せ集めがあつて、それが無限數に達せしものである。體驗救助は完成救助であるけれども、慈善形態による救助即ち個人的救助は不完全救助である。生命そのものを對象とする體驗救助は一氣に全的救助たりうるけれども、個人的救助は無限數なる要素を追及しなければならぬ。而して、いくら追及しても終局に達しえない限りなき旅路をさすらうものである。

慈善家は個人的な内的な人間的な救助を遂行するが、それは個人を對象として救助を進め、いつでも

救助を完了することのできるものと考へてゐる。社會事業家にあつては個人を對象として救助する慈善家の仕事を以て極めて簡単な安樂なものと思つてゐる。併し、集團を對象とする社會事業こそ却つて簡單なもの氣樂なものである。集團事業にあつては部分を對象となし、それを集團にまごめて救助すれば、何時までも救助を完了しうる。それは實に簡単な氣樂なものである。社會事業の救助對象は客觀的である。その困窮又客觀的である。集團事業にあつては、所謂客觀的窮狀（Objektiv-Vorstande）に對し畫策すればよい。客觀體を取扱ふ場合には、輪廓もはつきりして居れば、形貌も限定されてゐる。これに對し、一定の救助對策を決定することは易々たることである。個人的救助にあつては、その對象は主觀的である。慈善事業は愛と情とを以て助けて行く。愛と情との結びつかないような救助はいかに客觀的取扱に優れて居ても、慈善事業に於ては高級なものを見做さないものである。慈愛と憐愍と同情といふような補捉すべからざるものが慈善事業の對象に加はる。そこで、慈善事業に於ては、要素を單に客觀的のものとして取扱はず、これを主觀化する。要素の結合も亦客觀的に取扱はれると共に、主觀によつて着色せられる。かくて無限の結合をも客觀と共に主觀化する。こゝに、個人的救助方法の特質がある。個人的救助方法に人間味があり、生命の趣きのあるのは、それを生けるものとして感じて行くからである。客觀的窮狀を生命の中へ融しこみ、これを生命によつて抱擁し、死せる社會事件を生けるものに轉化することは慈善事業の特長である。これが慈善事業の冷然客觀體を

對象として取扱ふ社會事業と異るところである。また、これが無限に尊い所以でもある。社會事業は人間的には實に墮落した價值のない事業であるが、慈善事業は人間的更らに神的高級の事業である面影を具へる。

たゞ併し、慈善事業は主觀的なるが故に對象が明確でなく、また、その取扱方法を限定することも困難である。かくて慈善形態は不確實な救助形態であると考へられる。體驗形態は分析によつて知得せず、全的に捕捉するのであるから、いくら複雑であつても、心情によるものであつても、それ自身直觀され感得されうる。すなはち、驀直に全的に悟了しうるのである。これに對し、慈善形態は要素が無限數であり、かつ、その結合も無限であるから、これを追及するも到底その正體を限定しがたく、又終局に達することもできがたい。かくて、慈善事業は不完成態であるといふことになる。慈善事業に於ける救助は不完成的救助である。概念社會事業は集團を對象とし、その範圍を國にまで擴げ、國民を相手となし、更らに、國際的となり、世界人類を相手とする。けれども、それは法的に一舉に全體に及ぼすことのできる頗る簡單明瞭な形式である。これに對し、救助も亦頗る簡單明瞭であり、一舉にして完成しつくすことができる。よつて、集團事業に於ける救助は完成救助であることができる。

無限の結合による慈善事業の特質かくの如し。それは無限に寄木細工たるべく約束づけられてゐる。それは、いくら積木としても終局に達することを知らざる寄せものである。寄木細工によつて、全觀をつくすことは不可能である。それ故、無限の結合による救助は不完全なものとなつて現はれる外はない。要素につき一々救助を進めて行くもの即ち個人的救助であるが、要素は無限數であるから、(理論的に)如何にしても終局に達しがたい。また、その結合も無制限のものであるから、これによつて、到底、終局に達することはできぬ。

個人的救助は要素より要素を追ふて進んで行く。そして無限に進んで行くところにその特質がある。これを無限の結合といふ。慈善形態は無限の結合によるものであり、それによつての救助即ち「無限の結合によつての救助」である。

五 個人的救助方法の價值

個人的救助は全一救助と共に個別形態に抱擁せられる。個別形態は歴史的なるもので、因果的なる集團形態と明かなる對立をなす。救助を人間化しうるものは獨り個別形態あるのみ。救助の純真なるものは人間を人間として取扱ふことの能きものであるから、個別形態に屬する個人形態は純真なる救助形式であると言はなければならぬ。たゞ、それは體驗形態に比すれば生命を分裂に陥れ、これを混亂に導くもので、全一的救助に對しては既に不純なものになつて居る。併し、それでも集團救助に比ぶれば人間的救助たりうるのであるから、なほ、純真なる人間的救助たるを失はない。それは體驗救

助の如く、終局的完全救助ではないけれども、集團事業の如く部分的救助に終るようなことはない。要素を結合し、更らに、これを無際限のものとするれば、兎に角個人の全景を恢復しうる。全體（要素の無限結合による全體）を救助する個人形態は部分を對象とする外なき集團形態よりも高き救助形式たるは明かである。

集團形態をもつて最も高き救助形式であると考へて居る現代人は形態的進化あるを知つて機能的進化あるを知らないものである。形態的には、個人的形態より集團形態へ必然的に進化するけれども、機能的には集團形態は個人形態に還元せられ、個人的形態は又體驗形態に還元せられる。それ故、機能より見れば、慈善事業は社會事業よりも高き形式であると言はなければならぬ。この場合、慈善事業といふ義は優者が劣者へ恩惠的に施與をするといふ觀念によるものではなく、それは個別的意義に於ける形態論的なるものである。

これによつて、個人的救助の救助方法上の價值は明かである。それは、全一的救助の如く最高の救助形式ではないけれども、集團救助の如き非人格的非人間的な救助形式とは全く異り、それに比し無限に高き形式である。全一的救助と個人的救助とは同じ範類に屬し、兩者共に個別的たるけれども、集團救助は全く別の範類に屬し物的なものとして、人間より人間を救助する全一救助若くは個人的救助より峻別せられる。

参考文献

- (1) 海野幸徳、「社會事業概論」110—117頁
- (2) Marr, Ausbildung von weiblichen Beamtinnen.
- (3) Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, Heft 14.
- (4) Cohn, Erziehung zu sozialer Gesinnung.
- (5) Radniski, Die Frau in der öffentlichen Armenpflege, S. 25—49.
- (6) Mahling, Die sittlichen Voraussetzungen der Wohlfahrtspflege.
- (7) Weber, Fürsorge und Wohlfahrtspflege, S. 46—55.
- (8) Jacobsohn, Die Arbeiter in der öffentlichen Armenpflege, S. 1—20.
- (9) 海野幸徳、「現代人の戀愛思想」(京都、内外出版印刷株式會社發行)
- (10) 海野幸徳、「社會事業概論」, 1—13頁
- (11) 海野幸徳、「社會事業概念の限定」, 社會學雜誌, 第42卷第10—12號。
- (12) 海野幸徳、「社會事業概念の研究」, 社會事業研究, 第14卷1—2號。
- (13) 海野幸徳、「社會事業の本質」, 社會事業研究, 第14卷第3—4號。
- (14) 海野幸徳、「完全救助と不完全救助」社會事業概論, 92—96頁
- (15) Stammler, Gedanke und Ziel der Wohlfahrtspflege.
- (16) Cheyney, The Nature of Social Work.
- (17) Liese, Caritas und Wohlfahrtspflege.

(18) Liese, Geschichte der Caritas.

(19) Liese, Caritativ-soziale Lebensbilder, 3. 7—9.

(20) Ditscheid, Soziale Frage und werktätige Nächstenliebe.

(21) Henderson, The Modern Method of Charity.

(22) Wateson, The Charity Organization Movement in the United States of America

第四章 集團的救助方法

一 個人的救助より集團的救助への轉成

個人的救助は集團的救助へ進んで行く。この進化は體驗形態より連續するものであるが、その全觀をうるため形態進化史の全き道程を簡單に繰り返へして見よう。

私は社會事業を諸々の形態に區分することによつて、在來の如く社會事業を純一のものと考えないのである。これまで、社會事業に形態のあることは認められて居なかつたのであつて、社會事業は漠然純一のものを考へられてゐる（既に、幾個かの形態は私以外の學者にあつても區分してはゐるが）。私のこれ等諸多の形態の分立は、無論發生史的考察の結果であつて、各形態の間に何の連絡もなく、單に論理的區分が施され、並列して居るようなものではない。それよりも、發生史的に一が他に轉化するものとして、社會事業形態進化論（發生史論）を開展せんとするのである。それで、自分は單に社會事業諸形態を並べてゐるのでなく、發生史的に排列して居るのである。「社會事業概論」の第二編社會事業形態論に於ては、諸形態は漠然並列關係を取つて居らず、一が他に轉化する意義によつてゐる。そこで、最初に體驗形態、次に個人形態としての慈善事業、それより集團形態、統合形態の順序によつて發生し來りしものなるを示してゐる。これすなはち、救助形式の發生史的考察であつて、私

が純粹理論的な研究方法をとつて居るのでないことが分る。

私は「概論」に於ても、根源的困窮を以て基本となし(一二七—一三〇頁)一切の救助形式がこれに歸入する意を明にして居るが、これを逆に見れば、一切の救助形式は體驗形態より分化するものとなる。こゝに、形態進化史的考察が始るのであつて、これは私が「概論」の原稿を完了せしより以來思念せし題目の一つである。

そこで、私は最初のもは體驗形態であるとする。詳しく言へば、體驗形態は最初のものであつて、又最後のものである。これを心理學的に言表すれば、主觀と客觀の未分の状態(全一状態)は體驗であるが、これが分裂して慈善形態となり、集團形態となり、統合形態となるが、更らに、終局に於て、もう一度分裂せし主觀客觀は合一して完全態に達する。第一の全一は「體驗的全一」であり、第二の全一は「概念的全一」である。そこで、救助形式は總べて體驗形態へ還元せられ、歸入して全一状態に達する。それは、哲學的には體驗的全一を意味し、科學的には概念的全一を意味する。そこで、體驗形態は初めでも終りでも救助諸形式及其の諸形相の究極であると言ふことになる。素朴完全態なる體驗的全一は最初に現はれる形態であつて、これ即ち原始的なるものである。それ故、私は原始民族の社會に於ける救助形式を探明して、これを「體驗的全一」による救助形態とする。

原始的社會に於ける救助は共同生活により促進せられて、自由に任意に施與をしてゐた。原始社會

に於ては、人格を認識するにいたらなかつたから、個人的觀念なるものもなく、ために、憐愍は家族或は村落共同主義により自由なる表現をなし、施與は無差別に自由に行はれた。原始社會では二重道徳で部落のものは文明社會よりもよりよく助けるけれども、部落外のものは、勝手に傷けもし殺しもした。原始社會では、救助は共同觀念により、兒童、老齡者及貧者に向つて行はれ、異邦人と雖も部落の客分になりさへすれば手厚く保護せられ待遇せられた。原始社會の救助は行きとゞいたもの、手厚いものといふところに特徴がある。この時代には人格の發達がなく、個人的責任觀もなく、漠然としたもので、私の所謂主觀客觀分離前の體驗的全一に當る。かくて、私は形態の進化史的階段の最初のもを「體驗的全一」としての體驗形態」であるとして表示する。

次に、形態の轉成は個人的形態即ち慈善事業に行く。

原始社會より一層發達せし社會に於ては優者が劣者を保護し救助するといふ觀念を生み出した。宗教や社會倫理によつて、支配階級は不遇なるもの無告なものを保護し、乃至、救助する義務ありとせられた。その時代に於けるものは現代に於けるものと異り、豊かに自由に施與をなすものが有徳の行爲であるとせられた。優者が劣者に恩恵を與ふるといふ思想は、救助が國家と國民との間の關係となり取引となるまで續いた。これ即ち、普通に謂ふ慈善事業時代である。私の個人形態に於ける慈善事業は略この時代の救助形式に當る。すなはち、最初の體驗的全一による救助は一轉して個人的形態た

る慈善事業に轉成した。形態的進化論はかくの如く發生史的に體驗的全一より個人形態の轉成を肯定する。

次に、私は形態進化史論に於て、個別形態は集團形態に轉成し進化するものと考へるのである。

近代にいたつては、優者が劣者に恩恵を與へるといふ思想は衰へ、救助は國家と國民との間の取引たるに至つた。かくて、組織的方法によつて、貧民を救助する思想の發達となり、救助の技術化時代が開始されて來た。

原始社會に於ては個人的活動を刺戟するやうなものはなく、富もなかつた代りに、貧乏も亦明かになかつた。それから、富の分配が漸次不平等となつたが、封建制度などによつて、この勢ひは伸びることができなかつた。これに次いで、現代の如く富の不平等な時代が入つて來た。集團的社會事業は將來統合社會事業に轉成せんとす。

私は社會事業の形態的進化を必然的なものと考へる。如何にして、これが必然的なかの細密なる研究は純理研究家としての自分は之れを他にゆだねなければならぬ。形態の進化は必然的なが故に集團救助の出現も亦無論必然的と見做す。然らば形態進化に於て、個人形態は必然的に集團化し公企業化するものとなすのである。私は形態の必然的進化として集團化すると言ふて居るのである。

これによつて、個人的形態の集團的救助への轉成は必然的なものだといふことが明かになつた。個人的形態がその前階段たる體驗形態より必然的に進化せしものたることも同様である。形態進化史は必然的なものとして、初より終まで發展する。個人的救助より集團的救助への轉成は必然的なものとして現はれて來たまである。

集團的困窮を對象とすることを餘儀なくさるゝ現時に於ては、その救助方法も亦集團的ならざるを得ぬ。貧民や勞働者を一括して救助する必要は刻々深刻を加へつゝある。到底、個人として貧民を救ひ、勞働者を助くることはできぬ。貧民の救助は一つも残すところなく、勞働者も亦然りといふことになつたから、救助方法も亦それに照應するものならざるを得ぬ。かくの如き狀勢に照應する救助方法即集團救助である。そこで、「貧民全體」だとか、「勞働者全體」だとかいふ抽象物が現はれて來たのである。

併し、私に於ては、集團的方法の不完全であつて、これが改修補正に努めるといふことも不合理であつたり、矛盾であつたり、乃至、不可能であるとは斷じて思はぬ。こゝに、私が「統合社會事業」を今春にいたり新たに研究し出した所以であつて、私は統合社會事業によつて集團的たる物的要素の短所と弊害とを除去せんとするのである。兎に角、物的なる集團的方法を人的なる個別的方法に轉換しうるから、必然的に集團方法に發展し來るものなる限り、個別的なり得ず、従つて、集團化し公企業化しなければならぬといふ悲觀説をどらなくても宜い。私にあつては、寧ろ、救助形式の發生史より

も何よりも、體驗形態、個人形態に一切を還元することを重しとするのであつて、斷じて、現時の如き人間を物扱ひにする無理想なる状態を容認することができぬ。

我々は如何なる時代に於ても、物として取扱はるゝことを拒絶す。我々は又如何なる時代に於ても、人間を物として救助する方法を絶対に排斥す。我々の敬愛し思慕して止みがたき人間や同類を物化する事には如何なる時代と雖も絶対に反對する。これが私の社會事業研究と、その學の建設にあたつて聊か抱懷する熱情であり主義であり精神である。

二 集團的救助の本質

ステイネル女史はいふ、「かくの如く廣義に社會事業を言表すれば、諸々の範圍に出入しはするが、それは又通俗の手段ではより以上浸入し能はざる一點があり、より高き能率を示すには是非さうあらなければならぬといふことは疑ひのないことになる。それは例へば社會的調査がそれ自づからの技術をもたなければならぬようなものである。何人と雖も、社會に於ける社會的勢力の調整には該事業に向つて熟練せるものゝみそれに従事するものなることを疑ひはしまし」と。

Steiner氏はこれによつて、社會事業以前には諸々の社會改良範圍に學校や教會や商業會議所や其他のものが銘々勝手に出勤参加して改良に従事したが、漸次そのやうな素人によつては *technique of its own* を要する社會事業は遂行することが能きないやうになつたといふ意を力説してゐる。ステイネル

女史は「社會事業は同じ一般的問題についてそれに關心する多くの人々と手をたづさへて働くだらうが、他の範圍の人々にそれは偶然に關係するに過ぎない。それは、社會事業範圍の仕事を行つるに特別なる習練を了したといふことでその人々と區別せられる」と言ひ、善心をもつ慈善家は素人であり、社會事業家は一定の専門技術を習得したものでなければならぬことを言ふてゐる。

かくて、科學的方案が開展するのであつて、能きだけ完全な方法で救助に奏效せんとするに至り、經濟に動員を命ずるのみならず、心理的にも、生物學的にも、社會的にも、倫理的にも動員を命ずることになる。こゝに社會事業が生れる。

社會事業(概念社會事業)は全然集團的ではないが、集團を對象として困窮を除去する方法である。(概念社會事業の集團的意義、その第二次的集團たる事については「社會事業概論」第一編第三章參照) 社會事業にあつては「社會に歸屬するもの」(Zugehörigkeit zur Gemeinschaft) によつて救助する主義をとる。

温情主義は上下關係たり主從關係たりであるが社會事業は社會に投歸することによつて救助するのであり、これは社會政策の權利として被救助者に立ち向ふとは別のものである。

Hans Maier 氏に引く。

「社會政策は勞働者が廣義に於てのその基礎によつてそれに對當する主張や權利や根據を求めること

とに關する。總ての社會政策的規律はそれが或は勞働時間、或は賃金、或は失業救済、或は勞働保險であらうとも、いづれもその對價を提供することを意味する。それ故、社會政策は勞働より生ぜし損害に對して勞働者を保護し、乃至、既に勞働せしことに基く權利の主張にかゝる。社會的保護に於ては、その救済は被救助者より提供せられし勞働の對價の形式を採らぬ。それは、被救助者が社會の一員であるといふことで助けられる。それ故、社會的保護では、被救助者が人類社會に屬するといふ基礎に於て規律を定める。その動作は社會政策と外見上同一である。その動作に關しては兩者共一樣に法律によつて保證されるけれども、社會政策は被救助より救助の對價を提供するに對し、社會的保護に於てはそのすべての社會的なる保護が社會に屬するといふ單なる事實に基くにある。」

この場合、マイエル氏の謂ふ sozialer Fürsorge (社會的保護) は無論社會事業のことである。社會政策は勞働についての對價として社會政策的保護を與へるので、言はゞ、被救助者は權利に基き救助せらるゝこととなる。これに對し、社會事業にあつては、個人が社會の一員として、それに歸屬するが故に、社會や全體を調整する意味に於て個人を救助するのである。社會事業的救助形式では、被救助者より感謝を要求することなく、そんなことは寧ろどうでもよいとしてゐる。個人より感謝を要求するといふことは社會事業的精神に反し、また、被救助者が感謝をするといふことも無意味である。

誤つてゐるといふよりも無意義であると言つた方が社會事業精神を一層適切に表現する。これは社會事業が集團的のものであるとすることといふことを理解すれば直ぐそれとうなづかれる。社會事業は個人に關係せしものでない。個人に關係し、感謝されること、感謝することに基くものは慈善事業である。社會事業にあつては、個人は脱出し或は度外せられる。個人なるものがありとすれば、個人は全體や社會に屬するからのごとで、それは個人を救助せんとして救助機能を動かすのではなく、社會を調整せんとして救助機能を動かすのである。そこには、感謝さるゝ覺えもなければ、感謝するいはれもない。それは主觀的な Notstände を救助の對象とするのではなく、客觀體を救助の對象とする。救助は「君」のためであると共に又「私」のためなのだ。お互に全體の保險全體の福祉を圖らうといふのが社會事業精神である。これが社會事業精神なのである。よつて社會事業は社會に屬する個人々人を救助するもの、社會政策は勞働の對價を提供させる形式によるもの、温情主義は上下關係によつて主人より従僕や奴隸に恩恵を付與するものであるといふことにある。尙感謝の情に基く個人的意義に於けるものは慈善事業である。

社會事業的救助即集團救助である。社會事業による集團救助は全體に歸屬する意義によつて救助せられるものである。

集團救助の對象は客觀的窮狀 (Objektiv-Notstände) である。集團救助に於ては、抽象的な救助客體を

對象とする。あり、まゝの社會事件は綜合的なものであるが〔社會事業概論〕五五頁〕集團救助によつて取扱ふところのものは抽象的社會事件である。抽象的社會事件は觀念上の存在で、實際としては存在しない。集團救助と稱するものは抽象的社會事件を取扱ふものであるから、實際上存在しないところの觀念について救助を進めるものである。實際としては、無限に綜合されし結合體でなければならず、更らに、それは全一でなければならぬ。集團救助は具象より要素を抽象し、これを觀念的存在とし、抽象的社會事件とする。この抽象的社會事件を對象とするもの即ち集團救助たる社會事業である。

圖式的抽象物たる單獨的社會事件は内的なものでなく、外的なものであり、主觀的なものでなく客觀的なものである。それは全體 (One Whole としての) であるのではなく、その中より、部分を抽象せしものである。すなはち、抽象的な部分が冷然として對象となるもの即ち集團救助である。集團救助にあつては、救助者と被救助者とあるのではなく、救助することゝ救助されるゝことがあるのではない。その間に情があるのではなく、愛があるのでなく、善事として意識する倫理觀念があるのでない。たゞ全體に歸屬するが故に助けなければならぬとする冷然たる客觀的な商取引があるだけである。救助の商取引即ち集團救助の特質である。

集團的救助の特質たるべきものは、客觀的窮狀に對し集團的に取扱い、因果法則を以て物として救助し、抽象的社會事件として部分救助をなし、全體に歸屬する義に於て救助をなし、倫理的感覚を脱失し、組織的な救助技術によつて冷然として商取引をなすことである。集團救助はこれ以外のものではなく、また、これ以上のものでもなくとも宜い。

三 公的社會事業

公的社會事業は集團救助に終始する。

社會事業の個別化主義に對する集團主義、個別的困窮 (individuelle Not) に對する集團的困窮 (Massennot) 私人的社會事業に對する公的社會事業、概念社會事業に對する體驗社會事業などは、いづれも異質なるものとして、社會事業の中に區別さるゝ形態であるが、この諸形態の確定はそれ自づから遂行することはできない。社會事業の個別化主義と集團主義とを並列して、各その本質を分析呈露することはできないから、更らに、これを基礎づける原理たる概念社會事業と體驗社會事業の本質との中に一度びその姿を消し、これによつて、兩者の本質を呈露させなくてはならぬ。かくて初めて、個別化主義と集團主義との本質が確定せられるであらう。個別的困窮と集團的困窮との本質呈露も亦これと同じ順序をとり、概念社會事業若くは體驗社會事業の本質によつて決定せられなくてはならぬ。

私人的社會事業と公的社會事業の本質はこれまで枚舉主義 (enumeration) を採つて、その區別に進ん

であるが、この方法は徒勞であると言つて宜い。たとへば、公的社會事業の分野としては、恒久的なものであるが、規模大にして社會の福利に關係すること多く、かつ、資金と熟練とを多く要するもの、これに對し、私的社會事業はその反對であるとする説である。この枚舉主義は論理學上ミルの枚舉主義と同じく、いくつ枚舉すれば、完全枚舉になると決まるべきものではない。それは枚舉を基礎づける原理を俟つて決定權を有ち、いくつ枚舉すれば完全枚舉になるか確定しうるのみ。然るに、これまでの殆んど總ての學者は枚舉主義をとつて公私社會事業の特質と思はるゝものを列舉をして居るに過ぎなかつた。これ等の諸家にあつては、公私社會事業の限定に於ても、概念社會事業及體驗社會事業の原理によつてそれを基礎づけ、そこに兩者の本質を限定する順序をとつてゐない。たゞ、公私社會事業は驀進に短氣にそれ自體に於て限定せられてゐる。言はゞ、これは公私社會事業の一氣呵成論である。

實は諸家に於ては概念社會事業と體驗社會事業との發見にも達せず、従つて、その區別なるものも知らないから、一體として、社會事業形態の研究が粗末である。よつて、これ等の論究は社會事業異質の思想に到達しなければならず、更らに、精細なる分析によつて、その正體を露出しなければならぬ。さうでなければ、實は社會事業とは何ぞやの課題にも答ふることは不可能である。

枚舉主義より一轉して、やゝ原理主義によつて區別する方法を採つたものはザロモン氏である。

(Salomon-Möllers, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege, S. 663—5) 併し、ザロモン氏は枚舉主義といふものと原理主義といふものゝ意識に到達してゐないのだから、此がそれを原理的に取扱つてゐると言つたところで、それは、私自身の勝手な解釋であるかも知れぬ。氏は恐く原理によつて公私社會事業を區別しなければならぬといふ意識に到達しないのでもあらう。従つて、枚舉主義の何であるやに就いても充分な反省がないかも知れぬ。併し、私はこればどうでも宜いとして、ザ氏は社會事業の研究に於て例の如く爛眼であると解す。

公的社會事業は集團事業である。それは全體を部分化し、抽象物に對して救助を行ふものである。公的社會事業は法則及規範の上に立ち、一般性によるものであるから、如何にしても客觀體を對象とせざるをえぬ。公的社會事業の隆盛なる國に於ける救助は法的強制によつて、全體を抽象し部分として、客觀的に救助することに傾く。それがため、眞の意味に於ての救助は行はれざることゝなる。純眞なる救助とは、言ふまでもなく、歴史的なるもので、「人間より人間への救助」である。我國の現狀に於ては官公社會事業獨り隆昌であつて、我國ではこの救助形式によつてのみ救助が徹底するものと考えられて居るが、官公社會事業によつての救助分擔は部分救助、客觀的救助、倫理的觀念の脱出する商取引たるのみ。それ故、官公社會事業がいくら盛に行はれても救助の全範圍を蔽ふことはできぬ。

公的社會事業には倫理的觀念は寧ろ必要ではない。それは救助者と被救助者との存在をも豫想しな

い。單に、物として助けたといふ事實がありさへすれば、それで宜い。それは、感謝さるゝことを望むでもなければ、感謝するいはれもないとする。たゞ、全體のためだとする意識がありさへすれば宜い。全體の調整、これ公的社會事業の本領であり本願である。

公的社會事業に於ては、貧民全體とか勞働者全體とかといふ抽象的に對し、客觀的な取扱をなす。それ故、個々の救助の如きは其の關するところではない。若し、個々の救助に關心する方針をとれば公的社會事業は忽ち去勢せられ、その使命を全ふすることができない。個人を加重して全體に達するといふ方法は公的社會事業の方法たることはできぬ。それは、いつでも、抽象的な全體である。公的社會事業に於ては、貧民全體、勞働者全體といふ形式によつて一擧に全集團の救助を完成することを目的とし職能としてゐる。併し、かくの如き救助がそれ自づから完成せられたるものであるか否か、該救助は他の方法と提携し補充せざれば、それ自づからの機能と雖も竟に喪失するにあらずやの懸念起り、こゝに公的社會事業の限界なる問題が起る。

四 集團的救助の限界

集團的救助の限界といふことは集團的救助の限界的效用といふことにあたる。集團的救助に限界ありとすれば、それは限界的效用をもつからで、それ以上最早效用滅失して効果なきにいたる義である。集團的救助に於ても、個別的救助に於ても、限界的效用によつて兩者補充關係にあるのではないか。

集團的救助のみによつて救助を進めて行けば、純眞なる救助にいたることは能きず、救助して救助せざる如き結果となり、個別的に救助すれば、救助の質に於ては限界的效用に達しないが、量に於ては忽ち限界的效用に支配せらるゝを免れぬ。即ち、個別的救助に於て困窮者の全數に達することは如何にしても不可能であるから、困窮者の一部分を助けて、その他のものは凡て放任することゝなる。これ、量に於ける限界的效用にあらずして何ぞ。救助とし言はるべきものは、その全數に達することを目的とするものである。倫理的感覚が加はれば加はる程、全數に達すべしとする強き衝動が現はれる。然るに、個々救助する方針をとれば、結局全數に及ぼすことの不可能なるを見出す外はない。たとへば、我國に數百萬人の貧民があるとする、して、この數百萬人の貧民を一人も残さず救助することにし、個々これを助ける方針を定めたとする。然らば、幾年を経て個々全數に及ぼすことが能きであらうか。かくして、個別的救助は量に於て限界的效用に達する。

集團的救助に於てもこれに同じ。集團的救助に於ては、忽ち全數に及ぼし得るから、量的に限界はないけれども、質的には、直ちに、限界的效用に出合はざるをえぬ。純眞なる救助の綜合的、乃至、全一的ならざるべからざることについては既に述べた。集團救助の對象は抽象されたる部分であるが、かくの如き部分を救助することは時に救助となりうると共に、時に却つて放任する方が宜いようなことにもなる。たとへば、失業者に對し、一律に、一定の條件の下に失業惠與金を與へるとする。

集團救助に於ては、特定の條件に對當する部分的なるものに對して、一律に一樣に處置をしなければならぬから、この場合産業的原因による失業者と共に勞働意志の滅失せしが如き失業者をも救助せざるを得ぬであらう。そこで、甲に於ては救助となるが、乙たる勞働意志の滅失者にあつては救助は却つて有害とならう。すなはち、かゝる失業者に對しては寧ろ失業惠與金を支給せざるに若かずといふことにならう。これ集團救助の限界的効用にあらずして何ぞ。

集團的救助にあつては量に於て常に限界的効用をもつところの個別的救助と明かな對立をなす。

集團的救助に於ても個別的救助に於ても限界的効用によつてその効果を滅失し、その價值を失ふとすれば、兩者は夫々の量とその質とに於て遂に破産するものと解釋しなくてはならぬ。集團的救助の如く徒らに量のみ多く、救助といふべき程のことも遂行しえざるものにあつては、所謂救助にして救助にあらず、助けて助けざることゝなるような矛盾に陥るを免れない。個別的救助に於ても、如何にそれは救助として高き價值ありとするも、極小部分の惱みに對接するのみで、大多數を放棄するが如き方法は効用の大なるものにあらずとして拒斥せらるゝも如何ともなしがたいであらう。

こゝに於て、限界的効用を超越せんとして私の所謂統合社會事業形態なるものが現はれる所以。統合社會事業は單に集團的救助と個別的救助との統合されたるものにあらず、兩者限界的効用を顯出し來るに於て、救助事業の破産を救ふために必ず出現し來らなければならぬものである。これは私の發見といふよりも、だれが発見しなくても、竟に必然的に進化の開展によつて出現し來るべきものたるに過ぎない。

集團的形態は質に於て効用なしとして絶廢を強いられ、個別的形態は量を克服しえずして無能を叫ばれ、兩者共に没落の運命にある。一は量に於て、他は質に於て、こゝに於て、質と量とを併合して一層完全なる形態を検索するにいたる。これ即ち統合形態である。統合形態は集團形態と個別形態との自滅、乃至、自殺を防ぐ唯一の途であり方法である。

集團形態と個別形態とは單に統合して兩者よりも一層高き形態を生み出すといふ見解によるのみではなく、先づ集團形態は救助にして救助にあらず、個別形態は救助たり得れども救助をなしえざる窮狀に對し、兩者を一括して救済せんとするこゝによつて、必然的に出現せし社會事業形態に外ならぬ。こゝに於て、集團形態と個別形態とを併合し、兩者を超越するところの統合形態が現はるゝに至るのである。かくて、集團的救助と個別的救助の精髓のみを結合して一層高級にして有效なる救助方法を生み出すことゝなつた。

参考文献

- (1) 海野幸徳、「社會事業概論」第一編、第3、4章、第二編第2章。
- (2) 海野幸徳、「概念社會事業と體驗社會事業」社會事業研究、第15卷第4號。
- (3) 海野幸徳、「社會事業形態の研究」社會學雜誌、51—54號。

- (4) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 1—8.
- (5) Wiese, Erfüllung in die Sozialpolitik, S. 3—33.
- (6) Singer, Soziale Fürsorge, S. 1—6.
- (7) Erdberg, Die Wohlfahrtspflege, Eine Wissenschaftliche Studie, S. 3—35.
- (8) Van der Borch, Grundzüge der Sozialpolitik.
- (9) Sombart, Die gewerbliche Arbeiterfrage.
- (10) Heyde, Abris der Sozialpolitik.
- (11) Herkner, Die Arbeiter Frage.
- (12) Pic, Traité élémentaire de législation industrielle.
- (13) Commons and Andrews, Principles of Labour Legislation.
- (14) 海野幸徳、「晩近の社會事業」第一章、6—9頁。
- (15) Hirtsceler, Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen.
- (16) Borzau, Fürsorgerecht und Caritas.
- (17) Brachmann, Das Zusammenarbeiten zwischen amtlicher and private Fürsorge.
- (18) Lose, Die Privatwohltätigkeit und ihre Organisation.
- (19) Levy, Privatperson und die Wohlfahrtspflege.
- (20) Muthesius, Wohlfahrtspflege.
- (21) Salomon, Gesundheitswesen und Wohlfahrtspflege, S. 663—665.

第五章 統合的救助方法

一 個別形態と集團形態との統合

公私社會事業の相關々係は因果的困窮と歴史的困窮との本質の自づからなる開展である。

廣義に於ける社會事業は體驗社會事業と慈善事業と概念社會事業とを含むが（これ等、體驗社會事業、概念社會事業及慈善事業に關しては「概論」第二篇社會事業形態論を參照）一方では、社會事業は「人間より人間への救助」形式によつて困窮を個別化し、その一々に應接しようとするし、他方では、形式的抽象的に集團的救助をなし遂げようとする。

この二つの救助形式は無論相反關係のものである。すなはち、個人的なれば同時に集團的なる能はず、集團的なれば同時に個人的なる能はずといふ關係にある。一度かぎりの繰り返へざる歴史的困窮に應接することは最も完全な救助で私はこれを「完全救助」と言つてゐる。集團的救助は因果關係によつて同一なものとして繰り返へざるゝところの困窮を對象とするから、抽象的なもので部分的に救助さるゝにいたるは止むを得ざることである。私はこれを「不完全救助」と云つてゐる。

さて、この兩者即個人的救助と集團的救助とは相反關係にあるのだが、それは兩者を切り離して別々のものとする場合のことで、若し兩者を結合し、乃至、融合する見地をとれば、兩者は忽ち補充關

係に一轉する。集團救助たれば、個々人の需要や要求に應合することはできなくなるし、個人的救助たれば、全く集團救助とは無關係のものとなる。よつて、この兩者は右と左とに離れ去る力であつて、合力といふようなことは行はれないように見える。けれども、救助の純真なるものは何であるか、救助の本質、眞髓は何ぞやといふ一問に答ふる態度をとれば、救助とし言はるべきものは獨り個人的救助あるのみといふことにならう。不完全救助は完全救助たるを期すべく、單獨社會事件は綜合社會事件に還元せらるべく、かくして残るところのものは完全救助たり綜合的救助たるべき個人的救助であると言ふことになる。

この「個人的集團的社會事業」を私は「統一的社會事業」なる文字によつて表示してゐる。社會事業の理論的形態に於ては、或は個別事業（慈善事業、體驗社會事業）と集團事業（社會事業そのもの、若くは、概論社會事業）とに分ちうるけれども、運用に於ては、兩者は統合して一なるものとならなければならぬ。現時に於ては、未だ慈善事業だの、社會事業だのとして孤立し獨立して居るがために、極めて不完全なる能率と効果を擧げうるに過ぎない。歐米に於ても未だ「個人的集團的社會事業」といふような觀念の發達がない。この觀念を明確にし、新たな社會事業として提出することは私に與へられた役割であるが、私の社會事業原理論は自づから社會事業の進化を個人的なるものと同時に集團的なるものに向ける。社會事業形態論上の區分は、(一)個別的社會事業(二)集團的社會事業(三)統一的

社會事業である。個別的社會事業と集團的社會事業とは孤立して存する場合には、右と左とに離れ去る相反關係にあるものであるが、救助の方向は不完全救助より完全救助に向ふべきもの、若くは、單獨社會事件より綜合社會事件に進むべき約束のものであるから、集團的社會事業は竟に個別的社會事業に還元せらるべきものである。併し、この兩者はもと／＼全然異つた救助形式であるから、還元するといふことはできない。そこで、還元よりも統合に進むべきだと私は考へるのである。こゝに於て、統一的社會事業といふものが現はれる。

實は、現時に於ける私的社會事業も、官公社會事業も各誤解をして居り、間違つたことをやつてゐる。これはその背後をなす社會事業觀念の發達がないからである。例によつて、舶來の社會事業知識などいふことは今に於て空想である。輸入するにも彼地にも商品が碌々ないではないか。こゝに於て、我國に於て國産するより外はない。我國では特に社會事業知識が幼稚であるから、社會事業觀念といふものが漠然たるものであつたり、若くは、空疎であつたりする。かくて、官公社會事業も、各間違つた觀念に支配せられ、各誤解し合つて居るのも亦餘儀ないことである。

公私社會事業の合流といふことは、その反應することを前提とする。公的社會事業が私的社會事業にはたらきかけ、私的社會事業が公的社會事業に影響を及ぼし、兩者互にreactすることに依存する。これまで、公的社會事業はそれ自づから存するものであると解せられ、私的社會事業も亦獨りにて存

立するものと考へられて居た。そこで、私的社會事業とは全然別なる公的社會事業なるものが存すると思はれ、又公的社會事業とは無關係なる私的社會事業が有るようになり解せられたのである。然るに、社會事業の運営により、必然的に兩者は反應するものだといふことが解り、竟に統合社會事業なる一形態を生み出さんとしつゝある。未だ、この觀念は意識せられないで、漠然として居る。私はこれに明かな限定を與へ、これに呱呱の聲を擧げさせ、もつて、産婆役を勤め度いと思つて居る。

統合社會事業が既に諸々の形に於て現はれて居るといふことは實際を回顧すればすぐに分る。職業紹介にも、融和事業にも、兒童事業などにも、續々篤志者が官公社會事業に参加しつゝある。方面委員制度に於て、それが最も完全なる形態をとるに至つた（拙著『方面委員制度指針』参照）方面事業に於ける分散的貧民事業は委員と委員會と地區がこれを表現し、集中的貧民事業は中央局たる社會局若くは社會課これを表現する。この場合、集中的貧民救助は公的社會事業であり、分散的貧民救助は私的社會事業である。方面委員制度に於ては、公私社會事業は各一が他に *head* し、各一が他を完全化して居るのである。中央局と地區若くは委員、委員會とは統合して一體をなすところに、方面委員制度が他の社會事業に範を垂るゝ意義が表現する。方面制度に於ては、社會課によつて代表せらるゝ公的貧民事業と、委員及地區によつて代表せられる私的貧民事業とが統合され、一體として運営されて居る。もし、公私社會事業が一は他を豫想するといふような形式（たとへば方面委員制度の如き）に

於て存するなれば（即ち反應する形ちに於て）兩者が平行の關係にあるは明白である。地區及委員會の發達は社會課の衰頹となると考へながら、方面委員制度を運用して居る府縣及都市當局はあるまいと思ふ。そこで、私的な委員が社會事件を發見し、それを處理することが多ければ多だけ社會課の事業は繁昌すると言ひえらるゝであらう。また篤志委員が活動をなす前提に於てのみ、委員をも選任し地區をも設定したのであらう。他方、社會課が統制的機能を發揮し、一體として救貧政策を施行すればする程、地區及委員會の成績はよくなると言ふべきであらう。また、かように考へて、委員は社會課に信頼して居るのである。かく考ふることによつて、初めて、個別形態と集團形態との統合が成し遂げられる。

二 統合社會事業の本質

統合社會事業とは何であるか。

統合社會事業の本質を如實に説明するため、最近、私が唱道して居る小隣保館主義によつてその分析を進めて見よう。融和事業に現はれたる現勢は見事に統合社會事業を暗示し豫想してゐる。

私は社會事業をその地積的觀念よりする場合、純一的社會事業と分縣的社會事業とに分つてゐる。純一的な社會事業は略官公團體これを代表し、分縣的社會事業は略私的團體これを代表する。純一的 (einheitliche) なものは又同時に一様性 (gleichmäßig) に富み、分縣的なものは地方的性質 (lokalen cha-

faktor) を帯び、雜多 (regellos) である。私の謂ふ融和事業 (狹義の) を純一的なものと言ふ所以のものは以上の如き内容による。融和事業の實行、即ち、その行政に關しては、分縣的乃至地方的でなければならぬが、その政策に關しては純一的でなければならぬ。融和事業に關しても行政と政策とが方面事業に於けるが如く融合して一體をなし、統合社會事業形態をとる。行政 (administration) は個別的具體的でなければならぬから、民間社會事業これを分擔し、政策 (policy) は集團的抽象的でなければならぬから、官公社會事業これを分擔する (この事に關する原理については、拙著「社會事業概論」第二篇、特に、第二篇第二章「概念的社會事業と體驗的社會事業」、第三章「慈善事業と體驗社會事業」、及び第六章「私的社會事業と公的社會事業」を通讀せられたし) 然るに、私は新たに個別的でありながら集團的であり、集團的でありながら個別的である社會事業の一形態を認め、これを統合社會事業として解説してゐる。方面事業に於て行政を司るものは方面委員、委員會及地區 (Bezirk) であり、個別的な具體的な貧民救助を分擔するが、これ等委員、委員會、及地區の總てにわたり統一的形式を加ふるものは政策の本營としての中央局たる社會局、社會課である。この社會局乃至社會課の委員、委員會、及び、地區と結合し、一體としての貧民事業を行ふもの即ち方面委員制度の特徴である。私はこの事が融和事業にも繰り返へさなければならぬと思ふ。すなはち、融和事業に於ては全國的普遍的な社會政策化に於てのみその目的を遂げ使命を達しうべきものではなく、その個別的な具體的な實行は地方的な行政によつてその目的を達しなければならぬ。併し、この兩者が離れ々々別々に融和事業に於てあるのでなく、統合して一體としてあるのである。これ即ち融和事業の方法論に於て私はこれを統合的なもの統合的形態によるものとして表示する所以である。

三 公私社會事業反比例の法則

この公私社會事業平行の法則も反比例の法則も自分のものであるから、これが主張の責任は無論自分だけである。

さて、一見、反比例の法則と平行の法則とは矛盾して居るように見える。公私社會事業の關係は實に二種であるが、これを一種であるように誤解することより思はぬ紛争を來す。たとへば、アルミイ氏にあつては、公私社會事業が各分離存在することのみを知り、一が他にはたらきかけることを知らないから、漠然相反關係にあるものと思つたのである。これに反し、ウアルネル氏にあつては、公私社會事業の各一が他にはたらきかける觀念を見出しえなかつたけれども、漠然、兩者は共に發達することもあると考へたのである。若し、ウアルネル氏にして公私社會事業が孤立して存する場合を分析すれば、必ずしもアルミイ氏の誤謬を指摘しなかつたのであらうと思ふ。

公私社會事業の論理的究明より一轉して、二つの法則によつて、官公社會事業の勃興により、我國の私的社會事業は減衰し初めたが、私的社會事業減衰による我國社會事業の將來奈何の實際問題に照

明して公私社會事業の關係を明白にして見よう。

私は公私社會事業に於ける平行の法則なるものは充分社會事業の發達した國、又は兩者の充分なる發達を遂げたところに限り行はるべきものと思ふ。また、理論的には平行の法則を立てても、實際上、該法則の行はるゝことは困難であると思ふ。従つて、公私社會事業の關係については、多くの場合、反比例の法則が支配すると思ふ。

私が先きに叙述した論理により、公私社會事業は必ず補充しなければならず、竟に統合形態に進まなければならぬ理柄焉。然るに、公私互に他を豫想するといふ思想の發達は公的社會事業とは何か、私的社會事業とは何かといふことが、解らぬ限り決して實現するものでない。これ、私が社會事業智識の幼稚なる社會及國に於て公私社會事業の補充が行はれないといふ所以である。實を言へば、公私社會事業は統合すべき約束のものであるが、公私社會事業は各對峙し、各一が他を侵害すると考へてゐる。これ、私が社會事業原理の發表を先なりとし原理構成に專念する一理由である。深き原理の理解並に普及なくして、決して各種社會事業は健全なる發達をなすものではない。我國現時の社會事業界に於ける通弊は社會事業の原理導入が無視されてゐる一事である。

そこで、かくの如き性質及時代に於ける我國の現状に照らし、公私社會事業は反比例の法則によつて支配される外ないと思ふ。従つて、私は現時に於ける急激な官公社會事業の發達は私的社會事業を衰頹せしめずしてはをかねだらうと思ふ。この事に關しては、いづれ相次いで、歸納的な論究を企てるが、近年編纂されたる本邦社會事業名鑑（内務省社會局の分は昭和二年五月發行の「社會事業一覽」、中央社會事業協會のものは昭和二年十月發行の「社會事業名鑑」）を一觀しても、如何に驚くべき速度と程度とに於て、單り官公社會事業が發達しつゝあるかを知ることができる。尤も、我國現時に於ける私的社會事業團體も衰滅せず、發達の方向にあるが、それは多く官公社會事業類似のものに偏傾して居るようである。私は官公系統のもの、それと連絡をとれるものは、凡て便宜官公社會事業中へ編入して考察する。

恐く、今に於て、私的團體衰頹の怨聲を生ずる所以のものは、官公事業の急激な發達の外何ものもないかも知れない。たゞそれが將來この趨勢を續けて行けば如何なる形勢に歸着するかといふ問題が残るだけである。

私は日本と米國との社會事業を全然別の範類のものとして取扱つてゐる。社會事業も亦その土地に適合するものゝみ發芽し成長するから、我國に於ける社會事業と米國のものとは全然異つて現はれてくる。今日、米國の社會事業を観ると、その私的社會事業の萬能に愕くのである。あだかも、我國の官公社會事業の萬能のよう。

米國では、私的社會事業は旺盛といふよりも、寧ろ、跋扈たるが如き觀がある。市俄古市に於ける

公團體の年總支出一三、一一四、三六四弗であるが、私的團體は遙かにこれを凌駕し、四七、八五二、六一五弗に達する。紐育市私團體は二千三百であるが、その總支出は壹億貳千萬圓である。即ち、家庭の福利に一千萬圓、兒童保護に貳千萬圓、病院に五千萬圓、教育娛樂、隣友團體事業に貳千萬圓、その他貳千萬圓である。全米國の公的社會事業費は一年貳拾億圓に達する。

米國に於て、何故、私的社會事業が旺盛を極むるかと言へば、萬事個人的な私的な基調によつて進む國柄であるからである。これに對し、我國に於ては、官公社會事業旺盛ならざるを得ざる理由明かである。私は我國に於ては、官公社會事業本位であるといふことは當然なことゝ考へるし、また、この道の學究として、この傾向を是認し、それに裏書することにも躊躇しまい。たゞ、我國社會事業の將來に於ける方策は別に精細に論究決定しなければならぬ。

我國に於ける社會事業は官公社會事業本位とするのであるが、これは形式的と實質的のによつて區別されなければならぬ。そこで、將來の本邦社會事業は形式的には官公社會事業本位とするが、實質的には民間社會事業基本としなければならぬ。我國に於て民間社會事業を本位とする形勢は何處にもない。あくまで官公社會事業として進行するであらう。人若しこの形勢を遮らんとすれば、それは隻手河水を遮らんとするの愚と同一である。我國の地盤より發生するものは官公社會事業の外はないであらう。

併し、我國に於ても、官公社會事業を究極まで押し通し、擴張すれば、必ず社會事業の死滅となる。私は社會事業の限界的效用といふことに就ても研究を進めて居るが、官公社會事業より残る限なく私的社會事業要素を驅逐すれば、官公社會事業は自殺の運命に陥るであらう。よつて私は我國の社會事業に對し左の原則を設定する。

一、本邦社會事業は官公社會事業本位とす。

二、官公社會事業本位は形式的範圍に止る。

三、實質的には私的社會事業基本とす。

そこで、形ちの上では、官公社會事業を本位として進むべきだが、實際の仕事は民間社會事業を基本とするのである。

それに、公私社會事業には例の分業がある。「概論」第二篇第六章「私的社會事業と公的社會事業」參照。この分業によつて、兩者を實質的に統合することゝすれば、我國の社會事業は健全なる發達をするであらう。即ち、統合社會事業として繼續する主義をとれば本部社會事業は萬々歳であると思ふ。

四 貧民政策原理としての統合形態

向きに、提説され力め、既にその根據を定めたように、貧民政策原理の中心は竟に統合形態に依る

べきものたるを断定することができる。貧民政策と言へば集團的であり、殊に第一次集團的である如く思はしむるけれども、私の貧民政策論は量に於ける限界的效用の滅失するが如き純粹集團政策であるのではない。表面よりみれば、貧民政策と言はるべきものは集團政策であるが、その裏面に於て重要な役割をなすところのものは却つて個別事業である。これは集團政策による因果的なるものを更に個別化して歴史的なるものに轉化する。この事はたゞ統合形態をこるることによつてのみ實現することが出来る。

個別事業は院外救助によつて實現することができる。よつて、貧民政策の中樞は個別事業として院外救助である。本書を通じて貧民救助政策の基礎をなすところのものは院外救助主義である。この事は第二篇にいたり、獨逸の貧民法制を分析説明する際最も明かに院外救助主義として分析説明せられ、第參篇にいたり、個別的なる院外救助主義により、その確立を期することによつて然るを知るであらう。第貳篇に於ては、瑞西及丁抹の貧民法制にも考察を及ぼし、獨逸に於て示されたる個別化的方針の誤りにあらざる所以を見るであらう。英國の救貧法を分析することにより、表面上、個別化主義を直接闡明することが出来ないように見えるけれども、實は英國の貧民法制は最も明白に統合形態によつて救貧制度を構成するものだといふことが分るであらう。英國の貧民法制は中央官廳によつて、代表さるゝところの集團的救助と地方官廳によつて代表さるゝところの個別的救助とを組み合せたもの

で、最も明かに統合形態としての貧民政策を表現してゐる。米國の貧民救助は院内救助主義によつては居るが、これとて、私的社會事業中心の救助として個別化作用の横流するを見る。

第貳篇に於ては院外救助主義と院内救助主義とを對立せしめ、その可否消長を如實に論述する。歐米に於て現行さるゝ貧民救助法は院外救助主義と院内救助主義との二大陣營の對立である。この二つの救助主義の對立を分析精論することによつて、貧民政策に光を投げ入れ、これを確定する素地をつくることが能きやうと思ふ。

貧民政策原理としては、いづれにしても、統合形態に歸着する。殊に、個別化本位の統合形態に究極するであらう。それは、形式的には集團的であるものと雖も、實質的には個別化本位たるべきものである。

參考文獻

- (1) 海野幸徳、「社會事業概論」、第二編（著者は第二編に於て組織的に形態を解説してゐる。この形態論は「社會學雜誌」に現はれた形態論によつて一先づその組織を完成してゐる）
- (2) 海野幸徳、「社會事業形態の研究」社會學雜誌、51—54號。
- (3) 海野幸徳、「小隣保館主義」
- (4) 海野幸徳、「現在及將來の融和政策」社會事業研究、第16卷第4號。
- (5) 海野幸徳、「社會事業の運営」社會事業講話3、4冊。

- (6) 海野幸徳、「社会事業の本質」、社会事業研究、第13巻、34号。
- (7) 海野幸徳、「婦人方面委員の研究」、社会事業、第12巻第6—10号。
- (8) 海野幸徳、「方面委員制度指針」(京都、内外出版印刷株式会社發行)、21—48頁。
- (9) Wiese, Einfillung in die Sozialpolitik.
- (10) Münsterberg, Das Elberfelder System, S. 1—31.
- (11) Warner, American Charities, pp 179—205.
- (12) Kelso, The History of Public Poor Relief in Massachusetts, pp. 189—195.
- (13) Kelso, The Science of Public Welfare, pp 89—107.
- (14) Gillen, Poverty and Dependency, pp 142—162.
- (15) Queen, Social Pathology, pp 89—113.

第六章 個別的形態と集團的形態

一 社会事業の基本形態

一切の社会事業形態は個別形態と集團形態との二つに要約することができる。縦断形態としては(一)體驗形態、(二)個人形態、(三)集團形態、(四)統合形態であるけれども、この四つに對し、基本形態は個別形態と集團形態とである。それ故、四の形態は個別及集團の二形態に要約することが能きるわけである。體驗形態と個人形態とは個別形態にまとめられ、統合形態は體驗若くは個人形態と集團形態との統合である。よつて縦断形態はいづれにしても個別形態と集團形態とに要約せられる。私はこの二つの形態を一切形態の基本であると見做す。

この事はいづれの學者の取扱ふ形態を吟味してもかく歸着するであらうと思ふ(他の學者にあつては未だ社会事業形態としての認識なく、従つて區分もないが)たとへば、タフツ氏は社会事業概念を定むるに方つて左の五つの途を示してゐるが (Tafes, Education and Training for Social Work, pp 1—3) 結局それは個別形態と集團形態との二つに要約せられるであらう。タフツ氏の五つの途とは、

- 一、特定の不利な階級を救助するものとして限定すること。
- 二、目的と過程とによつて限定すること。

三、歴史的に限定すること。

四、現行の社會活動を枚擧することによつて限定すること。

五、諸々の社會事業團體及社會過程に關係して限定すること。

タフツ氏はこの五の途より社會事業概念の限定を試みて居るが、たとへば第二の Aim and process により限定する方法をされば、Richmond 女史がその著 What is Social Case Work (pp 98—99) に述べて居るが如く、これを左の四のものとして取扱ふこととなる。

一、個別事業 (Case Work)

これは個人より個人に向つて、人と社會環境との關係を意識的に調節することにより、人格を發達させる過程によつて成立する。

二、集團事業 (Group Work)

直接人間に對應するけれども、最早個々に於てなされることによつて成立するもの。

三、社會改良 (Social reform)

宣傳と社會立法とによつて集團改善を遂行するもの。

四、社會調査 (social research)

社會事業の他の形式に對し使用するため獨自な發見をなし、且つ、既知の事業を再解釋に付する

ことによつて個人に奉仕するもの。

社會事業概念を社會關係に一層よく適合させること (better adjustment of social relation) となり、
とで限定すれば、社會事業は現存の社會的不調整 (social maladjustment) を輕減除去することとなり
(私の「消極的社會事業」に當る) ために、maladjustment の分類と、その原因探明と、よつて以て、
これに對應する救助方法及機關の設定に關するものとなる。かくして、process によつて、社會事業を
限定することができる。更らに、これを aim によつて限定すれば、社會事業とは the development of
personality (人格の發達) を目標とするものだと云ふことになる。

そこで、Richmond 女史の四區分はいづれにしても case work と group work の二區分に歸着すべきものである。「社會改良」の如きものは無論形態ではない。それは個別的方法を用ゐるか集團的方法を用ゐるかによつて、その目的を達するものであるに過ぎぬ。それは個別事業の形式によつて改良の實を擧ぐることもあるが、それは集團に關するものであるから、主として集團的方法によつてその目的を達するであらう。それ故、社會改良は個別事業か集團事業かへ編入さるべきものだと云へる。

社會調査に於ても、個別事業によつて調査を進むるか、或は集團事業によつて調査を遂行するかである。

そこで、リ女史の四區分はいづれにしても case work と group work との二區分となり、私の個別

事業と集團事業との二つに要約せられるであらう。

私の統合形態の場合に於ても同一である。統合形態は主として個人形態と集團形態とを統合するもの、副として、體驗形態と集團形態とを統合するものである。かくの如く Process によつても、統合形態は個別形態と集團形態との統合であるが、機關 (Institution) に於ても同一である。院舎制 (Institution system) と家庭委托制との間に小舎制若しくは分舎制を設けるが如きは個別形態と集團形態との統合であると解釋せられる。救貧院 (almshouse) に於ても、小救貧院主義によるものは個別主義と集團主義との中間體である。Warner 氏 (p. 240)。

「諸々の論議に於て老齡者及病弱者に對して心地のよい家庭をつくらんとすれば、分類を施して異つたものを格別に取扱ひ、收容所を小なるものとし、それを地方の誇りとしてつくり、優秀なる慈善家が取扱ふ如き同じ方法を適用しなければならぬ。論者は所々同一の弊害が約一世紀の間繰り返へされて居ることに異論なく、それを州監督として小救貧院にすることが老齡者及病弱者保護に對し實行せらるべき最良法だといふことに何人も異論はなき (American Charities, pp 203—4) Infirmary Hospital 若しくは the Cottage は混合する救貧院に代つて残るものだといふことが一般化する時代の來ることはどう遅れもしまい (p. 205)」

ウアルネル氏のこれによつて意味するところのものは、個別機關と集團機關との中間機關の出現を

以て集團機關による害惡を軽減除去せんとするに外ならぬ。

これによつて統合形態の竟に個別形態と集團形態とに要約せらるゝ所以を知る。

縦斷諸形態は個別形態と集團形態とに要約せられ、一切の形態は個別形態と集團形態とに要約せられるこゝに於て、個別形態及集團形態が一切形態の基本だといふことが斷定せられる。

本書に於ける救貧論は私の社會事業原理論の自づからなる開展であつて、私は茲に各論的研究に於て最初に原理研究をこの部門に適用したのである。本書の構造は個別形態と集合形態との原理論に於ける一般的研究を各論的に再び研究して、その妥當なることを益々明かにすること、更らに、因果的なる集團形態を歴史的なる個人形態に還元することである。而して、形態發生史論に基き、集團形態は個人形態より發生せしもので、一階段の上昇を成し遂げたものであるから、最早個別形態に戻ることの能きぬとする見解を各論的に再吟味することに力を分つ。原理論に於ては、因果的なる集團形態を歴史的なる個別形態へ還元することの不可能なる所以と、還元せざるべからざる所以を示した。「社會事業概論」第二篇第四章「集團的困窮より個人的困窮への還元」、第五章「個人的困窮より根源的困窮への還元」人間を人間として救助するには必ず歴史的方法を用ゐなければならぬが、現行の集團的方法によつては、如何にしても、これを物として取扱ふ外はない。物として取扱ふことは現代に於ける窮狀には違ひないが、集團救助として發展しつゝある場合、これを如何ともすることが能きぬ

といふのが現時の集團基本論者の通説である。私はこれを以て形態進化史上の悲觀論者と見做す。私にあつては、更らに統合形態の研究によつて、この窮狀を打開することの可能なる所以を提示する。

個別形態と集團形態による發生史的行き詰りに對しては、本書に於て、各論的に具象と如實とを以てする歴史的觀念によつて打開破析することに力めた。原理論に於ける統合形態の一般論は更らにこゝに各論的な姿に於て救貧論の中へ取り入れられ、これによつて、その構造が築き上げられた。かくて、第貳篇以上歐米及我國に於ける救貧法制研究にあたつて、一生面をひらくものとして、「個人的集團的救貧論」に基く統合的救貧組織論が開展せられた。

第貳編に於ては、統合的見解によつて歐米諸國の貧民法制を吟味し、かくて、第參篇にいたり、それを通じて、統合的貧民法制論を確定する方法をとり、よつて以て、全體として、統合形態論を樹立し、貧民政策に一新境地を拓くことに力むるであらう。

參考文籍

- (1) 海野幸徳、「社會事業概論」第一編及第二編の原理論
(著者は社會事業を學として構成する前營として「社會事業概論」を著作したが、目下執筆繼續中の「社會事業學原理」にいたつて之れを完了する計畫である。本書に企畫せらるるこのものはこの原理論によつて各論の一つとしての貧民事業を基礎づけるにある)
- (2) 海野幸徳、「社會事業形態の研究」社會學雜誌、51—54號。
- (3) 海野幸徳、「小隣保館主義」
- (4) Tatts, Education and Training for Social Work, pp 1—3.
- (5) Richmond What is Social Case Work? pp 98—99.
- (6) Warrer, American Charities, p 205.
- (7) Dexter, Social Adjustment, pp 378—404.
- (8) Odum, System of Public Welfare.
- (9) Breckinridge, Public Welfare Administration.
- (10) McLean, The Central Council of Social Work.
- (11) Mead, Community Responsibility.
- (12) Richmond, The Good Neighbour.
- (13) Salomon, Soziale Diagnose.
- (14) Schriften der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, Haft 1.
- (15) Aufgaben und Organisation der Fabrikwohlfahrtspflege in der Gegenwart.
- (16) Muthesius, Wohlfahrtspflege.

第貳編 歐米の貧民政策

第壹章 英國貧民法制

一 英國救貧組織

英國の貧民救助組織は集中的貧民救助制 (Zwangsamenspflege) と分散的貧民救助制 (Freier-Armenpflege) との合體したものである。英國貧民救助組織は即ち官公貧民救助 (öffentlichen Armenpflege) に、自由な、任意な、特志な (unbesoldeten, ehrenamtlichen) 機能を導入したものである。

英國貧民救助の中央官廳 (Zentralbehörde) は Local Government Board である。(この事については、後に述ぶるが、なほ Webb, English Poor Law Policy の第四章 The Local Government Board を参照されたい) Local Government Board については第三節にいたり解説することとし、先づ英國救貧組織を略述することにしよう。

英國救貧組織左の如し。

一、中央官廳 (Die Zentralbehörde)

中央官廳には有給貧民官吏が任命され、検査官及會計官が登用されてゐる。

二、地方官廳 (Die Lokalbehörde)

吏員は主として特志家で保護司 (Guardians) と稱する吏員と監督 (Overseers) といふ吏員とが任用されてゐる。それに、有給義務吏員たる書記 (clerk) 救助吏員 (Relieving Officer) 救貧院の吏員及び勞役場長 (Master of the Workhouse) が加はる。

三、平和裁判所 (Court of Peace)

以上三種の救貧機關に就ては別々に述べることとし、先づ、集中的貧民救助を表示する中央官廳と、分散的貧民救助を表示する地方官廳との相關々係による意義を述べよう。

一八八一年 Local Government Board が Poor Law Board の後を承けて創設せられし以來、英國の貧民救助は確かにその統一力を増し、能率を増大した。中央官廳は一般的貧民救助事務を管理し、検査と會計監督とを掌り、これによつて、全體の貧民救助組織に統一を與へる。けれども、私が屢々論ずるが如く、集中的救助形式は抽象的標準的官僚的の弊に陥り易い。これを社會事業の原理に照して見ても、概念社會事業は抽象的となり形式的となることを避けることが能きず、個人的人間的、乃至、倫理的の意味は喪失せられる。この原則的缺陷を補正するものとして、私の、女性的なる人間的なる、直觀的なる、體驗社會事業が現はれるのである。

社會事業の理論と實際との本然的要求は英國の貧民法制の上にも繰り返へされてゐる。Local Government Board による劃一的弊害に苦められて、一八九八—九九年救貧法協會 (Poor Law Unions Association) は Wider power for guardians by decentralization (分散によりて、ガアディアンにヨリ以上の權力を與へよ) なる主義を主張した。これに應じて R. A. Leach 氏が救貧事業の分散化を熱心に提唱し、一般の首肯賛同をえて、貧民救助の分散機關 (den lokalen Organen) の創設を誘導した。この時期に於ける英國の救貧組織論の傾向は自づから分散に向ひ、勢ひのをもむくところに従つて、組織を整へるといふ有様であつた。よつて、中央官廳では、たゞ、地方貧民救助 (örtlichen Armenpflege) の検査、開設及廢止の監督、財政整理位を取扱ふこととなり、その他のものは特志機關としての保護司局 (Board of Guardians) に委任することとした。アシユロット博士 (Dr. P. F. Aschrott) は英國に於ける救貧事業に公私の兩機能が融合されたことによつて (Zusammenwirken von besoldeten und von ehren Beamten) 貧民救助の能率は増大し、かつ、救貧事業運営の總體に對し、啓蒙的作興的機能を及ぼしたと結論してゐる。(Das englische Armenwesen, S. 231)

かくて、英國救貧事業のうちに分散的機能と使命とを帶ぶる保護司が導入せられた。これによつて、地方的貧民事業は任意的動作をとり、かつ、個々の救助を個別化することが能きるやうになつた。有給義務吏員は困難な面倒な仕事を取扱ひ、これを整理した上で、保護司に渡すこととなり、名譽吏員の權限は確立した。一八八三年に於ける有給義務吏員二〇、四四七人に對し保護司は二八、〇九九人で

あつたが、有給吏員を職掌によつて分てば左の如くである。

	ロンドン市	イングランド 及他地方
書記	四〇人	六二三人
書記	九〇	一〇四
會計	四〇	六一七
勞役場長及學校長	八六	六六五
勞役場學校管理婦	八八	六七六
勞役場醫師	一一八	六九四
藥劑師	三八	一三
看護婦	一〇一六	一二七六
教誨師	八四	四九四
給仕	七四	五一四
工場教師	一七四	二九〇
作業監督	五七	一〇二

浮浪人監督	四七人	四〇人
地區救助吏員	一四〇	一四〇〇
地區救助補助員	二九	五八
地區醫師	一五四	三三六八
監督補	一	二八〇
集金人	四五	一八一五
種痘係	四〇	一四七二

保護司は地方的利害關係を中心とし、分散的機關としての特徴をもつが、有給吏員とても、地方廳によつて選任されるのであるから、矢張り、地方的利害を感ずるとしても、漸次、中央官廳に屬するものとしての集中的心理を生ずるを免れない。併し、有給吏員が地方官廳と中央官廳との間に在介することによつて生ずる心理及機能は好しきものとなつて發達した。すなはち、地方官廳と中央官廳との間に吏員の任免を分擔する結果として、一方に於ては、地方の利害關係に冷淡ならざることを得るし、地方、中央による統一的機能を發揮する傾向となる。

有給吏員に關する職務分擔規程は精細に定められて居り General Consul 法の1101—1116條にわたり左記吏員の職務規程が掲げられてゐる。

Treasurer of Union, Chaplain, Medical Officer for the Work-house, District Medical Officer, Master of the Workhouse, Matron of the Workhouse, Schoolmaster, Porter, Nurse, Relieving Officer, Superintendent of Out-door Labour.

142

有給吏員は二十一才以上のもので、読み書きの能きものたるを要する。職務は嚴に勵行しなければならぬが、一生勤務することができ、死亡又は頽齡によつて職を去らざるべからざるに至るまで退職しなくても宜く、六十才に達したものは養老年金をうくる特典がある。

参考文献

- (1) Aschrott Das englische Armenwesen in seiner historischen Entwicklung und in seiner heutigen Gestalt.
- (2) Mackay, A History of the English Poor Law.
- (3) Leonard, Early History of the English Poor Relief.
- (4) Münsterberg, Das Ausländische Armenwesen.
- (5) Weber, L'assistance aux Misereux d'Étranger.
- (6) Gray, A History of English Philanthropy.
- (7) 海野幸徳、晩近の社會事業第一章（京都内外出版印刷株式會社發行）
- (8) 海野幸徳、方面委員制度指針（京都内外出版印刷株式會社發行）

英國貧民事業の研究は Nicholls 氏によつて夙に企てられ、一八三四年には Mackay 氏によつて、一九〇〇年代まで記述せられ、Leonard 氏は英國貧民史を研究し、十七世紀の半までの材料を取扱ひ、

Chance 氏の Our Treatment of the Poor は餘り價値のない文献であるが、貧民の實際的取扱ひを記述し、伯林のアスミロット氏は一八八六年までの英國貧民法制に關し歴史的の記述を本質的分析を試みてゐる。ミュンステルベルヒ氏は貧民法制の權威として、歐米各國の貧民制度を研究し、Charles Booth 氏の Life and Labour of the People of London 六卷は英國貧民研究の白眉である。S. Webb 氏は English Poor Law Policy を發表して英國貧民政策の本質を明かにし、例の少數報告としての The Break up of the Poor Law は英國救貧法の批判として價値あるもので、これに對して、氏の劃期的著作たる The Prevention of Destitution 一卷が公にせらるゝに至つた。

その外左の文献は英國貧民史及救貧事業につき缺くべからざるものである。

- (1) The Charity Organization Review.
- (2) Reports of Central Conference.
- (3) Reports of the Local Government Board.
- (4) Proceedings of the Central and District Poor Law Conferences.
- (5) Annual Charities Register and Digest.

二 英國の貧民

一九〇〇年一月一日の英國の貧民數は八〇七、四七一一人であつたが、これは、一八九九年六月一日の七七七、二六三人よりも増加してゐる。その中、二二六、八七一一人は院内救助として取扱はれ、五八〇、七二四人は院外救助をうけた。冬期は夏期よりも貧民が多い。これ、冬期に於ける失業者の多き

ためである。いつでも、院内救助には労働可能なものが多い。院外救助にあつては、男子にして労働可能なものは僅に一二、〇五八人である。院外被救助者の八、三九三人は疾病、災害或は不具によつて救助をうけ、三、二六二人は家族に病者、不具者、若しくは災害を蒙り救助を受けたものである。女子の中、労働可能なものにして院外救助をうくるものは四九、〇〇〇人であるが、その中、三三三、九三五人は寡婦、八、二九五人は離婚者、一、〇八〇人は夫の禁錮中のもの、二、八六九人は夫の家出せしものである。一九二〇年を基點とすると、その前五十年間に労働可能な貧民数は漸次に減少して居ることを示す。即ち左の如し。

年次	貧民率
一八四九年	一・三二%
一八六三年	一・〇九
一八八〇年	〇・四六
一九〇〇年	〇・三〇
一三四九年	一一・七%

これは院外救助でも同じで、院外被救助者数は夫々年次に對當して左の如くである。

一八六三年	〇・九八
一八八〇年	〇・三七
一九〇〇年	〇・一九

然るに、院内に於ける労働可能な被救助者は全體として常に同一率を保持して居り、一八四九年には〇・一五%、一九〇〇年には〇・一一%であつた。今英國に於ける一九〇〇年にいたるまでの院内及院外被救助者及びその總數と、これを全人口に對比せし率とを示せば左の如くである。

年次	(1) 院内救助	貧民數	人口一千人に對する率
一八四九年		一三三、五一三	七・七
一八五六年		一二四、八七九	六・六
一八六〇年		一一三、五〇七	五・八
一八六三年		一三六、九〇七	六・七
一八六八年		一五〇、〇四〇	六・九
一八七三年		一四四、三三八	六・三

一八七九年	一六六、八五二	六・七
一八八五年	一八三、八二〇	六・八
一八九〇年	一八七、九二一	六・六
一八九五年	二〇八、七四六	六・九
一九〇〇年	二二五、三七七	六・八

(2) 院外救助

年次	貧民數	人口一千人に對する率
一八四九年	九五五、一四六	五五・〇
一八五六年	七九二、二〇五	四二・一
一八六〇年	七三一、一二六	三七・一
一八六三年	九四二、四七五	四六・三
一八六八年	八四二、六〇〇	三八・九
一八七三年	七三九、三五〇	三二・〇
一八七九年	五九八、六〇三	二三・九
一八八五年	五八五、一一八	二一・八

一八九〇年	五八七、二九六	二〇・七
一八八五年	五八八、一六七	一九・六
一九〇〇年	五七七、一二二	一八・二

これによつて観ると、一八四九年には、人口一千に付六二、七の貧民數、一八五六年には四八、七一八六〇年には四二、九、一八六三年には五三、〇、一八六三年には四五、八、一八七三年には三八、〇三、一八七九年には三〇、六、一八八五年には二八、六、一八九〇年には二七、三、一八五五年には二六、五、一九〇〇年には二五、〇であつて、漸次貧民數が減少してゐることが分る。

これを勞働可能なる貧民に就て見るも略同一である。今院内院外被救助者の數を年次に配當すれば左の如くである。

年次	貧民數	人口一千人に對する率
一八四九年	二二八、八三三	一三・二
一八五六年	一五四、二二八	八・二
一八六〇年	一三二、一二〇	六・七
一八六三年	二二一、七四九	一〇・九
一八六八年	一六六、七九〇	七・七

一八七三年	一二四、九二五	五・四
一八七九年	一〇四、九七〇	四・二
一八八五年	九五、八四三	三・六
一八九〇年	九二、一一八	三・二
一八九五年	一〇四、七八九	三・五
一九〇〇年	九三、六五五	三・〇

これによつて、労働可能なる貧民 (able-bodied poor) も亦漸減してゐることが分る。全體として、貧民数は減少して居るが、院内救助は減少して居らぬ。この事實は如何に解釋すべきか。院内救助は貧民の自由を奪ふので漸減しなければならぬが、これが却つて、増加してゐるといふことは院舎の改善によつて、貧民を引きつけたといふことにも因らう。また、勞役場 (Workhouse) の治療部が改善せられた爲め、貧民が餘計それに流入する傾きをもつてゐたことにもよらう。

併し、以上の數字は英國に於ける當時の貧民数を正確に表示するものでないことは明かである。官公團體によつて救助するもの、外に例の友愛會 (Friendly Society) や、その他、私設團體及私人などの救助も合算しなければならぬ。これが、どれ程の數に上るか分らない。

英國にどの位の貧民があるか、今のところ正確な統計がないから、これを明示することはできない。

チャーレス・ブリス氏によると、ロンドン市の貧民は一、三〇〇、〇〇〇人であるといふ。これは、ロンドンの人口に對して三〇・七%の率に當る (一八九一年公にせしブリス氏の *Life and Labour of the People of London* による) これ等の貧民は絶対に生活を脅かされて居るものでなく所謂境界線にあるものをも含む。ブリス氏の研究が發表せられたとき、保守的な經濟學者は、或はこれを以て過大とし、或はロンドン特有のものとし、これを英國全國に適用することに不同意であつた。然るに、十年後、同じく私費を投じて英國の貧民研究に従事した人がある。それは例の B. S. Rowntree 氏である。

ルオントロイ氏は「都市生活としての貧民研究」(Poverty, a Study of Town Life) によつて研究の結果を發表してゐる。一九二二年に改訂版を出し四百十六頁となつた。

ル氏の研究はヨーク市に於て行はれたが、貧民率は略ブリス氏と同じものであつた。すなはちブリス氏の數字は三〇・七%であるが、ルオントロイ氏は二七・八四%であつた。併しルオントロイ氏はこの差異を解釋して、ロンドン及ヨーク兩市の貧民率は略同一のものであらうが、たゞ、ブリス氏の研究せし一八八七—一八九二年の間の英國の繁榮は中位のものであつて、ル氏の調査せし年は異常の繁榮状態であつたといふてゐる。

これによつて、ル氏は全英國の貧民数を推測して「人々は倫敦の貧窮を例外のものとするが、綿密な研究の結果は、英國の他の代表的都市に於ても同一であることが分り、我々は英國には、都市人口

の二五%より三〇%にいたる貧民が存在するといふ愕くべき推斷を下しうるのである」と言つてゐる。私費を投じて貧民研究に精勵せし、この二研究者によつて、初めて英國に於ける貧民數が明白となり、相次いで、改良運動の目標ともなつた。

参考文献

- (1) F. Minsterberg, Das ausländische Armenwesen.
- (2) C. Booth, Life and Labour of the People of London.
- (3) Rowntree, Poverty, a Study of Town Life.
- (4) Hunter, Poverty.
- (5) Liese, Geschichte der Caritas.

三 中央貧民官廳

A 中央官廳の職能

一八三四年の改正によつて、中央貧民官廳の權能は増大し、國王によつて任命せられ、イングラント及ウェールズをその權限範圍とする三名の救貧法委員 (Poor Law Commissioners) によつて代表されることゝなつた。もし、救貧法委員が一教區 (Parish) を教區なりと認むれば、一八六五年以來、以上の教區を集めて教區聯合 (Union of parish) とする救貧聯合 (Armenverband) をつくり、保護司局を起し、共同勞役場を設けることが能きることゝした。委員は救貧聯合の義務吏員を選任し、これが

給與を決定する權能をもつ。かつ改良を要する事項は、これを地方に及ぼし、地方貧民行政に影響を與へることが出来る。貧民行政は凡て救貧法委員の管掌するところであり、なほ、地方官廳の救貧事務をも指導し促進する權能をもつ。

中央官廳は貧民官署の組織をつくり、法規の執行細則を定め、貧民行政を監察し、貧民行政地域を定め、知識及經驗を集積し、材料を蒐集して、貧民事業に改良を促進する職能をもつ。最初は貧民官署の組織をつくるに、法規の執行細則を定めるとかといふことが、中央官廳の主たる仕事であつたが、漸次、貧民事業を改良するといふことが主たる任務となつた。

救貧委員は常設機關ではなかつたが、一八四〇年にいたり、救貧法局 (Poor Law Board) なる中央貧民官廳が創設され、一般官廳組織へ導入せられた。この貧救法局は一八六七年にいたり、常設機關となつた。それが一八七一年にいたり、衛生、建築、道路、警察、その他の行政事務を合して、所謂 Local Government Board となつた。それ故、救貧局は Local Government Board の一局となつたわけである。この組織は救貧事業の立場より改造せられたものでないから、貧民政策に對して格別なる意義はなかつたけれども、兎に角、それは、一時的の機關でなく、常設の機關となり、權力も増大し、保護司局に對する信用をも増した。かくて、貧民事業を確實なる基礎の上におき、始終一貫の方針を以て進むべきものといふ觀念を普及した。Local Government Board は單純なるものでなく、複合組織で

あるから、その長官は國王の任命によるが、それに關與するものは (1) Lord President of the Privy Council (11) Lord Privy Seal (12) Chancellor of the Exchequer (四) Secretaries of the States である。けれども、それ等の官吏が關與するのは單に形式的であるから、表面上見られるやうな複合制ではない。中央官廳 (L. G. B.) の長官は全體にわたる行政上の機能と責任をもつてゐる。

中央官廳 (L. G. B.) は貧民地區の区分及その撤廢に關し全權を有つてゐる。イングランド及ウェールズは六百四十七の貧民地區に分割されてゐるが、その中、一教區一地區主義を採るもの二十五、その他は教區の聯合する Union である。中央官廳では一教區を獨立なものとなし、又、これを數教區聯合せしめ、更らに、これを消解する權能を有つてゐる。一八七九年以來、中央官廳は二或はそれ以上の教區聯合を更らに結合して、一般的、乃至、地方的福祉を圖つた。中央官廳は有給吏員選任の權能をもち、これが任用を地方廳に命令することができる。中央官廳では吏員任用の權利を慎重に取扱つたけれども、吏員に關し、地方官廳に莫大なる影響を與ふるを免れなかつた。

英國では、法令を執行する場合、これに手加減を加へ、その時その所に應じ、適合せしむることにしてあるが、中央官廳ではかくの如き手加減を加へる權能をもつてゐた。中央官廳によつてのこの手前は、國を通じて、統一せし救助事務を進めることが能きぬやうにも考へられるが、これによつて、新法令による急激なる變動の危険を免れ、かつ徐々變化に適合することを可能ならしめた。法令執行

免除は一般的なもの (General Rules or Orders) 特殊なもの (Particular Orders) とに分れる。一般的なもの、一貧民地區 (einen Armenbezirk) 以上共通に行はるゝ免除である。一般的免除はロンドン・ガゼット紙上に公告せられる。特殊なもの、貧民地區の区分に關するものなどである。中央官廳より免除のため發布した法令の中一八四七年六月二十四日の General Consolidated Order や、一八四四年十二月二十一日の Out-door Prohibitory Order や、一八五二年十二月十四日の Out-door Regulation Order や、一八六四年一月十四日の General Order for Account などは著名である。

次に、中央官廳は監察の機能をつくす。この目的に向つて、中央官廳では検査官 (Inspector) に行政的監察をなさしめ、會計監督に財政上の監察をなさしめる。行政監督官はその地區の貧民事務が法規や命令に適合するかどうかを調べ、地方貧民官廳に關する苦情を聽き、地方廳の請願を整理するなど、行政に關する事務を整理し、按排し、かつ、監督する。これに對し、會計監督は地區會計事務の監察に任ずる。

中央官廳はその命令が遵守せられるか否やを調べ、これを強制する職權をもつ。會計監督は若し違法ありたる場合にはこれを訂正せしめ、地方吏員にして若し法規や命令に違背した場合には罰金を課し、時に禁錮刑にも處することができる。その上、中央官廳は貧民行政を執行するにあたり、その障害となるべき吏員の怠慢、不適當、又は違法に對し、吏員を解雇する權能をもつ。

中央廳ではたゞに行政的監督に止らず、司法的機能をも行使する。これは既に地方に對する苦情を聞き、それに裁決を與へる以上極めて自然的なことである。もし、會計監督に不服なものがあれば、これを Queen's Bench に告訴するか、中央廳に上申するかであるが、多くの場合、中央廳に上申する方が便利であり、かつ、費用もかゝらぬので、中央廳が司法事務を取扱ふことゝなつた。なほ、居住權に關する紛争とか、貧民費の補償に關する事柄なども、裁判所へ持ち込まれず、中央廳にその裁斷を仰いでゐた。かくて、中央廳は司法事務にも關與するに至つた。

以上のことは、いづれも法令によつて定められ、中央廳又はその長官の任意變更を許さないものばかりであるが、中央廳より發せらるゝ訓示や教化事項などに關しては、無論中央長官の意見によつて如何ようにも貧民事業に影響を與へるのである。よつて、中央長官の人物如何によつて、貧民行政は或は良くも悪くもなるを免れぬ。當時、院外救助と貧兒取扱ひは中央廳の措置によつて左右せられて居たことが明かに看取せられる。

中央廳では、絶えず地方廳と接觸するからその實狀をつくすことができる。よつて、もし中央廳に於て内外にわたる貧民事業に關する知識を傳播し、これを一般に普及せしめたならば、その効果は著明なるものがあらう。英國では、中央廳はこの種の教化的機能をもつくし、以て、同國貧民制度を完全なものとするに與つて力あつた。

B 教區及教區聯合

保護司は地方廳に屬する吏員であるが、これは教區から選任せられる。英國の貧民法制は教區を基本としてゐる。教區はその名の示す如く初めは教會に所屬してゐた。すなはち、教區は教會に關する區分であつた。最初は貧民を教區で取扱つて居り、純然たる教會に關する意味のものであつたが、その後これが世俗的となり、法的となり、國家に關係するものとなつた。エリサベス法によつては、貧民は明かに國家的責任のものとなつた。教會の救貧役員は同時に貧民監督者たる觀がある。それと共に、教會では Overseer (監察者) を任用したが、これも世俗と融通したものであつた。かくてエリサベス法によつて、教區は教會のものより、世俗のものとなり、世俗的な貧民救助單位となつた。そこで教會教區 (Church parish) は 世俗教區 (Civil parish) となり、その地域的編成もその組織も異ふものとなつた。兩者共、バリツシなる名稱を用ゐるけれども、その實體は異つてゐる。その當時、イングランド及ウェールズに一萬五千の世俗的教區があつたが、純粹の教區 (ecclesiastical parish) は一萬三百より以上には出てなかつた。一萬五千の世俗的教區の中、一萬教區はその地域に於ても、教會的教區地區と一致しなかつた。世俗的教區と教會的教區と一致しなかつたのは、一つには、教會的教區が Church Building Acts により、新に教會を設くる場合に變改せられたけれども、世俗的教區はその儘となつてゐたこと、その二は、世俗的教區が變改されし場合に、教會的教區がその儘になつてゐ

たことに因る。教區の地區改正を促した事情によつても、その地積はいろいろに變動した。一六六二年、法律によつて一教區に含まる、township や village が別々の貧民行政區域に分れたが、その結果、過小なる教區といふものが出來た。それから、一八五七年と一八六八年の法令によつて、中央廳は貧民税を免除せられし地域を隣接教區に合併し、獨立なる教區をつくらせた。なほ、一教區の地域が離れてゐたり、多くの分割せられた部分になつてゐるものをも整理した。この分割せられた地區 (separated parish) といふものが一八七三年には千三百もあつた。そこで、一八七三年に特別委員が任命せられ、教區整理案をつくることゝなつた。この特別整理委員の決議により Local Government Board は一八七六、一八七九、一八八二年にわたる三つの法令を發し、分離する教區を解消し、これを隣接教區に合併して獨立教區とした。

世俗的教區の地積はいろいろで、その人口も夫々異つてゐる。五十エーカーの教區もあれば、一萬エーカー以上の大教區もある。教區の人口についても夫々異ひ、六千の教區は三百人以下、七百八十八の教區は五十人以下、然るに教區の中、人口十萬以上のものもあるといふように區々であつた。教區に在住する人口平均数は千七百人であつた。教區の多くは人口二百人より一千人までの間である。

英國救貧法制について、教區よりも意義のあるのは教區聯合である。救貧事業を執行し、貧民行政の便利に従つて教區の聯合することは夙に行はれてゐたが、一七二三年にいたり、教區が小さくて、

勞役場を維持することができない場合には隣接教區と聯合して宜いことゝなつた。一七八二年の Gilbert's Act では教區聯合に關する規定ができた。一八三四年の貧民法は教區聯合に關し、その基礎をつくつたもので、英國貧民法制に一革新を與へたものであつた。これによつて、貧民事業の新組織ができ、その運用を全ふことができると考へた。教區聯合の共同執行機關は Board of Guardians であり、それは義務委員によりて指揮統率せられた。保護司局の委員は一教區毎に選任するのであつて、中央廳がその數を定めた。教區は保護司によつて共同執行機關に對し代表せられる。各教區聯合は共同なる勞役場 (Workhouse) をもつてゐた。

中央廳は教區聯合をつくるにあたり、人口、財産、地積、貧民救助負擔額を考査して、それを許否する權能をもつてゐる。教區の形體は區々で、一教區聯合は三萬一千三百二十八人を抱擁するとすれば、他のものは二十五萬八千二百二十六人を占め、ある教區聯合の地積は十五萬八千七百九十二エーカーであるが、これに對し、他のものは三萬七千二百九十一エーカーに過ぎないといふ有様であつた。ある教區聯合は他の教區の結合せしもの、他のものは七十二によつて結成せられたものもある。一教區聯合の保護司は五人であるに、他のものは七十五人の保護司をもつなど區々であつた。かくの如く教區聯合はその大きさに於ても、人口に於ても、その他に於ても、區々であつたが、たゞ一つ教區聯合毎に一勞役場をもつといふことは同じであつた。

更らに、教區聯合以上の救貧機關をつくる必要を感じ、既に一八三四年の法令によつても救貧事業の大地區制制定が豫想されてゐた。一八四四年にいたり、貧民教育に關し、教區聯合を更らに擴大して以上の教區を結合し、貧兒教育地區なるものをつくることに進み、かくて、無産者に對して數教區聯合で共同の宿泊所をつくり、また、數教區聯合で Audit District なるものをつくり、會計事務の整理をすることなども行はれた。かくて、數教區が一貧民地區として編成せられ、更らに、一都市が一個の綜合した貧民地區と見做して取扱はるゝことゝもなつた。教區は教區聯合に壓迫せられ、更らに、教區聯合は District にその所を譲り、貧兒の外、貧病者の院内救助も共同に行はれ、一般に救貧事業は共同に取扱はれ、費用をも共同に平均して負擔するに至つた。

C 検査員

中央貧民官廳の構成を明かにするには、なほ、検査員 (Inspector) と會計検査 (Auditor) の職制について一層明かに言及しなければならぬ。

検査員はその任地たる地區に於て中央廳を代表し、それと地方廳との仲介となるものである。検査員は以前の Assistant Commissioner の如く一定してゐるのでなく、時と共に變動した。A.C. の數は九人であつたこともあるが、不足であるとして増員せられて居り、二十一人まで増加された。検査員の數は十二人の定員で、イングランド及ウェールズが十一の検査區 (Division) に分れ、倫敦は獨立地區とされてゐた。この検査區は更らに検査の都合で小分された。検査員はその地區の用務繁多なる場合には増員したり、検査補 (Assistant Inspector) を任命したりした。一八八五年には検査地區の數が十五となり、倫敦地區のみで三人の検査員を任用してゐた。その外、Inspector of Audits なるものがあり、その中、Inspector of Local Loans が一人、Inspector of Workhouse Schools が四人で都合五人であつた。

検査員は擔當地區をまわり、法規が實行せられて居るかどうかを査察する。この目的に向つて、二回開かれる貧民教區聯合 (Union) の保護司局に出席し、その合法なるや否やを査察し、會議にも列席しうる權能をもつが、發言權はない。その外、年二回勞役場にいたり嚴密なる検査をする。検査地區に含まるゝ教區聯合 (Armenverbände) は人口とその他の事情により區々であるが、概して五十教區聯合に付一人の検査員が配當せられてゐた。検査員はその年の終りに文書を以て擔當地區内の報告を中央廳に提出することになつて居るが、度々倫敦に來り口頭を以て管内の報告をする例になつてゐた。検査員は擔當地區より中央廳に提出せられる請願及中央廳より地區に送らるゝ命令に關與する。検査員は地方の狀況及人事につき熟知してゐるので、自づから請願許否決定につき適任たるにいたる。その外、地區の貧民事業に關して、參與すべき諸々の事項が生起する。吏員の任用、地方吏員に對する苦情、法規の作製に關し中央廳の認許をうる場合など、いづれも検査員が關與し、義務地方吏

員に對する苦情、保護司に關する事件など、時に検査員の細密なる査察を要する。これ等の事柄に對しては検査員は一々その事情に通曉して居り、義務吏員に關しては一々面識もあり、性行をも知悉してゐるから、査察する職分としては適當である。これによつて、検査員の査察が倫敦の中央廳と、それから隔離して存在する地方廳との間に如何なる關係をもつかゞ解るであらう。中央廳では、一々地方事情に接觸し、それに精通して居る検査員を通じて地方の事情を得ることができ、また、地方廳では検査員の蒐集せし材料の分配をうくることによつて、一層基礎的な救助事務を進むることができる。地方廳では検査員に諮問し、若くは、その指導によつて中央廳の意向と方針とを知ることができる。

検査員は地方廳から監察官として取扱はるゝよりも、中央廳が地方救助事務を重視する表號としての機關と見ることにより、地方廳と検査員との間柄は概して好良で圓滿であつた。検査員は紳士を以て見られ、その位置と職業とは尊敬の標的であり、それによつて、自づから威嚴をも備へ、下層階級の福利を念とすることにより人格益々光りを添へる。かくの如き検査員は能きるだけ總ての階級より任用せらるゝことになつてゐる（社會事業吏員を總ての階級より選任する意義に就ては拙著「方面委員制度指針」―京都西洞院七條南内外出版株式會社發行―一六四七八頁參照を乞ふ）それは高級の官吏、審判官、醫師などより選任されてゐる。検査員は壹萬圓の年俸まで昇進することができる。

D 會計検査員

中央官廳に屬し、地方廳を監察するもう一つの機關は Auditor (會計検査員) である。會計吏員制は一八三四年以來存在し、該吏員を優遇し、その職能を充分發揮するような主義を採つてゐた。一八三四年前には會計検査は平和裁判所の管掌であつたが、これは單に形式的のものであつた。一八三四年には、未だ、會計検査は特別なる吏員によつて遂行せられず、教區聯合がそれを任用する権限をもつてゐた。教區聯合より任用せられし會計検査員と合して地區會計検査員 (District Auditor) なるものをつくり、有效なる會計検査を遂行することゝした。尙、この會計検査員の権力を増大し、平和裁判所より任命せられしものなどによつて職務遂行を妨げらるゝことのないようにした。その後、検査員の権限を一層増大する方針を採り、District auditor を重視せしめ、遂に會計検査員の獨斷專行となつた。一八六四年に於ける會計検査區の數は五十三であつたが、その後、二十三に減少し、倫敦を以て獨立一會計検査區とした。かくて、會計検査員の権限は一層増大したが、一八六四年以來、中央廳は地方廳の介入することなく、自づから、會計検査員を任命することにした。こゝに於て、會計検査員は國家直屬の官吏となつたわけである。

會計検査員の職分は貧民救助事務中重大なるものであるが、貧民吏員の取扱ふ帳簿は年二回検査をうけ、それが合法であるか計算が正確であるかを調べられなければならない。貧民行政に於て、財政に關しては一切會計検査員の検査を受けなければならない。検査するにあたり、少くも十四日前これを地

方廳に通告し、保護司局の主事は教區聯合に能きるだけこれを周知せしめなければならぬ。期日の少くも三日前に會計検査員は納税者及有産者に對し帳簿の閲覽をなさしむる手續をとらなければならぬ。

會計検査を不當とする場合には、裁判にかけることも能きるし、中央廳が法的手段によつてこれが改廢をなすことも能きる。年二回検査することになつてゐるけれども、特別検査といふものが又中央廳によつて執行せられる。以上の如き會計検査は検査員 (Inspector) の検査と相俟つて、貧民行政を常時監察する仕組みとなる。會計検査員は無給有給で、事務に練達し、専門的知識を有つて居るものでなければならぬから、司法事務に精通したものや、貧民官廳の有能な主事より選任することになつてゐる (會計検査員の資格について Poor Law Commissioner より出せる注意書はかくの如く規定してゐる) — It is necessary that he should have a complete knowledge of the statutes and authorities, by which the expenditure of the Poor Rates is required and the P. L. Commissioners Rules Order and Regulations, and be able to make sound and legal inferences from these authorities, so as to determine their effect in special cases, some acquaintance with the law of contracts is necessary and, above all, a large experience of the nature of the pecuniary transactions of the Guardians, Overseers and their accountable officers, without which it is impossible for him to exercise his important function of ascertaining—as

he is bound to do in every case—the reasonableness of every item.

参考文献

- (1) 13 Jahresbericht des L. G. B. S.
- (2) L. G. Manual, 1885
- (3) Booth S, Journal of the London Society, Vol. 45, p. 549.
- (4) Mill, J. S. Representative Government, Chapt. XV.
- (5) Aschott, Das englische Armenwesen.
- (6) Münsterberg, Das ausländische Armenwesen.
- (7) Reports of Local Government Board.
- (8) Proceedings of the Central and District Poor Law Conferences.

四 地方貧民官廳

A 監督

地方貧民官廳を構成するものは監督 (Overseer) と保護司 (Guardian) 及び、有給吏員たる書記や救助吏員や勞役場長である。

監督と保護司とは特志吏員である。エリザベス法に據ると、各教區は常に二名より四名の監督を任命しなければならぬことになつて居る。これを同時に Churchwarden といふものを任用してゐるが、

これは任意な監督の一種である。監督は英國貧民法制に於ては重要な職掌となつて居ないようで、一八三四年以來、監督 (Overseer) なる職掌は有名無實の虚器たるが如き観がある。

監督は知能をはたらかす役目ではなく、従つて興味を以て、これに當るといふのでもないから、最初定められた職掌は漸次他のものに移轉して行つた。これによつて、監督たる名譽吏員が必要だかどうか疑はれる状態になつた。エリザベス法では二名乃至四名の監督を選ばなければならぬが、これが就任を肯せざる場合には罰則を適用することになつてゐる。そこで、罰金適用範囲を縮少し、就任しなくてもよいものを定め、醫師、辯護士、宗教家、海陸軍の士官、高級官吏などは除外されるようになった。一八八〇年代に於ては、一教區につき一名の監督を選任すれば宜いことになつてゐる。

監督といふものは以上の如き性質のものであるが、これに監督補 (Assistant Overseer) といふものを配してゐる。この監督補は有給義務吏員で、計算や記帳位のことを掌り、恰も我國現行の方面委員制度に於ける方面主事や書記のあるものゝ如くである。なほ監督補の外に Collectors of Poor Rates といふ吏員を任用してゐた。

エリザベス法では監督の職掌は、(一)教區民に對し貧民税の徴收、(二)救助事務の實行、(三)その他貧民法施行にあたり必要と認むべき事項であつた。この三つの権限は漸次縮少せられ、或は有名無實となつた。第二、第三の職分は他の機關に移轉せられた。一八三四年以來、救助事務は保護司局へ

移管されるやうになり、單に急救を要する困窮者に對し、金給以外の救助を與へるに過ぎないことゝなつた。それでも、監督はこれを救助吏員 (Relieving officer) に通告し、繼續救助に關しては保護司局の決裁をうけなければならぬことゝなつてゐた。

B 保護司局

地方廳に屬する名譽吏員は監督と共に Guardian であるが、この保護司は向きに説明せし如く保護司局 (Board of Guardians) なるものを組織する。保護司は地方廳に屬する吏員の中で重要なもので、前項に述べた監督の職掌の一部をも代行する。保護司は一教區毎に選舉せられるが、これが集つて教區聯合 (Union of parish) の共同執行機關たる保護司局をつくる。もし、一教區が獨立貧民行政機關たる場合には保護司局は一教區の機關たりうる。一八八〇年代に於ける保護司の全數はイングランド及ウェールズにわたり二萬六八十七人であつたが、それに七千四百十二人の豫備保護司が加はる。この豫備保護司は何であるかと言へば、保護司の選舉が遅れた場合、若くは何等かの理由で保護司局が構成せられないときその代行をするのである。

保護司は教區によつて選舉せられるが、もし一教區の人口二萬以上である場合にはこれを分ち、一々保護司を選むことができ、人口三百以下の小教區は隣接教區と聯合して一保護司を共同に選出する。中央廳では人口や、その他の事情を參酌して保護司選任の地域を決定するが、一教區につき一保護司

といふことが原則である。

選舉權は土地所有と納税者 (Ratepayers) とであるが、納税者は選舉前滿一ケ年間教區の貧民税を納入したものでなければならぬ。土地所有者と納税者とを兼ねるものも無論選舉權をもつ。Inner Rate-payer にあつては五十ポンドに達する収入のあるものは一票の權利を有ち、五十ポンドを増す毎に一票づつを増すが、二百五十ポンド以上にあつては、いづれも六票の權利をもつことゝ規定してゐる。法定の選舉權は上の如くであるが、中央廳は地方の事情を參酌して最低投票權を設定することができ、教區に居住するといふ單なる事實は選舉權に關係がないものとする。婦人も亦選出されるけれども、既婚婦人に對しては異論がある。保護司の任期は一年であるが、中央廳は時にこれを三年に延長することもできる。

保護司が選出せられ、保護司局が構成せらるれば、議長と幹事とを選出しなければならぬが、議長は無論一名、幹事は二名である。決議には少くも三名の保護司が出席しなければならぬ。然らざれば決議は效力を生じない。それに、少くも二名の保護司が同意するにあらざれば決議の效力は生じない。一八四七年六月二十六日發布の General Consolidated Order によつて、保護司事務取扱規則が全國にわたり劃一的に施行せられたが、形式的官僚的に傾くことを避けることができなかった。保護司は任期が僅かに一年であるから、到底、事務に精通することはできず、わづかに書記によつてその運用を

全ふせしに過ぎない。

保護司の職分は左の如くである。

- 一、被救助者の決定に關する事項
- 二、被救助者殊に院内被救助者の監察に關する事項
- 三、有給吏員任用に關する事項

この中、第一の職分即ち被救助者を決定することは保護司の最も重要な職分である。救護を要すべきか否かの決定、それから、救護すべしとすれば、如何にして救護すべきかの決定が保護司の重要な職分となる。保護司が要救護者と判断し決定するには直接保護司局へ來るものに對しては面談してその可否を決定することができ、また、救助吏員の調査が正確であるかどうかを判断することができる。直接な材料に對しては、救助吏員の調査により若くは監督が既に假りに救助するものについて參酌決定することができる。英國の貧民法では眞に困窮する所謂 destitute の部類に入るものだけを助けるのであるから、如何なるものを要救護者とするかといふことは容易に決定することができる。けれども、如何なる方法によつて救助すべきかといふことは矢張り困難な問題である。たとへば、勞働能力をもつものを救助せんとする場合には、これを勞役場へ收容すべきか、或は金給か、或は物給か、或はこの種類の院舎へ收容すべきかを決定することは困難である。

かくて救助と決し、何等かの方法によつて、救助實行にいたれば、重ねてこれを監察する職分が生ずる。この職分も亦保護司の重要な職分である。よつて、保護司局では保護司の中より訪問委員を設け、勞役場や養老院や學校にいたり、實地監察することとし、これを保護司會議に報告する。保護司會議ではその可否を討議し、院舎經營の可否や、救助方法の可否を討議する。殊に、院外被救助者に對しては三ヶ年に限り救助するが、この期間絶えず監察をなし、救助吏員をして要救護及その他の事情について調査せしむる。なほ、保護司は有給吏員の任用についても關與する。地方廳より中央廳に向つて任用を上申せし候補者に對しては採否の權能は無論中央廳にあるけれども、多くの場合、中央廳は盲判を捺すだけで、地方廳の上申通りに決る。よつて、保護司は吏員任用について發言權をもつこととなる。

保護司の質はどうか。一八三四年以來、英國の地方貧民救助行政は嚴密なる法規によつて律せらるゝに至り、かつ、Inspector と Auditor との監察は向きに述べたように執行せられて居るから、貧民行政を一定の軌道に置くことが能きうになつた。けれども、この反動として、優良分子たるべき適任者が保護司たることを回避する傾を生じて、保護司局の實際の權能は縮小せられ、多數の有給吏員によつて益々その範圍を減縮した。その外、不妥當なる選舉によつて適當なる保護司は減少した。但し二つの都合のよい事情が生じた爲め、保護司の質が改善に向つた。二つの事情とは、私的社

會事業が勃興したこと、他の名譽職への登龍門として保護司が提供せられたことである。私的社會改良事業は當時慈善組織化協會 (Charity Organization Society) となつて現れた。我國の無組織なる社會事業の現状に於ては、一度、これを組織化する運動の擡頭することは避けがたきことである。慈善組織化運動については左の文獻を参照せられたい。

- (1) Loch, Dr, Chamber and Charity Organization, Charity Organization Review, August 1897.
- (2) Loch, Charity Organization.
- (3) Watson, Charity Organization Movement in the United States.
- (4) Curteen, Handbook of Charity Organization.
- (5) Kellog, The Function of Charity Organization.
- (6) Halmen, First Principles of Charity Organization.
- (7) Richmond, What is Charity Organization?, Charity Review, Vol. IX.
- (8) Bosanquet, Social Work in London.

慈善組織化の意義を知るにはロツホ氏の著作によるのが便利であるが、包括的な説明を要せらるゝ讀者はウアトソン氏の五百五十頁餘の著作に依るが宜い。その歴史的研究に對する參考書としては、ヘレン・ボサンケイ女史の Social Work in London なる著作を通讀さるべく、この書は一八六九—一九一二年にいたる社會事業の歴史的考察を試みてゐる。

さて、慈善組織化協會を組織することになると、私的社會改良事業と公的社會事業との連絡を望むこととなり、慈善組織化協會より、保護司を供給する傾きを生じ、自づから、保護司の素質は改善された。次に、政治的位置をうることや議會へ入る登龍門として保護司が見らるゝに至り、同じく政治的趣味をもつ人々を引きつけ、かくて、優良なる人材を保護司局に送ることができた。

それに保護司として婦人が參與する機運ともなつた。婦人の保護司事務への参加は重大なる意義を英國貧民制度に齎らした。それがただけ仕事をするといふよりも、婦人の貧民救助への参加による意義は重大なるものがなくてはならぬ。私はエルバアフェルド法の研究に於て、婦人委員の意義を論じたが、婦人は男子の補助機能として社會事業界に参加するのではなく、分業の觀念によつて導入せられるのである。私の分析闡明した概念社會事業は男子の領野であるが、體驗社會事業は婦人の分野である（概念社會事業と體驗社會事業との何であるやについては、自分の社會事業原理研究を一と先づ壓搾して提示せし「社會事業概論」について承知せられたい）。

實は眞の社會事業と言はるべきものは概念的のものでなく、直觀的體驗的のものであるから、婦人にして初めて眞の社會事業に従事しうるわけである。男子は概念的で、物的であり、女子は直觀的で、人間的である。sachlicheよりは眞の社會事業は生れず、menschlicheよりのみ眞の社會事業が現はれる。

方面委員事業にあつては婦人は家庭の事、育児の事、病者の事、家政の事などを分擔する。婦人と社會事業との關係及婦人の社會事業上の分業については左の拙文を参照ありたい。

- 一、婦人の社會事業上の分業、「社會事業研究」第一卷第三號
- 二、エルバアフェルド法の源流と本質「社會事業研究」第十四卷、第六號—第十五卷第一號
- 三、「方面委員制度指針」六九—七〇頁
- 四、「社會事業概論」一五五—一六六頁

英國貧民行政にあつては婦人は院舎に於ける家庭經濟の事、衣服及食物に關する事、下女採用の事、看護婦任用について關與した。その外、婦人は病院や貧民學校の監察に重要な機關であつた。殊に、公私社會事業の連絡については婦人は重要な役割をした。婦人中、慈善組織化協會の會員が多かつたので、これ等婦人は公的貧民行政と私的救助とを接合連絡し、公的救助をうけて居るものを獨立自助の徒とした。

婦人の初めて保護司となつたのは一八七五年であつたが、一八七七年には三人となり、ロンドンに一人、その他、地方に二人配當された。一八八一年には婦人保護司を選任すべく主張する機關たる Society for Promoting the Return of Qualified Women as Poor Law Guardians ができた。その後、同様の目的をもつて設立せらるゝ協會が續出し、ブリストル、バアミンガム及びブライトンに婦人保護司

任用促進の協會ができた。これによつて、一八八四年には四十四人の女保護司ができ、ロンドンに十
四人、バアミンガムに五人、ブリストルに四人配當された。

保護司制度の改善は企てらるべくしてその儘になつてゐた。一八七八年、保護司改善委員が選任さ
れた。保護司の任期は地方廳の上申によつて三年まで延長することができたけれども、原則としては
一年であつた。この短き期間に於て貧民救助といふが如き複雑なる社會改良事務を會得することは絶
對にできない。また、これは素人の仕事でなく、その他の専門事項の如く習練によつて初めてその手
腕を獲得すべきものである。よつて、如何にしても、その任期を長くしなければならぬといふ主張が
現はれてきた。然るに、調査委員會では、單に保護司の任期に變更を加へるだけでなく、地方貧民行
政組織を根本より變改しなければならぬといふ意見に達した。

英國の貧民吏員、殊に、名譽職員の資格及任用についての議論には、我國現行の方面制度はこれに
聽き、また、これを參酌しなければならぬことが多いであらう。我國の名譽職員たる方面委員の選任
及任用に關しては、府縣に於て整理するか、若くは根本的に變改するかによつて、やがて來るべき貧
民行政の健全なる一要素たらなければならぬ。

C 貧民主事

地方廳の名譽職員としての保護司及び監督の外に、有給義務吏員なる主事或は書記 (secretary, clerk)

救助吏員 (Relieving Officer) と勞役場長 (Master of the Workhouse) とがある。

教區聯合には一名づつの書記 (Clerk) があり、大教區聯合にはその外、主事補若くは書記補 (Assis-
tant Clerk) といふものを置く、書記は保護司局の文書の往復及記帳を掌る。保護司會議では調書は書
記によつて作製せられる。その外、局の支拂ひや、中央廳その他への請願は一切書記によつてなされ
る。書記は元帳 (General Ledger) 救助命令簿 (Relief Order Book) 支拂帳 (Order Cheque Book) と
食分類簿 (Pauper Classification Book) といふやうな帳簿の記録に當る。元帳には局の支拂を記入し、
救助命令簿には救助許可者の姓名を登録し、支拂帳には購買せし物品を記入し、乞食分類簿には半年を
一期として救助せし貧民の分類を記入する。その外、書記は院外救助表 (Outdoor Relief List) 院内
救助表 (Indoor Relief List) 非居住貧民會計簿 (Non-Resident Poor Account) 施療簿 (Medical Relief
Book) の記入に當る。

書記は救助吏員や勞役場長の分掌する帳簿を保護司會議にあたり檢覽するから、自づから救助吏員
や勞役場長の記帳及収入を査察する機能をもつこととなる。救助吏員は院外救助表と出納簿 (Receipts
and Expenditure Book) との記入に當り、勞役場長は日記帳 (Master's Day Book) 及出納簿の記入に當
るが、書記はこれ等帳簿の記入と自己の分掌する Relief Order Book 及び Order Cheque Book) とを
對照する。その他、書記は半年毎に總ての會計簿を締切り、これを納稅者の閱覽に供するようにする。

書記は裁判事件に關しては保護司局の代理となり、保護司選舉については、選舉の監理、選舉者名簿の作製、投票用紙の配分及取り集めに當り、かつ、選舉の結果を發表する。

書記の職業は重要なものであり、法規にも通曉して居なければならぬので、書記の俸給は所によつて異ふが、倫敦では五千圓より六千圓位である。地方ではこれより少ない。書記は法規にも通じ、かつ經驗をも積んだものでなければならぬから、保護司局は書記を重要視し、保護司の改選に拘はらず、書記は常時繼續吏員として勤続することにしてある。

D 救助吏員

次に地方貧民事務にあつて重要な分掌をして居るものは救助吏員である。救助吏員は常に貧民に接し、その個々に於て知悉しうる地位にある。よつて、救助の決定に際しては、その實際について調査し、かつ、適正なる方法を定むる。救助吏員は退役の兵士の中から選任せらるゝことゝなつてゐる。これは兵士の出生や家柄が救助さるべき貧民と大差なく、貧民殊にその救助の方法につき適正なる判断を下しうると共に、兵士としての訓練により固定されたる態度即ち嚴格で威壓を加へうるからである。私は我國の方面委員は今一層各階級より選任しなければならぬことを主張してゐる。我々は自分の階級に關する事情を纔かに知るのみで、他の階級の生活や事情を知ることが困難である。労働階級の困窮を救助する分擔にある方面委員が一切産業に關係のない宗教家や教員であるといふことでは適

當ではないであらう。よつて、労働地域に選任せらるべき方面委員は工場關係のものか、少くも産業に従事するものたるを要するのであらう。更らに、それは直接労働者の状態を知りうる如きものたるを要する。私は拙文に於て「社會事業研究」第十四卷第十號）これについて左の如く述べてゐる。

労働階級は自己の屬する階級についで *Besser Sachkennner* であるが、これは他のいづれの階級に屬する人々よりも労働階級の事情に通ずることを意味する。その外、労働者は労働界についての *besten Richter* であつて、最もよく判断し指導することができる。この妥當なる判断、審判、指導の要素なくして、労働者の状態を改善することはできない。もし、我國に労働階級に屬する人々の委員乏しとすれば、これ即醫師なくして疾患を診察せんとすると同一である。労働階級の社會醫師は又労働者でなければならぬ。次に明かにしなければならぬことは、労働者の中、如何なる種類の労働者が委員として適當であるかと言ふことである。これは獨立なる工業賃金労働者といふことにならう。手工業者や、家内労働者や、手傳の類は、第一他のために働く時間も餘裕もない。よつて、これ等の労働者を使用してエ法を運営することはできなからう。獨立なる賃金労働者の中、正常なる労働時間を有つものは社會奉仕の餘裕も能力もあるから、これ等の人々を煩はし、エ法の運用を圓滑にすることは賢明なことではなくてはならぬ。尙一層資源と時間を有つものは職工長、監督である。これ等の労働者及労働關係を以て方面制度を合理化する用意は特に經濟都市に必要である（このことに就ては、拙

著「方面委員制度指針」六四頁より七十一頁までを通讀せられたい。

救助吏員を貧民に近き生活をしたものより採用するといふことは方面委員の選任に於て階級事情を知悉するものゝ中より選任すると同一意義である。方面と言ひ、地區、地域（地區と地域とは異り、地區主義と地域とは全然別ものである。これに就ても上掲の拙著參酌）と言ふことは近隣關係（nachbarlicher Beziehung）を表示し、近隣關係は被救助者の生活状態を熟知することを意味する。もし、我國の方面委員が諸々の階級に分配せられ、各階級の事情を知りうるが如く構成せられて居ないとすれば、それは既に方面制度の意義を没却するものと言はなくてはならぬ。我國の方面委員の中には適任者は少くないけれども、今一層委員を諸階級諸身分に分配するやうに仕組む必要があらう。

救助吏員は方面委員の如く要救助者の個別的な家庭訪問をなし、その一々の生活状態を入念に調査する。即ち、要救助者の健康状態や労働能力や、その要求するところのものゝ何であるやを精細に調査する。急救を要する場合には、救助吏員は命令によつて自づから救助をなすことができ、物給をなし、或は勞役場へ收容せしむることができる。但し、金給はなすことができない。疾病の場合には醫療を受けしむることができる。

救助吏員は保護司會議に出席することができ、救助に關する調書を提出し、かつ、急救による救助について報告をすることができる。これ等のことは救助吏員の所持する Application and Report Book なる帳簿に記入せられる。

救助吏員は保護司局に對し、救助の程度及方法に關し豫備的行動をとらなければならぬ。その中には、要救助者が労働能力をもつや否や、扶助すべき親族近親があるかどうかといふことを含む。保護司局で救助を決定すれば救助吏員はこれが遂行に當らなければならぬ。院外救助の場合には院外救助表に載せられたる被救助者の個別訪問をなし、一々その現状を調査し、變化を來したときには、これを局に通告しなければならぬ。被救助者は指定の方法により救助せられるが、救助金の支出については救助吏員はこれを Receipt and Expenditure Book に記入しなければならぬ。Circular Letter of P. L. B., Dec. 1868 には救助の方法及場所について規定してあるが、それによると、一定の惠與所を指定し、そこで、被救助者に支拂をなすことになつてゐる。これを Pay Station といふ。この支拂所はいかゞはしき所に設けられてゐたが、もし、これを貧民各自の家について惠與することゝすれば、初めて所期の効果を齎らしうるであらう。さうすれば、被救助者を統制することもできる。救助吏員の職務はかなり困難なもので、保護司局の規定及命令を格守しなければならず、若し違法を發見せられた場合には處罰せられる。救助吏員の適否は全體の救助事務に影響を與へるが如き責任のあるものである。よつて、救助吏員優遇の道も開かれ、平均千五百圓の年俸を受け、五年間に百圓づゝ増給され最高千八百圓に進むことができるやうになつてゐる。

救助吏員の数は總て千五百四十人であり、Assistant Relieving Officer は八十七人に上る。これによつて、一教區聯合に二人より三人までの救助吏員が配當せられるわけである。教區聯合に於ける救助吏員の数は教區の大小やその他の事情によつて決められる。

参考文献

- (1) General Order, Overseer Non-Poor Rate Account.
- (2) Instructional Letter of Commissioners, Glen, P. L. C.
- (3) 37-43 Proceedings of Guardians.
- (4) Relief Committee Order.
- (5) The Work of Women as P. L. Guardians, Westminster Review, April 1885.
- (6) Report of Select Committee appointed to inquire into the system, and which Guardians of the Poor are elected. 1878.
- (7) General Order Elections of Guardians.
- (8) Amendment Order of 14 Feb. 1878, Concerning Duties of Clerk.
- (9) General Cons. Order of 24 July 1847, Act 164 and Art 215, 216; General Order for Accounts of 14 Jan. 1867, Art 23 and 24.
- (10) 12 Year book of L. G. B. S. XXXVIII.
- (11) 22 Year-book of P. L. B. S. IIX.

五 英國貧民行政の精神及主義

A 英國貧民行政概観

英國の貧民行政は上に分解説明せしが如く、中央官廳と地方官廳との組織及系統により、それに含まるゝ Inspector 及 Auditor 及 Guardian 及 Overseer 及 Clerk 及 Relieving officer によつて運営せられて居ることを知る。然るに、この貧民行政組織の精神及主義の何であるかといふことは更に説明を加へなければならぬ。

貧民行政組織の精神及主義に溯及する前に、貧民行政一般に對して貧民行政組織が如何なる意味をもつかを闡明しなければならぬ。

向きに英國貧民行政組織に分解を加へ、能きるだけその要綱を示し、それを壓搾提出することに力めた。一國の貧民行政組織といふものが貧民法制を比較する中心的標準となるもので、これに、その前衛として貧民行政組織の主義及精神の何であるやを比較對照し、その殿軍として、貧民救助を實行可能なものとする貧民救助費の問題と、救助各論（種別による貧民救助）とを添加し、よつて以て、各國貧民法制を比較對照するのである。それ故、英國の貧民法制が如何なるものであるやの批判的考察の基準は先づ英國貧民行政組織の何であるやに求めなければならぬ。これ、私が英國貧民法制分析に従事するにあたり、筆を英國貧民行政組織に起せし所以である。以上は貧民行政の形式に外ならぬ